

身體ノ著シキ障碍アリテ收容保護ヲ要スルトキハ申請ニ基キ特ニ傷兵院ニ入院セシムルコトヲ得

第三條 傷兵院ニ入院中ノ者ニハ恩給ノ支給ヲ停止シ其ノ親族ニ扶助料又ハ一時扶助料ヲ給ス

前項ノ扶助料又ハ一時扶助料ノ支給ニ關シテハ恩給法ノ扶助料又ハ一時扶助料ニ關スル規定ヲ準用ス但シ扶助料ノ年額ハ恩給法第七十五條第一項第三號ノ金額ニ相當スル額トス

傷兵院ニ入院シタル者ノ兄弟姉妹ニシテ第一項ノ一時扶助料ヲ受ケタル者ニハ恩給法第八十一條ハ一時扶助料ヲ給セス

傷兵院ニ入院シタル者ノ兄弟姉妹ニ對シ第一項ノ一時扶助料ヲ給シタルトキハ爾後他ノ親族ニ對シ給スルコトアルヘキ第一項ノ扶助料又ハ恩給法ノ扶助料ノ額ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 傷兵院ニ入院中ノ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ退院ヲ命ズ

- 一 恩給法ニ依リ恩給ヲ受ケタルノ權利消滅シタルトキ又ハ恩給ヲ停止セラレタルトキ
- 二 收容保護ヲ要セザルニ至リタルトキ
- 三 懲戒ニ處セラレ改悛ノ見込ナキトキ

第五條 傷兵院ニ入院シタル者ニシテ退院ヲ命セラレ又ハ自己ノ便宜ニ依リ退院シタル者ハ退院ノ日ヨリ二箇年ヲ經過スルニ非サレハ再ヒ傷兵院ニ入院スルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アルモノハ此ノ限ニ在ラス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和九年六月一九日勅令第一六八號ヲ以テ同月二十日ヨリ施行)

本法施行ノ際現ニ傷兵院ニ入院中ノ者ハ本法ニ依リ傷兵院ニ入院セシメタルモノト看做ス

(1) 傷兵院法施行規則。

(2) 扶助料ノ給與事由ハ恩給法ニ於けるそれと異リ傷兵院ノ入院であるから傷兵入院中扶助料を受けてゐる妻が死亡し後日後妻が出來た如き場合にも後妻は傷兵の入院中扶助料を受ける權利がある。

(3) 昭和九年勅令第二七七號(傷兵院法第三條第四項ノ規定ニ依ル扶助料ノ額ニ關スル件)。

傷兵院法施行規則 (大正一二年) (改正昭和九年第一三號) (抄)

第一條 傷兵院法第一條又ハ第二條ノ規定ニ依リ傷兵院ニ入院セシムル者ハ其ノ身體又ハ精神ノ障碍ノ程度ガ恩給法施行令第二十四

條第一項ノ特別項症乃至第三項症ノ症狀ニ相當シ且家族ノ資産、其ノ他ノ狀況ニ因リ適當ナル介護ヲ受ケルコト能ハザルモノニ限ル

第二條ノ二 傷兵院ニ入院ヲ許可セラレタル者ハ入院ノ際恩給證書ヲ傷兵院長ニ提出スベシ但シ特別ノ事情ニ因リ恩給證書ヲ提出スルコト能ハザル場合ニ於テ内務大臣ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四條 傷兵院ニ入院シタル者ニハ在院中本人ノ受ケヘキ增加恩給月割額二分の一ニ相當スル金額ヲ毎月手當トシテ支給ス

附則

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和九年勅令第二百五十七號 (傷兵院法第三條第四項ノ規定ニ依ル扶助料ノ額ニ關スル件)

傷兵院ニ入院シタル者ノ兄弟姉妹ニ對シ傷兵院法第三條第一項ノ一時扶助料ヲ給シタル後ニ於テ他ノ親族ニ給スルコトアルベキ傷兵院法第三條第一項ノ扶助料又ハ恩給法ノ扶助料ノ年額ハ入院ノ月ノ翌月ヨリ起算シ該兄弟姉妹ニ給シタル一時扶助料算定ノ基礎ト爲リタル年數ニ相當スル期間ヲ限リ傷兵院法第三條第二項ノ規定又ハ恩給法第七十五條ノ規定ニ依ル扶助料年額ヨリ該兄弟姉妹ニ給シタル一時扶助料算定ノ基礎ト爲リタル扶助料年額ノ五分ノ一ニ相當スル額ヲ控除シタル額トス

傷兵親族扶助料、一時扶助料



傷兵親族扶助料、一時扶助料

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

傷兵入院者親族扶助料一時扶助料給與手續

(昭和九年  
閣令第一號)

第一條 傷兵院法第三條ノ規定ニ依ル扶助料又ハ一時扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ恩給給與規則中扶助料又ハ一時扶助料請求ノ規定ヲ準用スルノ外扶助料請求書又ハ一時扶助料請求書ニ第二條ノ證明書ヲ添附シ内閣恩給局ニ之ヲ差出スベシ

第二條 傷兵入院シタルトキハ傷兵院長ハ左ノ事項ヲ記載シタル證明書ヲ扶助料又ハ一時扶助料ヲ受クベキ親族ニ交付スベシ

一 恩給證書ニ記載シタル事項

二 入院ノ日

第三條 傷兵入院シ若ハ退院シ又ハ入院中死亡シタル時ハ傷兵院長ハ速ニ其氏名及入院若ハ退院又ハ死亡ノ日ヲ貯金局ニ通知スベシ

第四條 入院中ノ者退院シ又ハ死亡シタル爲扶助料ヲ受クルノ權利消滅シタルトキハ貯金局ニ於テ退院又ハ死亡ノ月ノ翌月ヨリ扶助料ノ支給ヲ止メ其ノ旨ヲ内閣恩給局ニ通知スベシ

前項ノ場合ニ於テ扶助料證書ヲ占有スル者ハ速ニ之ヲ内閣恩給局ニ返還スベシ若シ亡失其ノ事由ニ因リ扶助料證書ヲ返還シ

得ザルトキハ速ニ其ノ旨ヲ内閣恩給局ニ届出ツベシ

第五條 扶助料又ハ一時扶助料ニ關シ本令ニ別段ノ規定ナキ事項ニ付テハ恩給給與規則中扶助料又ハ一時扶助料ニ關スル規定ヲ準用ス

附則

本令ハ昭和九年法律第十二號施行ノ日以後ノ事項ニ付之ヲ適用ス

大正二年閣令第二號ハ之ヲ廢止ス

執達吏恩給

執達吏は従前の官吏恩給法上の官吏でもなく又恩給法上の公務員でもないが執達吏規則に俸給年額を六〇〇圓と看做して官吏恩給法に照し恩給を給する旨の規定があるので現在と雖も之に依て恩給を受け得るのである。

執達吏規則(明治二三  
法律第五一號)抄)

朕執達吏規則を裁可シ之ヲ公布セシム此法律ハ明治二十三年十一月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス

第十九條 執達吏一年間ニ收入セシ手數料六百圓(ニ)充タサルトキハ國庫ヨリ其不足額ヲ支給ス

第二十一條 執達吏ハ官吏恩給法(ニ)照シ(ニ)恩給(ニ)受ク其恩給年額ハ第十九條ニ定メタル金額ヲ俸給額ト看做シテ算定ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令(ニ)以テ之ヲ定ム

附則

本法ハ大正十年分ヨリ之ヲ適用ス但シ執達吏規則第二十一條ノ規定ノ適用ニ付テハ大正九年八月一日以後恩給ヲ受クヘキ事由ノ生シタルモノニ付之ヲ適用ス

執達吏恩給



(1) 初め一八〇圓であつたのを大正八年法律第四〇號を以て四五〇圓に改め更に大正一〇年法律第二六號(官報三月三〇日)を以て六〇〇圓に改めたのである。因に大正九年法律第一〇號に依る恩給増額の際執達吏に付ては同年勅令第三二三號を以て特例を設け「執達吏規則第二十一條ノ規定ニ依リ手數料年額四百五十圓ヲ俸給額ト看做シ算出シタル恩給ヲ大正九年法律第十號第一條第一項ノ規定ニ依リ増額スル場合ニ於テハ大正九年勅令第二七八號ニ依ラス六百圓ヲ俸給年額ト看做シ算出シタル金額ヲ以テ其ノ恩給年額トス(本令ハ大正九年七月一日以後ノ分ヨリ之ヲ適用ス)」とした。

(2) 官吏恩給法は今や恩給法第八四條を以て廢止されたから恩給法施行後は之に代ふるに恩給法を以て解すればよいのである。

(3) 照シとは執達吏恩給自體の發生消滅及執達吏在職年相互の關係等の恩給關係にして性質上執達吏にも準用し得るものは官吏恩給法(恩給法施行後は恩給法)の規定に依り律するの意である。

〔具申裁決例〕「官吏恩給法ニ照シ恩給ヲ受クトハ……執達吏ヲ官吏恩給法第一條ニ所謂文官判任以上ノ者トシテ之ト全然同一ノ待遇ヲ爲スノ趣旨ニ非ス仍テ本件ノ如ク執達吏恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者文官ニ再任シタル場合ニ其ノ恩給ヲ停止スヘキヤ否ヤニ付考フルニ一見官吏恩給法第十二條第二項第一號ノ停止規定ハ右ノ場合ニ準用シテ然ルヘキカ如クナルモ元來恩給停止ノ趣旨ハ年金恩給ノ基礎トシテ通算シ得ヘキ官職ニ在職中ハ俸給ノ外同時ニ恩給ヲ給スルノ謂レナキヲ以テ其ノ官職ヲ退クニ至ル迄特別ノ規定アル場合ノ外恩給權ニ制限ヲ加ヘテ恩給金ヲ給與セサルニ在ルヲ以テ官吏恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者ハ文官在職年トノ間ニ通算性ナキ(同法第八條參照)執達吏ト爲ルモ其ノ恩給ヲ停止スヘキニアラサルト同様ニ執達吏恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者其ノ在職年ト通算セ

ラレサル文官判任以上ノ官ニ任スルモ其ノ恩給ヲ停止スヘキニ非ス右官吏恩給法第十二條第二項第一號ハ執達吏ニ付テハ唯執達吏恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者執達吏ニ再就職シタル場合ニ其ノ恩給ヲ停止スルノ限度ニ於テハミ準用セラルヘキモノトス」

(4) 恩給と謂ふも官吏恩給法時代には同法中に退官賜金の規定がなかつたから恩給法施行後も之に相當する一時恩給を給せず、又同様の理由に依り扶助手料、一時扶助手料を執達吏の遺族に給しない。結局普通恩給、増加恩給及傷病年金を給し得るものと解する。

(5) 此の附則は前述大正八年法律第四〇號の附則一で勅令とは大正八年勅令第一九二號のことで同勅令は大正八年六月一日より施行する旨規定した。

(6) 前述大正一〇年法律第二六號の附則である。



### 恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律及其の施行令

(昭和七年六月一八日公布法律第一三號)

恩給の基礎俸給に關し、當分の間、恩給法と離るべからざる關係のある法律が恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律である、昭和六年六月以降に官吏、待遇官吏等の俸給月額大體一〇〇圓以上の者の一般的減俸が行はれた爲恩給法第六〇條以下の俸給額を基礎とする恩給額も減俸率に比例して減額される結果になつた、然るに軍人及準軍人に付ては其の恩給額は當時の恩給法別表第一號表及第四號表に假定俸給額を基礎として表で定められてあり實際に受ける俸給額と關係が無く而して減俸の當時今次の減俸は一時的措置であるとして此の表を改正しなかつたので軍人及準軍人だけは減俸に關係なく減俸前と同額の恩給を給せられたのである、而して昭和八年法律第五〇號に依る恩給法改正後も軍人及準軍人に付てだけは假定俸給額を定め(第五九條ノ二)、之を基礎として算出すると上記法律第五〇號で廢止された別表第一號表第四號表の金額と同様の金額になるやうに即右別表が今尙存すると同様の結果になつてゐるのである、從て減俸後は軍人準軍人の恩給は利益で其の他の公務員の恩給は不利となつたが前述の如く今次の減俸は一時的措置と解せられてゐるので軍人準軍人の恩給は依然其の儘としてをいて其の他の公務員の恩給の中減俸前の俸給を基礎として算出し既に給與した一時的の恩給に付ては遡つて追給し將來も又は將來から給する恩給に付ては給與事由發生の翌月から増給して軍人準軍人の恩給額と其の公務員の恩給額との間の衡平を計ることになつたのである(第一條)。又

恩給法第九九條第一項の規定に依り従前の差額停止の規定の適用を受ける公務員に付ては其の差額算出の基礎たる退職當時の俸給が減俸前の俸給規程に依る俸給であるのに減俸規程施行後の同じく差額算出の基礎をなす再就職中の俸給は減俸規程に依るのでは同價値であるべき新舊俸給の比較上權衡を失するものがある(其の公務員は減俸規程施行後も減俸前の退職當時の俸給額の給與を保障せられることになり俸給の減額だけ恩給から補助を受け減俸されないと同様の結果となるから)から退職當時の俸給は之に相當する減俸規程施行後の俸給に引直して計算するの要がある、而して之は減俸規程施行の際に遡つて實行するのが理論に合するが既に給した分は之を問はず本法施行後から實施することにした(第二條)。以上が本法制定の理由である。尙、昭和八年法律第五〇號を以て恩給法中に改正を加へたが本法には何等影響はないのであつて此の改正に拘らず、本法は依然として、密接不可離の現行法なのである。

#### 恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律

第一條 昭和六年六月一日以降減俸ノ爲改正シタル俸給ニ關スル規程(一)ニ依り俸給ヲ給セラレテ指定期間ニ在リテ其ノ恩給額ト改正前ノ俸給ニ關スル規程ニ依レバ受クベカリシ(二)俸給ヲ基礎トスル恩給額トノ差額ヲ年金タル恩給ニ在リテハ追給ス(三)  
前項ノ規定ハ昭和六年六月一日以降勅令ヲ以テ指定スル時期ノ迄ニ新ニ制定セララル俸給ニ關スル規程ニ依り俸給ヲ給セラレテ退職シ若ハ死亡シタル軍人以外ノ公務員若ハ之ニ準ズベキ者又ニ其ノ遺族ニ付之ヲ準用ス(四)

恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律及其の施行令



第二條 恩給法第九十九條第一項ノ規定ニ依リ従前ノ例<sup>(1)</sup>ニ依リ普通恩給ト其ノ基礎ト爲リタル在職年ニ通算スルコトヲ得ル官職<sup>(2)</sup>ニ就キ受クル俸給トノ合算額ノ退職當時ノ俸給ヲ超過スル差額タケ普通恩給ヲ停止スル場合ニ於ケル其ノ退職當時ノ俸給ハ本法施行後ニ在リテハ勅令ヲ以テ指定スル時期<sup>(3)</sup>迄昭和六年六月一日以降減俸ノ爲改正シタル俸給ニ關スル規程ニ依ル其ノ俸給ニ相當スル俸給<sup>(4)</sup>トス  
前項俸給額ノ算定ニ關シテハ勅令<sup>(5)</sup>ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令<sup>(6)</sup>ヲ以テ之ヲ定ム

(1) 所謂減俸令等の減俸規程である。命令の番號及件名を列舉するに凡そ次の如くである。

- 昭和六年勅令 第九九號 高等官官等俸給令中改正
- 同 第一〇〇號 判任官俸給令中改正
- 同 第一〇一號 神宮司廳職員官等俸給令中改正
- 同 第一〇二號 造幣醫及專賣醫官等等級俸給令中改正
- 同 第一〇五號 奏任及判任待遇監獄職員給與令中改正
- 同 第一〇六號 帝國大學高等官官等俸給令中改正
- 同 第一〇七號 官立大學教官職務俸ニ關スル件中改正

- 同 第一〇八號 京城帝國大學高等官俸給令中改正
- 同 第一〇九號 臺北帝國大學高等官俸給令中改正
- 同 第一一〇號 臺灣總督府監獄待遇職員給與令中改正
- 同 第一一一號 臺灣總督府警察醫官等等級給與令中改正
- 同 第一一二號 旅順工科大学教官職務俸令中改正
- 同 第一一三號 府縣知事加俸ニ關スル件中改正
- 同 第一一四號 地方待遇職員令中改正
- 同 第一一五號 公立學校職員俸給令中改正
- 同 第一一六號 公立大學職員俸給令中改正
- 同 第一一七號 道府縣立感化院職員令中改正
- 同 第一一八號 公立圖書館職員令中改正
- 同 第一一九號 鐵道省鐵道醫ニ關スル件中改正
- 同 第一二〇號 朝鮮總督府鐵道局鐵道醫及藥劑師ニ關スル件中改正
- 同 第一二二號 公立學校職員年功加俸令中改正
- 同 第一二二號 師範學校長勤績加俸令中改正
- 同 第一四三號 二以上ノ俸給ヲ受クル官吏等ノ減俸ニ關スル件

恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律及其の施行令



- 昭和六年 第一四八號 市町村立小學校教員加俸令中改正
  - 昭和六年 第一〇號 官國幣社神職俸給規則中改正
  - 同 第一一號 奏任及判任待遇神宮職員俸給規則中改正
  - 同 第一二號 明治神宮外苑管理署職員俸給規則中改正
  - 昭和六年 第一七號 小學校令施行規則中改正
  - 文部省令 第一一七號 官幣大社神職俸給規則中改正
  - 拓務省令 第一二號 官幣大社朝鮮神宮神職俸給規則中改正
  - 昭和六年 第六六號 官幣大社朝鮮神宮神職俸給規則中改正
  - 鮮總督府令 第三四號 臺灣公立幼稚園保婦ノ俸給ニ關スル件中改正
  - 昭和六年 第三六號 官幣社神職俸給規則中改正
  - 同 第三六號 官幣社神職俸給規則中改正
  - 昭和六年 第二六號 樺太公立小學校職員俸給及諸給與規程中改正
  - 樺太廳令 第二六號 樺太公立小學校職員俸給及諸給與規程中改正
- 尙在外指定學校職員の俸給に付ては關東州及南滿洲鐵道附屬地の在外指定學校のものは昭和六年關東廳令第二二號を以て改正減俸し其の他の在外指定學校のものは減俸したるものと然らざるものとがある(參考…大正一二年外務、文部省令在外指定學校ノ指定ニ關スル規程第二二條に曰く在外指定學校職員ノ職務並服務及俸給ニ關スル規程ハ所管領事官之ヲ定メ外務文部兩大臣ニ報告スヘシ)。

(2)(7)(11) 其の時期は將來軍人以外の公務員に付て一般的に減俸を舊に還元するとか反對に軍人の恩給額を減額するとか其の他の理由に依り本勅令を存置するの必要なくなる時期で今から何年何月と豫定し得ない時期である。

(3) 昭和七年法律第一三號施行令第一、二條では別項に掲げた。  
 (4) 其ノ恩給額即減俸令適用後の退職又は死亡の當時又は前(改正恩給法)の俸給を基礎として恩給法に依り算出した恩給額である。

(5) 假に昭和六年六月以降の減俸令が發布されざりしならば舊俸給規程に依り受けたらう所の俸給の意。  
 (6) 一方に於ては絶えず恩給法第六〇條以下の規定に依り退職若は死亡の當時又は前(改正恩給法)の俸給を基礎とする恩給額が生ずるのを他方に於て本法に依り絶えず差額を増給又は追給するのであるから觀念上は絶えず更正が行はれることになるのである、併し實際の取扱に於ては既に本法施行(昭和七年八月一日)前に裁定した恩給は後から新證書又は追給裁定通知書を發行して差額を遡つて給するの外ないが(昭和七年閣令第一號第一條)本法施行後裁定せられたる恩給は便宜上最初から更正恩給額を表示した證書又は裁定通知書を發行することになつてゐるのである(同上閣令第一條)此の事を規定した昭和七年閣令第一號は後述する。

(8) 新に制定せられる規程に依る俸給が減俸令に依る俸給と同額ならば此の俸給の還元額と同額を基礎として恩給額を算出し同額でなければ假に此の新規程に依る俸給が減俸令に依る俸給であつたならば何程の額に還元すべきかを考へ其の還元すべき額を基礎として恩給額を算出する事が準用であると解する。本項の「新に制定セラルル俸給ニ關スル規程」の一例は昭和八年八月八日勅令第二二三號内閣印刷局醫及内閣印刷局藥劑師官制の俸給令の如きである。

(9) 差額停止の従前の例は

(4) 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助辦法(昭三〇)第二條一七頁)

恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律及其の施行令



第五條 退隱料ヲ受クル者左ノ事項ノ一ニ當ルトキハ其ノ間退隱料ノ支給ヲ停止ス但シ第一號ノ場合ニ於テハ其ノ差額ニ限り支給ヲ停止ス

一 退隱料ノ支給ニ付在官在職年數ヲ通算スルコトヲ得ル官職ニ就キ受クル給料ト退隱料トヲ合シタル金額退職現時ノ給料額ヲ超過スルトキ

二 (略す)

(ロ) 府縣立師範學校校長傳給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法(明二三、法九一)第七條(二二條—二七頁)

(ハ) 公立學校職員退隱料等ニ關スル法律(明二九、法一三)第一條(二二條—三四頁)

(ニ) 朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリノ傳給ノ支給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律(明四五

法一一)第二條(二二條—四〇頁)

(ホ) 臺灣ニ在動スル地方稅支辨ノ傳給ヲ受クル文官判任官以上ノ學校職員退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律(明三三、法七七)第二條(二二條—四二頁)

(ハ) 樺太廳立小學校教員、樺太公立小學校教員退隱料遺族扶助料ニ關スル法律(明四一、法三五)第一條(二二條—四三頁)

(ト) 在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法(明三八法、六四)第二條(二二條—四五頁)

而して(ロ)以下皆(イ)と同趣の規定である。

(10) 通算することを得る官職に關する規定は

(イ) 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第四條ノ二

(ロ) 前記(イ)の法律第三條、第四條、第四條ノ二

(ハ) 前記(ニ)の法律第四條

(ニ) 前記(ホ)の法律第四條

(ホ) 前記(ハ)の法律第四條

(ト) 前記(ト)の法律第七條

(12) 「其ノ俸給」とは「退職當時ノ俸給」を指し「相當スル俸給」とは減俸令に依る減額せられた俸給である。

(13) 「俸給額」とは前項の「改正シタル俸給ニ關スル規程ニ依ル……相當スル俸給」の額である。勅令とは後に述

べる昭和七年法律第一三號施行令第三條以下である。

(14) 昭和七年勅令第二〇三號である、曰く「昭和七年法律第十三號ハ昭和七年八月一日ヨリ之ヲ施行ス」

昭和七年法律第十三號施行令(昭和七年七月三〇日勅令第二〇四號)

第一條 昭和七年法律第十三號第一條第一項ノ規定ニ依リ増額シ又ハ追給スベキ恩給金額ヲ算出スル爲ニ要スル改正前ノ俸給規程ニ依リ受クベカリシ俸給ハ左ノ各號ニ依ル

一 昭和六年六月又ハ七月減俸ノ爲改正シタル俸給規程施行ノ際在職シ俸給のヲ減額セラレタル者爾後其ノ俸給ヲ變動セラルルコトナクシテの在職シ又ハ死亡シタルトキハ減俸直前ノ俸給トス

二 昭和六年六月又ハ七月減俸ノ爲改正シタル俸給規程施行ノ際在職シタル者爾後其ノ俸給ヲ變動セラレテの退職シ又ハ死亡シタルトキ及該俸給規程施行後就職シタル者退職シ又ハ死亡シタルトキハ

(イ) 本條ニシテ級俸ノ定アル俸給規定のニ依ルモノニ付テハ其ノ退職又ハ死亡當時ノ俸給力減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル級俸定額ニ該當スルモノナル場合ニハ其ノ級俸定額ニ對應スル改正前ノ俸給規程ニ定ム

恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律及其の施行令



ル級俸定額トシ之ニ該當スルモノナラザル場合ニハ其ノ俸給ニ直近スル下位ノ級俸定額方之ニ對應スル改正前ノ俸給規定ニ定ムル級俸定額ニ對シテ有スル割合ヲ以テ其ノ俸給ヲ除シタル金額トス(6)但シ其ノ俸給ニ直近スル上位ノ級俸定額ノ改正前ノ級俸定額ニ還元セラレタル額ヲ超ユルコトナシ(7)

(ロ) 本俸ニシテ級俸ノ定ナキ俸給規程(9)ニ依ルモノニ付テハ其ノ退職又ハ死亡當時ノ俸給ヲ高等官及同待遇者ニ在リテハ高等官俸給令判任官及同待遇者ニ在リテハ判任官俸給令ニ依リ受ケタルモノト假定シ(イ)ノ規定ニ依リ算出シタル金額トス

(ハ) 本俸ニ準ズベキ俸給(10)ニ付テハ俸給規程ニ於テ其ノ最高限ハミテ規定スルモノ(10)ニ在リテハ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル最高金額方改正前ノ俸給規程ニ定ムル最高金額ニ對シテ有スル割合ヲ以テ退職又ハ死亡當時ノ本俸ニ準ズベキ俸給ヲ除シタル金額トシ最高限及最低限ヲ規定スルモノ(11)ニ在リテハ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル最高金額及最低金額方々改正前ノ俸給規程ニ定ムル最高金額及最低金額ニ對シテ有スル割合ヲ退職又ハ死亡當時ノ本俸ニ準ズベキ俸給ノ額ニ依リテ補間計算シ(12)タル割合ヲ以テ退職又ハ死亡當時ノ本俸ニ準ズベキ俸給ヲ除シタル金額トス(13)但シ本俸及本俸ニ準ズベキ俸給ノ改正前ノ俸給ニ還元セラレタルモノノ合算額ハ改正前ノ俸給規程所定ノ最高限ヲ超ユルコトナシ(14)

前項ノ場合ニ於テ前項各號ノ規定ニ依リ算出シタル俸給金額ノ圓位未滿ハ之ヲ切捨ツ(15)  
退職又ハ死亡當時ノ本俸ト本俸ニ準ズベキ俸給トノ合算額方第一項第二號(イ)又ハ(ロ)ノ規定ニ依リ改正前ノ俸給規程ニ依リ俸給ニ還元セラレルべき最低額(16)ニ達セザルモノナルトキハ第一項第二號(ハ)ノ規定ニ依リ算出ヲ行ハズ(17)

第二條 昭和六年六月二十二日以降官吏又ハ待遇官吏タルニ以上ノ地位ニ基キニ以上ノ俸給(本俸ニ準ズベキモノヲ含マズ)ヲ受ケニ以上ノ官職ヲ同時ニ退職シ又ハニ以上ノ官職ニ在職中死亡シタル者(18)前條第一項第二號(イ)又ハ(ロ)ニ該當(19)スル場合ニ在リテハ其ノ本俸ニ付テハ退職又ハ死亡當時ノ各官職ノ俸給ニ互ニ(20)他ノ俸給ノ額ヲ合算シ各合算額ニ付假ニ前條第一項第二號(イ)又ハ(ロ)ニ規定スル算出方法ニ依リ減俸前ノ俸給額ニ還元シ各還元額ヲ退職又ハ死亡當時ノ俸給額ノ比率ニ依リテ按分シ其ノ各俸給ニ屬スベキモノ(21)ヲ以テ改正前ノ俸給規程ニ依リ受クベカリシ各官職ノ俸給額トス

第三條 昭和七年法律第十三號第二條ノ規定ニ依リ退職當時ノ俸給ヲ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ依リ相當俸給ニ換算スルニハ左ノ各號ニ依ル(22)  
一 大正十二年十月一日以降昭和六年六月又ハ七月ノ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ノ適用前ニ退職シタル者ノ退職當時ニ相當スル俸給ハ

(イ) 本俸ニシテ級俸ノ定アル俸給規程ニ依ルモノニ付テハ其ノ退職當時ノ俸給方改正前ノ俸給規定ニ定ムル級俸定額ニ該當スルモノナル場合ニハ其ノ級俸定額ニ對應スル減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル級俸定額ト之ニ該當スルモノナラザル場合ニハ其ノ俸給ニ直近スル下位ノ俸給定額方之ニ對應スル減俸ノ爲改正シタル俸給規定ニ定ムル俸給定額ニ對シテ有スル割合ヲ以テ其ノ俸給ヲ除シタル金額トス

(ロ) 本俸ニシテ級俸ノ定ナキ俸給規程ニ依ルモノニ付テハ其ノ退職當時ノ俸給ヲ高等官及同待遇者ニ在リテハ高等官等俸給令、判任官及同待遇者ニ在リテハ判任官俸給令ニ依リ受ケタルモノト假定シ(イ)ノ規定ニ依リ



算出シタル金額トス

(ハ) 本俸ニ準ズベキ俸給ニ付テハ俸給規程ニ於テ其ノ最高限ハミテ規定スルモノニ在リテハ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル最高金額方改正前ノ俸給規程ニ定ムル最高金額ニ對シテ有スル割合ヲ退職當時ノ本俸ニ準ズベキ俸給ニ乗ジタル金額トシ最高限及最低限ヲ規定スルモノニ在リテハ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル最高金額及最低金額方々改正前ノ俸給規定ニ定ムル最高金額及最低金額ニ對シテ有スル割合ヲ退職當時ノ本俸ニ準ズベキ俸給ノ額ニ依リテ補間計算<sup>(24)</sup>シタル割合ヲ退職當時ノ本俸ニ準ズベキ俸給ニ乗ジタル金額トス

二 大正十二年九月三十日以前ニ退職シタル者ノ退職當時ノ俸給ニ相當スル俸給ハ大正十二年十月一日恩給法ニ依リ更正増額セラレタル恩給ノ基礎ト爲リタル俸給額<sup>(25)</sup>ヲ以テ退職當時ノ俸給額トシ前號ノ規定ニ依リテ算出シタル金額トス

前項ノ規定ニ依リ算出シタル俸給金額ノ圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

第四條 昭和六年六月二十二日前官吏又ハ待遇官吏タルニ以上ノ地位ニ基キニ以上ノ俸給(本俸ニ準ズベキモノヲ含マズ)ヲ受ケニ以上ノ官職ヲ同時ニ退職シ其ノ合算額ヲ基礎トシテ普通恩給ヲ受ケタル者ノ退職當時ノ本俸ノ額ノ換算ニ付テハ昭和六年勅令第四百十三號<sup>(26)</sup>ヲ準用ス<sup>(25)</sup>此ノ場合ニ於テ昭和六年六月一日以降同月二十二日前退職シタル者ニ付テハ其ノ俸給ハ之ニ對應スル改正前ノ俸給規程ニ依ル俸給トス<sup>(26)</sup>

第五條 減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ於テ改正當時ノ在職者ニ付經過的ニ級俸定額ノ減率ヨリ低キ減率ニ依ル俸

給ヲ給スル規定アリタル官職方退職當時ノ官職タリシ者ニシテ同規程施行ノ當時在職シタルモノ<sup>(27)</sup>ニ關シハテ引續キ在職スル間ニ限り前二條ノ規定ニ依ル金額ニ依ラスシテ其ノ退職當時ノ俸給額ニ付定メラレタル低キ減率ニ依ル俸給ヲ以テ退職當時ノ俸給ニ相當スル俸給トス

第六條 第三條ノ規定ニ拘ラズ退職當時ノ俸給(ニ以上ノ地位ニ基キニ以上ノ俸給ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ合算額)ノ年額千四百四十圓以下ナルトキハ其ノ減額ヲ行ハズ<sup>(28)</sup>千四百四十圓ヲ超エ千二百圓以下ナルトキハ之ヲ千四百四十圓トス<sup>(29)</sup>但シ前條ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第七條 本令中退職又ハ死亡當時ノ俸給ノ換算ニ關スル規定ハ退職又ハ死亡前一年內ノ各俸給ノ換算ニ付テハ準用ス<sup>(30)</sup>

附則

本令ハ昭和七年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和八年勅令第二四七號附則)

本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

- (1) 俸給とは恩給法第四四條に規定する如く本俸及本俸に準すべきものの總稱である。
- (2) 減俸された後退職又は死亡迄の間に俸給額が昇給等に依り變らなかつた場合のことである。本俸又は本俸に準すべきものの中何れかが變動せられ他の一方が變動せられなかつた場合には變動のなかつた方に第一號を適用し



變動のあつた方に第二號を適用するのである。

(3) 此の場合には單に俸給規程施行ノ際在職シタル者とあり第一號の如く在職し俸給ヲ減額セラレタル者と規定してゐないから施行の際減俸されて後更に俸給に變更のあつた場合の外施行の際減俸を受けなかつたが(例へば文官として八五圓)後に減額された俸給(同上九五圓)に昇つた場合をも包含する。

(4) 判任官俸給令、公立學校職員俸給令の如く俸給を等級を以て區分した俸給規程。

(5) 例へば減俸の爲改正した判任官俸給令の四級俸定額たる九五圓に該當する場合には改正前の之に對する四級俸定額たる一〇〇圓を以て改正前ノ俸給規程ニ依り受クベカリシ俸給とするが如し。

(6) 前例の場合に俸給定額にあらざる九八圓を受けたとせば其の直近下位の級俸定額即四級俸九五圓が之に對應する改正前の俸給定額一〇〇圓に對する割合  $\frac{95}{100}$  を以て九八圓を除した一〇三圓を以て改正前ノ俸給規程ニ依り受クベカリシ俸給とするが如きである。

特別俸は級俸の定ある俸給規程中に存するも特別俸夫れ自身は定額なきを以て其の直近下位の一級俸又は一級上俸の定額が改正前の一級俸又は一級上俸定額に對して有する割合で其の特別俸を除した金額と解する。

(7) 之に該當する場合は殆どなき。

(8) 大正八年勅令第二五七號鐵道省鐵道醫ニ關スル件に規定する鐵道醫の俸給規定の如きである、實は鐵道醫には俸給規程といふべきものがないのであつて例へば判任待遇の者に付ても判任官が最高俸二〇〇圓であるが如き制限なく二五〇圓でも三〇〇圓でも給し得るのである。從て二〇〇圓で退職した場合に之を判任官の新舊一級俸の割

合で二二〇圓に還元して然るべきである。

(9) 恩給法施行令第二〇條に規定する年功加俸、指定地加俸、職務俸等である。

以上の加俸を併せ有するときは各加俸毎に還元すべきである。

尙、尙、太、公、立、小、學、校、教、員、加、俸、支、給、規、程 (大正一一年勅令第五一號) 第三條は管内に於て勤続滿五年以上一〇年未滿の者には第一次特別加俸として本俸十分の一、一〇年以上一五年未滿の者には第二次特別加俸として本俸一〇分の一・五、一五年以上の者には第三次特別加俸として本俸一〇分の一・五を給する規定がある(本令の根據は明治四一年勅令第四五號、小學校令第四五條及明治四一年內務省令第六號)是は本俸に準ずべきものに該當するのであるが本俸額に隨つて定る特別のものであつて(ハ)の方法に依ることを得ぬのである。仍て此の場合には本俸額を改正前の俸給規程に依れば受クベカリシ俸給額に引直し(昭和七年樺太廳令第二六號)其の引直した額の一〇分の一・五、二を「改正前ノ俸給ニ關スル規程ニ依レバ受クベカリシ」加俸とすべきである。

(10) 高等官官等俸給令第一九條第一項(曰く別表第二表第一號乃至第三號又ハ別表第五表ニ依ル奏任文官ニシテ五年以上各其ノ官ノ一級俸ヲ受ケテ在職シ功績顯著ナル者ニハ特ニ六百圓以内ノ年功加俸ヲ給スルコトヲ得)、公立大學職員俸給令第四條第二項(曰く教授ノ職務俸ハ年額千九百五十圓以下、助教ノ職務俸ハ年額千二百五十圓以下トス)母シ職務俸ノ額ハ本俸ト合シテ五千三百五十圓ヲ、本俸及年功加俸ト合シテ五千九百五十圓ヲ超エルコトヲ得ス)の如きである。

(11) 帝國大學高等官官等俸給令第四條、京城帝國大學高等官官等俸給令第三條及第五條、臺北帝國大學高等官官等俸給令第三條、公立學校職員年功加俸令別表、師範學校長勤続加俸令別表、市町村立小學校教員加俸令第三條の如きである。市町村立小學校教員加俸令第三條第二項には「年功加俸ハ本科正教員ニ在リテハ年額二十四圓乃至六十圓トシ專科正教員及准教員ニ在リテハ年額十二圓乃至二十四圓トス但シ年功加俸ヲ受ケタル後勤続五年ヲ加フル



毎ニ本科正教員ニ在リテハ年額十八圓乃至三十圓(減俸前は一八圓乃至三六圓)専科正教員及准教員ニ在リテハ年額十二圓乃至十五圓(減俸前は一二圓乃至一八圓)ヲ加フルコトヲ得」とあり年功加俸を基本的の第一次加俸と第二次以降の加俸加給とに分けてゐるから此の兩者は別々に(ハ)に依り還元すべきであること(9)に述べた通りである。

(12) 準本俸の最高限及最低額を規定する俸給規程に於て減俸後の改正規程に定むる最高額 $b'$ 及最低額 $a'$ 改正前の規程に定むる最高額 $b$ 及最低額 $a$ に對する夫々の割合は $b'/b$ 、 $a'/a$ であるが $a'$ と $b'$ との中間の額は如何なる率に依て $a$ と $b$ との中間の如何なる額に相當せしめたならば最も衡平であるか、之を算出する方法を補間計算(interpolation)と謂ひ其の算出率を「補間計算シタル割合」と謂ふのである、然らば其の割合は如何にして算出するか

(イ) 改正規程に依る額 $x$ を改正前の規程 $a$ に依る額 $y$ に換算する場合(即第一條第二項(ハ)の場合)には

$$\left(\frac{b'-a'}{b-a}\right) + (a'b'-ab) \text{ 之を變形して } (ab'-a'b) + ab(b'-a) \text{ を } y \text{ とし}$$

新最低額の最低額に對する割合を $\beta$ とし

新最低額と改正規程に依る退職又は死亡當時の俸給と額の差を $\alpha$ とし

退職又は死亡當時の俸給額に依り當該の場合の具體的の補間計算を爲すべき割合を $\alpha$ とすれば

$$\alpha = a + \beta \alpha \text{ ( } \beta \text{ が負數とならば } \beta \text{ より之を減することとなる)}$$

$\beta = \frac{\alpha}{a}$  に依て求むる換算額を算出し得られる。

(ロ) 改正前の規程に依る退職又は死亡當時の俸給額 $y$ を新規規程に依る額 $x$ に換算する場合(即第三條第一項(ハ)には  $\beta = \frac{b'-a'}{b-a}$  に依て求められる。

補間計算は昭和八年一〇月一日以後は退職又は死亡前一年内の各俸給に付各別に適用される(第七條及び附則)。

(13) 例之公立學校年功加俸令別表中學校長所長教諭助教諭令監の俸給月額八〇圓以上にして勤続五年以上一〇年未滿の者の年功加俸九六圓を改正前の額に換算すると九六圓を補間計算した割合 $\cdot$ 八八八八八九で除した一〇八圓となり同じく九七圓を換算すると之を補間計算した割合 $\cdot$ 八八九七三〇七で除して一〇九圓となる。

(14) 例へば東京府知事として本俸一級俸五三五〇圓指定地加俸四五〇圓(七〇〇圓を受くべき場合なるも本俸と合し五〇〇圓を超ゆるを得ざるを以て四五〇圓とす)を受くる場合本俸は還元して六〇〇〇圓、加俸は還元して五一四圓となるも其の合算額は六五一四圓となり改正前の大正九年勅令第二六三號府縣知事加俸ニ關スル件(最高限六五〇〇圓を超ゆるから還元俸給額は六五〇〇圓とするが如き、又帝國大學教授として俸給令改正後本俸一級俸四〇五〇圓、講座に對する職務俸一〇五〇圓を受けたる場合に之を還元するに本俸四五〇〇圓、職務俸二一九圓合計五七一九圓なるも改正前の帝國大學高等官等俸給令第四條第二項に五七〇〇圓を超ゆるを行さるの制限あるを以て還元俸給額は五七〇〇圓とするが如きである。

(15) 級俸定額に該當せぬ俸給を減俸する場合(例、高等官官等俸給令附則第五項)等に圓位未滿を圓位に滿たしめることになつてゐるので其の反對の場合たる減俸規程に依る俸給を還元する場合には圓位未滿を切捨てることになつてゐるのである。

(16) 這般の減俸は概して俸給月額一〇〇圓以上の者に付て行つたのであるから還元セラルヘキ最低額は多くの場合改正前の一〇〇圓に對する改正俸給即九五圓であるが併し個々の場合には一〇〇圓以下の俸給を減額したのもあり従て改正俸給が九五圓未滿でも最低額である場合も澤山あるのであるから各俸給令毎に決定するの外ない、例



へば公立學校職員俸給令第四號表の職員の内助教、生徒主事補、學校長、教諭等に在つては十級五五圓、師範學校首學校暨師學校の訓導に在つては八級六五圓、助教諭舎監保母書記等は六級六五圓を以て還元セラルヘキ最低額とするのである。

(17) 反言すれば本俸と準本俸とを合し還元セラルヘキ最低額に達する場合には本俸のみにては最低額に達せざる場合でも準本俸のみは(ハ)に依り還元するのである、蓋し一定額以上の俸給を還元する場合に準本俸も俸給の一種であるから之を除外することは妥當でないのであつて本俸と準本俸と合して其の一定額に達する場合には矢張り還元すべきである、唯此の場合に本俸は其の一定額に達せぬと還元する規定がないから還元せぬのであつて準俸給のみは額に拘らず常に還元し得るから是だけは還元しようとする建前である。

(18) 第二條は昭和六年勅令第一四三號、二以上ノ俸給ヲ受クル官吏及待遇官吏ノ減俸ニ關スル件に相當する規定である、同勅令は昭和六年六月一日前から在職し同令公布の日たる同月二二日現在も在職してゐた二官職以上併有の者に公布の日から併有官職に對する俸給合算額を夫々各官職に對し一の俸給を受けたかの如く看做して減俸(斯の如く看做して減俸する結果は各俸給を單獨に減俸する場合には減俸されざる低き俸給が減俸されるに至ることあり、例へば待遇職員として三〇〇圓、文官として三〇圓を受けたる者は六月一日より待遇職員として二七七〇圓、文官として矢張り三〇圓を受けることとなるも右勅令に依れば六月二二日より文官として二七圓に俸減せらる)した規定であるから六月二二日以降に二官職以上併有の者の俸給は觀念上は恰も右勅令に依る減俸の制限下に受けてゐるもの如く看做し從て斯かる者同月以降其の官職を同時に退職し又は死亡した場合に之を還元するには右勅令の裏に相當する規定を設けて還元するを

妥當としたのである、本俸ニ準ズベキモノヲ含マズとしたのは右勅令に年功加俸、職務俸の類ヲ含マズと同趣の規定があり而して還元すべき俸給の範圍は同範圍なるを要するからである。

(19) 互ニ他ノ俸給ノ額ヲ合算シといふのは前述勅令第一條の「俸給ノ各方夫々他ノ俸給ノ額ヲ其ノ額ニ合算シタリシモノトセバ」といふのと同旨である、互に他の俸給を合算すれば還元すべき額は同額となるが、公務員別の俸給令の種類に依り其の直近下位の俸給の新舊の比率は必ずしも同じでない場合もある(殊に判任奉任の別に依り)ので公務員別に其の比率で算出した還元額從て之を按分した額も各俸給毎に單獨に還元した場合の額と異なることがあり得るのである。又本條は前條第一項第二號(イ)又は(ロ)に該當する場合即減俸の爲改正した俸給規程施行の際に在職して減俸を受け爾後其の俸給を變動せられて退職又は死亡した者及該俸給規程施行後就職し退職又は死亡した者の本俸の還元の場合の規定であるが同じく該當といつても二以上の俸給の内或るものは變動し或るものは變動せぬ場合もあり全部が變動した場合もある。

(イ) 減俸後一又は二以上の俸給は變動せられ他の一又は二以上の俸給は變動せられざりし場合には前者に付ては第一條第一號に依り減俸直前の俸給を還元額とし後者に付ては第二條に依り還元額を算出する。

(ロ) 各俸給共減俸後に變動せられた場合には第二條に依り還元額を算出すること勿論である。

尙六月二二日に減俸された儘各俸給共爾後變動せられざりし場合には各俸給毎に第一條第一號の規定を適用して然るべきである。

(21) 例へばA、B二官職を併有し其の俸給a、bとすればa+bをA官職として還元したaをaとbの割合に按分し其のaに屬す



べきもの即ち  $a' \times \frac{d}{a+b}$  をA官職の改正前の俸給規程に依り受くべかりし還元俸給額、其のりに屬すべきもの即ち  $b \times \frac{d}{a+b}$  をB官職の改正前の俸給規程に依り受くべかりし還元俸給額とするといふことである。

第二條を適用した一例を示すに、昭和六年六月一日前より判任待遇の待遇職員と兼任文官とを併有し待遇職員として月俸一三五圓、文官として年俸三〇圓を受け同月二日に二以上ノ俸給ヲ受クル官吏及待遇官吏ノ減俸ニ關スル件に依り待遇職員として二七圓に文官として二七圓に減俸せられ其の後兩官職を同時に退職し其の基礎俸給待遇職員月俸一四五圓、文官年俸一〇〇圓なりし場合に之を還元するには

待文合算額を待遇職員として受けたるものと假定しての還元額は  $(1740+100) \times \frac{165}{145}$  (判任待遇者の俸給新舊比率に依ること)に注意)

文待合算額を文官として受けたるものと假定しての還元額は  $(1740+100) \times \frac{2000}{1820}$  (高等文官の俸給新舊比率に依ること)に注意)

待遇職員として受くべかりし俸給は  $(1740+100) \times \frac{165}{145} \times \frac{1740}{1840} = 1740 \times \frac{160}{145}$  (年額)

月額  $\frac{1740}{12} \times \frac{160}{145} = 146 \times \frac{160}{145} = 160$ 圓

文官として受くべかりし俸給は  $(1740+100) \times \frac{2000}{1820} = 100 \times \frac{2000}{1820} = (\text{基礎俸給}) \times (\text{合算額の直近下位の俸給新舊比率}) = 109$ 圓

(22) 昭和七年法律第一三號第二條の趣旨は既述の如くで本勅令第一、二條の場合と恰度反對に減俸前の基礎俸給を減俸しようといふことに歸着するから退職當時ノ俸給ニ相當スル俸給の算出方法は總て第一、二條の規定の反對である。

(23) 大正二二年一〇月一日に恩給法施行と同時に同日前に退職又は死亡した者の恩給額を更正し(同法第一〇一條

第一〇二條)其の更正額算出の基礎たる退職當時の俸給も同法施行令第三六條、第三七條に依り増加したので大正二二年一〇月を限界として規定した。

(參考) 大正二二年九月三〇日以前に本俸六六〇圓加俸五四圓(第一次三〇圓第二次二四圓)俸給合計七一四圓にて退職し同年一〇月一日恩給法施行令第三六條第一項第一號に依り同令別表第四號表にて之を一一九一圓に換算し之を基礎俸給として恩給を更正増額せられた者に付昭和七年法律第一三號施行令第三條第一項第二號で退職當時の俸給に相當する俸給を算出する方法は左の如くする。右別表第四號表は本俸加俸を分たず兩者合して俸給として換算したから一一九一圓を本俸加俸に分つには按分法に依り  $1191 \times \frac{610}{714} = 1100.6031$ (本俸)、  $1191 \times \frac{54}{714} = 90.0386$ (加俸) 加俸を更に第一次第二次に按分するに  $90.0386 \times \frac{30}{54} = 50.01088, 90.0386 \times \frac{24}{54} = 40.01359$ 、しかるに市町村立小學校教員加俸令の加給額は改正前は最高三六圓なるをもつて第二次加俸は三六圓とし超過額  $(40.1359 - 36) = 4.01359$  は第一次加俸中に算入する、即第一次加俸は  $54.02447$  圓とする、以上を第三條第一號にて減俸するに加俸は三六圓が三〇圓となり五四・〇二二は還元の要はなし本俸は  $1100.6031$  圓は減俸すべき額に達せざるを以て其の儘とする、假に減俸すれば圓位未滿は圓位に滿たしめる(第三條第二項)のであるから圓位未滿は各之を圓位に滿たしめ本俸  $1101$  圓、加俸  $55+30=80$  圓を還元額とする。

(24) 昭和六年勅令第一四三號二以上ノ俸給ヲ受クル官吏及待遇官吏ノ減俸ニ關スル件

第一條 昭和六年六月一日ニ於テ官吏又ハ待遇官吏タル二以上ノ地位ニ基キ二以上ノ俸給(年功加俸、職務俸ノ類ヲ含マズ)ヲ受クル者ハ其ノ同日直前ノ俸給ノ各ガ夫々他ノ俸給ノ額ヲ其ノ額ニ合算シタル額タリシモノトセバ勅令ノ定ムル所ニ依リ同日ニ於テ減額セラルベカリシ割合ト同一ノ割合ニ依リ夫々同日直前ノ各俸給ヲ減額シタル額ノ俸給ヲ受ク



前項ニ規定スル合算額ガ昭和六年六月一日ニ於テ減額セラレタル最低俸給ノ額（判任官又ハ判任官待遇職員ノ俸給ニ在リテハ月額九十七圓）ヲ超エ且其ノ額ノ俸給ニ付減額ノ定ナキモノナルトキハ其ノ直近下位ノ俸給ニ付定メタル減額ノ割合ニ依リ（判任官又ハ判任官待遇職員ノ俸給ニシテ月額九十七圓ニ減額セラルルモノトシテ其ノ減額ノ割合ニ依リ（前項ノ規定ヲ適用ス但シ直近上位ノ俸給ノ減額セラレタル額ヲ超ユルコトナキモノトス）前二項ノ規定ニ依リ計算シテ得タル俸給金額圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

**第二條** 公立學校職員ニシテ前條ノ規定ニ該當スル者ハ同條ノ規定ニ依ル改正俸給額ヲ合算シタル額ガ昭和六年勅令第二百一十一號(ハ)附則第二項第三號及第四項ニ規定スル改正本俸ノ額タリシモノトセバ同令附則第二項乃至第五項ノ規定ニ依リ昭和六年六月一日ニ於テ受クベカリシ年功加俸額ト同一ノ額ノ年功加俸ヲ受ク

**第三條** 昭和六年六月一日以後新ニ辭令ヲ發セラレタル俸給又ハ年功加俸ニ付テハ前二條ノ規定ニ依リ減額ヲ爲スコトナシ

**第四條** 第一條ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ昭和六年勅令第百號附則第四項第五項、同年勅令第百五號附則第三項及同年勅令第百十五號附則第六項乃至第八項ノ規定ヲ準用ス

第一條ノ規定ニ該當スル者ハ本令ニ依リ其ノ俸給額ニ變更アルモ仍從前ノ等級又ハ待遇官等等級ヲ保有ス  
公立學校職員ニシテ俸給月額八十圓以上ヲ受クル者第一條ノ規定ニ依リ其ノ俸給月額八十圓未滿ヲ減額セラルルモ公立學校職員年功加俸令ノ適用ニ付テハ仍俸給月額八十圓以上ヲ受クル者ト看做ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（六月二二日官報公布）

(a) 昭和六年勅令第一二二號公立學校職員年功加俸令改正ノ件

附則第二項乃至第五項

本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ年功加俸ヲ受クル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ百圓以上ノ場合ニ在リテハ其ノ百分ノ九十三ノ額ヲ、百圓未滿ノ場合ニ在リテハ其ノ百分ノ九十六ノ額ヲ受ク但シ左ノ制限ニ依ル

- 一 所定ノ最高限ヲ超エ又ハ所定ノ最低限ヲ下ルコトヲ得ズ
- 二 百圓未滿ノ場合ニ在リテハ年額九十三圓ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 三 奏任官待遇ノ者ニ在リテハ改正本俸ト合シテ年額千三百三十圓ヲ、判任官待遇ノ者ニ在リテハ改正本俸ト合シテ月額九十七圓ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依リ計算スル金額圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

前二項ノ規定ハ本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ年功加俸ヲ受クル者ニシテ其ノ年功加俸ト改正本俸トノ合計額ガ奏任官待遇ノ者ニ在リテハ年額千三百三十圓未滿判任官待遇ノ者ニ在リテハ月額九十七圓未滿ノモノニハ之ヲ適用セズ  
前項ニ規定スル者ハ別表ノ改正ニ拘ラズ現ニ受クル年功加俸ヲ受クルモノトス

(25) 昭和七年法律第一三號第二條の趣旨は前に述べた如く差額停止の基礎たる退職當時の俸給を減俸規程と同率にて減じ以て減俸後在職する公務員の俸給との均衡を得しむるに在るから二以上の地位に基き二以上の俸給を受け之を同時に退職した場合にも恰も減俸當時在職したかの如く看做し昭和六年勅令第一四三號を準用するの要があるのである、元來第三條及第五條の規定の内容も減俸規程を準用するのと同じことなのである。



(26) 昭和六年六月一日から二一日迄に退職した者は六月一日以降の減俸規程で既に各俸給毎に減俸を受けたのであるから此の減額した俸給に更に勅令第一四三號を準用しては酷であるから此の減額した俸給を減俸前の之に對應する俸給に還元した額を以て換算すべき俸給とし其の本俸に勅令第一四三號を準用して換算した俸給額を算出しよらうといふ意味である。

(27) 昭和六年勅令第一一五號公立學校職員俸給令改正の件同年勅令第一〇〇號判任官俸給令改正ノ件其の他減俸規程の多くは減俸規程施行當時の在職者に付ては同規程施行後俸給を給する場合の額と異り經過的に特に少い減率で減額した俸給を給する規定がある(例へば施行前一六〇圓の者に一四五圓を給せずして一四八圓を給するが如し)。然るに前にも述べた如く差額停止の規定は差額停止規定適用の場合に其の受くる恩給の基礎となつた前退職當時の俸給額だけは保障してやるのであつて即本人から見れば再任の場合には恰も退職當時の俸給を受けてゐると同視して差支ないのであるから減俸規程施行當時斯の如き者が差額停止規定の適用せらるべき教育職員、教育文官として在職してゐるならば同じく減俸規程適用當時に在職する受恩給者に非ざる教育職員、教育文官と同様の俸給減額上の利益不利益を以て待遇すべきである、仍て後者に付て特に少い減率で減俸を行ふならば前者に付ても退職當時の俸給を減俸規程適用の際受けてゐたとしたら矢張り此の特に少い減率で減額した俸給を受くべき場合換言すれば後者と同一の減俸規程を適用せらるべかりし後者と同一の官職に退職當時に在つた者の場合には退職當時の俸給額に假に此の少い減率の經過的規定を適用した場合に給すべき額を以て法律第二條に所謂其ノ(即退職當時の)俸給ニ相當スル俸給」とすることが妥當であるとして本條の規定が設けられたのである。而して前述所謂後者に少い減率に依

る減俸を給するのは減俸規程施行當時在職した場合の經過的處置であるから同様に前述所謂前者には減俸規程施行當時から在職して引續き在職する間だけ此の少い減率に隨ふの利益を與へればよいのであるから「引續き在職スル間ニ限り」と規定したのである(所謂後者は引續き在職しても昇給すれば經過的規定に依る利益を失ふが其の代り昇給するのである。所謂前者は常に一定の退職當時の俸給を基準とし昇給に相當する利益がないから引續き在職する間はいつまでも經過的規定に依る利益を與へて然るべきである)。尙本條には「引續き在職スル」とあり官職の種類を限定してゐないから「低キ減率ニ依ル俸給ヲ給スル規定アリタル官職」に引續き在職する場合に限らず其の「官職」(例、教育職員)から矢張り差額停止に關係のある他の官職(例、教育文官)に轉じた場合をも包含するのである。

(28) 減俸規程に依り多少の差異はあるも大體に於て九五圓を超える俸給を減額した規定が多いので年額中一一四〇圓即月額九五圓以下のものを減額せぬことにしたのである。

(29) 年額一一四〇圓即月額九五圓を超え年額一二〇〇圓即月額一〇〇圓以下なるときは大多數の減俸規程は之を月額九五圓年額一一四〇圓に減じたから小異を捨てて大同に就いたのである。

(30) 本條は昭和八年九月二二日勅令第二四七號(昭和七年法律第十三號施行令中改正ノ件)を以て追加された條文で(附則に同年一〇月一日より施行の旨規定す)之は昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律(第五九條ノ二第八二條第三項)を以て同年一〇月一日以後の恩給は退職又は死亡前一年内の俸給の總額を基礎とすることに改正されたから之に應じて爲された當然の改正である。



昭和七年閣令第一號（昭和七年七月三〇日公布）

昭和七年法律第十三號第一條ノ規定ニ依リ増給又ハ追給スベキ恩給中内閣恩給局長ノ管掌ニ係ルモノノ更正手續左ノ通定ム  
昭和七年法律第十三號恩給更正手續

第一條 昭和七年法律第十三號第一條ノ規定ニ依リ増給ヲ爲サルベキ年金タル恩給ニシテ昭和七年七月三十一日以前ノ日附アル證書ニ依リ支給セラルルモノニ付テハ受給權者ノ請求ヲ俟タズ(1)其ノ金額ヲ更正シ從前ノ證書ニ代ヘ更正年額ヲ表示シタル新證書ヲ發行ス  
昭和七年法律第十三號第一條ノ規定ニ依リ差額ヲ追給セラルベキ一時金タル恩給ニシテ昭和七年七月三十一日以前ノ日附アル裁定通知書ニ依リ支給セラルルモノニ付テハ受給權者ノ請求ヲ俟タズ(2)其ノ追給スベキ金額ヲ記載シタル追給裁定通知書ヲ發行ス  
第二條 昭和七年法律第十三號第一條ノ規定ニ依リ増給ヲ爲サルベキ年金タル恩給又ハ差額ヲ追給セラルベキ一時金タル恩給ニシテ昭和七年八月一日以降(3)裁定セラルルモノニ付テハ裁定ニ當リ直ニ更正年額ヲ表示シタル證書又ハ更正額ヲ表示シタル裁定通知書ヲ發行ス  
第三條 第一條ノ規定ニ依リ發行スル新證書又ハ追給裁定通知書、交付ヲ受ケントスル者ハ交付請求書（別記様式）ニ現住地ノ警察官署又ハ領事館ノ現住證明ヲ受ケ内閣恩給局ニ差出スベシ但シ現住地ニ警察官署又ハ領事館ナキトキハ町村役場又ハ之ニ準ズベキモノノ現住證明ヲ受タベシ  
受給權者ハ内閣恩給局ヨリ前項ノ交付請求書ノ用紙ヲ受ケタルコトヲ得

第四條 前條ノ交付請求書提出後住所地ヲ變更シタルトキハ現住地ノ警察官署、領事館又ハ町村役場若ハ之ニ準ズベキモノノ現住證明書ヲ添ヘ速ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ  
第五條 内閣恩給局ニ於テ第一條ノ新證書ヲ發行シタルトキハ之ヲ貯金局ニ送付シ交付請求書ヲ差出シタル者ニ對シテハ貯金局ヲ經テ其ノ旨ヲ通知ス

受給權者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ從前ノ證書ニ新證書ノ受領證印ヲ爲シ之ト引換ニ新證書ノ交付ヲ受タベシ  
前項ノ場合ニ於テ止ムコトヲ得ザル事由(4)ニ因リ從前ノ證書ヲ提出スルコトヲ得ザルトキハ内閣恩給局ノ承認書ヲ以テ從前ノ證書ニ代フルコトヲ得

前項ノ承認書ヲ取ケントスル者ハ恩給證書ヲ提出スルコトヲ得ザル事由ヲ詳記シタル書面ヲ内閣恩給局ニ差出スベシ  
第六條 内閣恩給局ニ於テ第一條ノ追給裁定通知書ヲ發行シタルトキハ貯金局ヲ經テ之ヲ交付請求書ヲ差出シタル者ニ送付ス  
第七條 恩給ノ更正ニ關シ本令ニ別段ノ規程ナキ事項ニ付テハ恩給給與規則ヲ準用ス

附則

本令ハ昭和七年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

（別記交付請求書様式略す）

- (1) 故に請求時效に罹らぬ。
- (2) 恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律の註(6)で述べた如く増額、追給は絶えず更正する觀念であるが將來即昭和七年八月一日即本令施行後裁定せらるるものは事務取扱上の便宜及本人の利益の爲最初から更正額を記載した證書や裁定通知書を發行しようとするのである、それで恩給給與規則別紙様式（書式）の普通恩給金額計算書、一時恩給金額計算書、扶助料金額計算書、一時扶助料金額計算書の退職（死亡）前（當時）の俸給年額の欄には減俸後の改正俸給規程に依り實際に受けた額を赤字にて括弧内に記し還元額を其の右側に黒字にて記し恩給金額の欄には還元額を基礎として算出した實際に給すべき額のみを記すことに實際の扱がなつてゐるのである。



恩給請求手續問答

(規則とあるは大正一二年勅令第三六九號恩給與規則、  
細則とあるは大正一二年閣令第七號恩給與細則)

(一) 普通恩給を請求する手續を問ふ

【答】 普通恩給請求書(別記書式一)、在職中の履歴書(別記書式一八)(註三)及退職後請求時迄の間に作製せられた戸籍抄本(之に準すべきものを含む以下皆同じ)を退職當時の本屬廳(註二)を経て裁定官廳(恩給法施行令第三條參照)に差出せばよろしい(規則第一、二條)。

(二) 普通恩給を受くる者再任して退職し恩給法第五、四條に依り恩給の改定を受ける手續如何

【答】 (一)の答に記した書類の外前に受けた普通恩給證書を添附せねばならぬ(規則第二條第二項)(天參照)。

(三) 普通恩給を恩給法第五、四條第一號に依り改定する場合に同法第五、六條に依り改定前の恩給額を給せられ改定に依り恩給額が増加せぬ場合には改定を受ける手續を採る必要なきに非ずや

【答】 其の手續をせぬと後に更に再任して第二次改定に依り恩給額が増加すべき場合に第一次改定の原因たる在職年が第一次改定の時効消滅の爲除算されたる場合があるから是非改定請求をしていくべきである。

(四) 増加恩給を請求する手續を問ふ

【答】 恩給法第四、六條第一項に依る請求の場合には別記書式二の普通恩給請求書を、同條第二又は三項の爾後、重症に依る請求の場合には別記書式三の増加恩給請求書を退職當時の本屬廳(註二)を経て裁定官廳(恩給法施行令第三條參照)に提出すべく

之に在職中の履歴書(別記書式一八)(註三)退職後請求迄の間に作成せられた戸籍抄本、傷痍疾病が公務に起因したことを認むるに足るべき書類(現認證明書(別記書式四)所屬長の事實證明書(別記書式五)等)、症状の経過を記載した書類(病床日誌、診断書等)、請求當時の診断書を添附すればよろしい(規則一、二條)。増加恩給を請求する場合に前に普通恩給を受けたことがある場合には右の外普通恩給證書を添附せねばならぬ(天參照)。

(五) 恩給法第五、四條第二、三號、第五、五條又は第五、五條ノ二に依り増加恩給の改定又は傷病年金の増加恩給改定を請求する手續は如何

【答】 (四)の答の書類の外前に受けた普通恩給増加恩給又は傷病年金の證書を添附せねばならぬ(規則第一、二條)(天參照)。

(六) 傷病年金を請求する手續を問ふ

【答】 恩給法第四、六條ノ二第一項に依る請求の場合には別記書式七の傷病年金請求書を、同條第二項の爾後、重症に依る請求の場合には別記書式八の傷病年金請求書を退職當時の本屬廳(註二)を経て裁定官廳(恩給法施行令第三條參照)に提出するの外(四)の答の書類全部を添附すればよろしい(規則第一、二條)。

(七) 恩給法第五、五條ノ二に依り傷病年金の改定を請求する手續は如何

【答】 (六)の答の書類の外前に受けた傷病年金證書を添附せねばならぬ(規則第一、二條)(天參照)。

(八) 恩給法第五、〇條第二項又は同條第三項に依り有期増加恩給又は有期傷病年金の期間満了六月前迄に傷痍疾病の回復せざるを理由とし再審査を請求する手續を問ふ

【答】 再審査請求書(別記書式六又は九)に症状の経過を記載した書類(病床日誌、診断書等)及請求當時の診断書を添へ裁定官廳に差出せばよろしい。尙裁定官廳が必要と認め醫師を指定して現在症状證明書の提出を命じた場合には之をも提出せね



らぬ(規則第三條)。

(九) 一時恩給を請求する手續を問ふ

【答】 一時恩給請求書(別記書式一〇)に在職中の履歴書(別記書式一八)(註三)を添へ退職當時の本屬(註二)を經由し裁定官廳(恩給法施行令第三條參照)に差出せばよろしい(規則第四條)。

(一〇) 傷病賜金請求の手續を問ふ

【答】 傷病賜金請求書(別記書式一一)に傷病疾病が公務に起因したことを認むるに足るべき書類(現認證明書(別記書式四)所屬長の事實證明書(別記書式五)等)、症狀の經過を記載した書類(病床日誌、診斷書等)及請求當時の診斷書を添へ陸軍軍人は陸軍大臣、海軍軍人は海軍大臣を經て(註二)内閣恩給局長に差出せばよろしい(規則第五條)(普通恩給を受くべき在職年數があるときは別に(一)に依り普通恩給請求をなすべきである)。

(一一) 公務員が在職中に死亡し(公務に因らず平病で死んだ場合)其の在職年數が普通恩給を給せらるべき年限に達してゐた場合に第一次に扶助料を請求する手續を問ふ

【答】 扶助料請求書(別記書式一一)に公務員の在職中の履歴書(別記書式一八)(註三)及公務員死亡後の請求者の身分關係を明瞭にし得る請求者の戸籍謄本(之に準ずべきものを含む、以下皆同じ)を添附し、尙公務員が前に恩給證書(普通恩給證書、普通恩給及増加恩給證書、傷病年金證書)を受けたことがある場合には其の恩給證書をも添附し公務員の所屬した本屬(註二)を經由して裁定官廳(恩給法施行令第三條參照)に差出せばよろしい(規則第六、七條)。

(一二) 公務員が在職中に公務に因る傷病疾病に起因して死亡した場合に第一次に扶助料を請求する手續は如何

【答】 (一)の答の書類の外傷病疾病が公務に起因したことを認むるに足るべき書類(現認證明書(別記書式四)所屬長の事實證明

書(別記書式五)等)、症狀の經過を記載した書類(病床日誌、診斷書等)及死亡者の死亡診斷書又は屍體檢案書を添附せねばならぬ、提出すべき裁定官廳及經由官廳は(二)に同じ。若し死亡診斷書又は屍體檢案書を添附し得ぬ場合にば之の代りに死亡の事實を證する公の證明書を添附せねばならぬ(規則第六、七、九條)。

(一三) 普通恩給給權者が普通恩給の裁定を受けて後死亡し(公務に起因せず平病で死んだ場合)遺族が第一次に扶助料を請求する手續を問ふ

【答】 扶助料請求書(別記書式一二)に公務員死亡後の請求者の身分關係を明瞭にし得る請求者の戸籍謄本及恩給證書(普通恩給證書又は普通恩給及増加恩給證書)を添附し(又別に傷病年金證書を受けてゐた場合に其の證書をも添附する)(註參照)裁定官廳(恩給法施行令第三條參照)に提出すればよろしい(規則第六、八條)。

(一四) 普通恩給給權者が普通恩給の裁定前に死亡し(公務に起因せず平病で死んだ場合)遺族が第一次に扶助料を請求する手續如何

【答】 扶助料請求書(別記書式一二)に公務員の在職中の履歴書(別記書式一八)(註三)及公務員死亡後の請求者の身分關係を明瞭にし得る請求者の戸籍謄本を添附し、尙公務員が前に恩給證書を受けたことがある場合には其の恩給證書(普通恩給證書、普通恩給及増加恩給證書、傷病年金證書をも添附し)(註參照)公務員の所屬した本屬(註二)を經由して裁定官廳(恩給法施行令第三條參照)に差出せばよろしい(規則第六、八條)。

(一五) 同(一三)の場合に公務員の死亡が公務に因る傷病疾病に起因したものは如何

【答】 (一三)の答の書類の外傷病疾病が公務に起因したことを認むるに足るべき書類(現認證明書(別記書式四)所屬長の事實證明書(別記書式五)等)、症狀の經過を記載した書類(病床日誌、診斷書等)及死亡者の死亡診斷書又は屍體檢案書を添附せ



ねばならぬ、書類を提出すべき裁定廳は(三)に同じ、若し死亡診断書又は屍體檢案書を添附し得ぬ場合には之の代りに死亡の事實を證する公の證明書を添附せねばならぬ(規則第六、八、九條)。

(六)【問】(四)の場合に公務員の死亡が公務に因る傷痍疾病に起因したものであるときは如何

【答】(四)の書類の外(五)の「傷痍疾病が公務に起因したことを認むるに足るべき書類」以下の書類を提出すればよろしい、書類を提出すべき裁定廳及經由廳は(四)に同じ(規則第六、八、九條)。

(七)【問】前扶助料權者が死亡し其の他の事由に依り失權し次順位者が扶助料を請求する場合の手續を問ふ

【答】扶助料請求書(別記書式一三)に公務員死亡後の請求者の身分關係を明瞭にし得べき請求者の戸籍謄本及前扶助料權者の扶助料證書を添附して戸籍謄本では明瞭ならぬ失權の場合には其の失權を證する書類をも添附のこと)裁定官廳(恩給法施行令第三條參照)に提出すればよろしい(註三)。但し前扶助料權者が未だ扶助料の裁定を経てゐないとき即此の請求が第一次の扶助料請求であるときには前扶助料權者の扶助料證書を添附し得ないのであつて此の場合には前扶助料權者が扶助料を請求したりとせば添附すべかりし書類(即前扶助料權者が第二項以下の扶助料請求權者なる場合には前々扶助料權者の扶助料證書、又第一次の扶助料請求權者なる場合には(二)又は(三)又は(四)又は(五)又は(六)の書類)を添附せねばならぬ、而して其の添附すべかりし書類に履歷書を含む場合には公務員の所屬した本屬廳(註二)を經由して裁定官廳に提出せねばならぬ(規則第六、一〇條)。尙此の場合に死亡した前扶助料權者の受くべかりし扶助料は後日に至り恩給法第一〇條及恩給法施行令第二條第一項に依り遺族又は相續人が請求することを得る次第であり(註參照)其の際及死亡以外の事由に依り失權した前扶助料權者が後日請求する際には添附すべき扶助料證書又は恩給證書は既に次順位者が請求の際裁定廳に返還した旨附記すればよろしい。

(八)【問】公務員の夫又は成年の子が不具廢疾にして生活資料を得るの途なく且つ扶養者もない場合(即恩給法第七四條第二項の場合)に扶助料を請求する手續を問ふ

【答】扶助料請求書(別記書式一三)に公務員死亡後の請求者の身分關係を明瞭にし得る請求者の戸籍謄本、不具廢疾を證する診斷書、生活資料を得るの途なく且つ扶養する者なきことを證する市町村長又は之に準ずべき者の證明書を添附し、尙此の外此の請求が公務員が普通恩給の裁定を受けて死亡した後第一次の扶助料請求である場合には其の普通恩給證書(又別に傷病年金證書を受けてゐた場合には之をも)を添附し、此の請求が公務員が普通恩給の裁定を受けずして死亡した後第一次の扶助料請求である場合には普通恩給證書を添附する代りに(但し以前に別に傷病年金證書、普通恩給又は増加恩給證書を受けてゐた場合には之を添附する)公務員在職中の履歷書を添附し、此の請求が第二次以降の扶助料請求である場合には前扶助料權者の扶助料證書を添附して裁定官廳(恩給法施行令第三條參照)に提出すべく尙右の各場合の内履歷書を添附すべき場合には其の提出には公務員の所屬した本屬廳(註二)を經由せねばならぬ(規則第六、一一條)。

(九)【問】扶助料を給せらるべき者が一年以上所在不明なるとき(即恩給法第七八、九條の場合)に次順位者が轉給を請求する手續を問ふ

【答】扶助料停止申請書(別記書式一六)及扶助料轉給請求書(別記書式一七)に扶助料權者の所在不明なことを證する公の證明書、公務員死亡後の請求者の身分關係を明瞭にし得る請求者の戸籍謄本を添附して裁定官廳(恩給法施行令第三條參照)に提出すればよろしい(規則第一二、一三條)。所在不明者の死亡が確定した時には更に通告の扶助料請求書を提出すべきであらう。

(一〇)【問】普通恩給權者が既に普通恩給の裁定を受けて後死亡し兄弟姉妹以外に扶助料を受くる者なく其の兄弟姉妹



が未成年又は不具癱疾にして生活資料を得る途なく且つ之を扶助する者のない場合（即恩給第八一條の場合）に兄弟姉妹が一時扶助料を請求する手續を問ふ

【答】 一時扶助料請求書（別記書式一四）に恩給證書（普通恩給證書又は普通恩給及增加恩給證書）（又別に傷病年金證書を受けてゐた場合には之をも）、公務員死亡當時の請求者の身分を明瞭にし得る請求者の戸籍謄本、不具癱疾を證する診斷書及生活資料を得るの途なく且つ扶養する者なきことを證する市町村長又は之に準ずべき者の證明書を添附し裁定官廳（恩給法施行令第三條参照）に提出すればよい（規則第一四、一五條）。一時扶助料を給せらるべき者數人あるときは其の中一人を總代者として請求すべきである（規則第一九條）。

(三) 公務員が在職中に平病で死亡し、又は退職した普通恩給權者が普通恩給の裁定前に平病で死亡し、兄弟姉妹以外に扶助料を受くべき者なく其の兄弟姉妹が未成年又は不具癱疾にして生活資料を得る途なく且つ之を扶助する者のない場合（即恩給法第八一條の場合）に兄弟姉妹が一時扶助料を請求する手續は如何

【答】 一時扶助料請求書（別記書式一四）に公務員の在職中の履歷書（別記書式一八）（註三）公務員死亡當時の請求者の身分關係を明瞭にし得る請求者の戸籍謄本、不具癱疾を證する診斷書及生活資料を得るの途なく且つ扶養する者なきことを證する市町村長又は之に準ずべき者の證明書を（又此の點規定なきも公務員が前に普通恩給證書、普通恩給及增加恩給證書又は傷病年金證書を受けたことあるときは之をも）添附し公務員の所屬した本屬廳（註二）を經由して裁定廳（恩給法施行令第三條参照）に提出すればよろしい（規則第一四、一五條）。一時扶助料を給せらるべき者數人あるときは其の中一人を總代者として他の相続人は連署して請求すべきである（規則第一九條）。

(三) 【問】 (二)の場合に公務員の死亡が公務に因る傷癩疾病に起因したものであるときは如何

【答】 (三)の答の書類の外傷癩疾病が公務に起因したことを認むるに足るべき書類（現認證明書）、所屬長の事實證明書等）、症狀の經過を記載した書類（病床日誌、診斷書等）及死亡者の死亡診斷書又は屍體檢案書を添附せねばならぬ、若し死亡診斷書又は屍體檢案書を添附し得ぬ場合には之の代りに死亡の事實を證する公の證明書の添附を要する。

(三) 【問】 (三)の場合に公務員の死亡が公務に因る傷癩疾病に起因したものであるときは如何

【答】 (三)の答の書類の外(三)の「傷癩疾病が公務に起因したことを認むるに足るべき書類」以下の書類を提出する要がある。

(三) 【問】 公務員が普通恩給年限に達せずして在職中死亡し遺族が一時扶助料を請求する場合（即恩給法第八二條の場合）の手續を問ふ

【答】 一時扶助料請求書（別記書式一五）に公務員の在職中の履歷書（別記書式一八）（註三）公務員死亡當時の請求者の身分關係を明瞭にし得る請求者の戸籍謄本を添附し公務員の所屬した本屬廳（註二）を經由し裁定官廳（恩給法施行令第三條参照）に提出すればよい（規則第一四、一六條）。成年の子が請求するには尙八一五頁四行目記載の診斷書及證明書を要する。

(三) 【問】 恩給權者（即普通恩給權者、普通恩給及增加恩給權者、傷病年金權者、一時恩給權者、傷病賜金權者、扶助料權者又は一時扶助料權者）が其の生存中受くべかりし恩給の請求を爲さず若し請求しても裁定を受ける前に死亡し公務員の遺族又は死亡者の相続人が其の恩給の裁定、給與を受ける場合（即恩給法第一〇條及同法施行令第二條第一項の場合）の請求手續を問ふ

【答】 遺族又は相続人は自己の名を以て恩給（普通恩給、普通恩給及增加恩給、傷病年金、一時恩給、傷病賜金、扶助料、一時扶助料）の請求書（別記書式一乃至一七に準ず）に死亡した恩給權者の死亡當時の請求者の身分關係を明瞭にし得る請求者の戸籍謄本及死亡した恩給權者が生存中に恩給を請求したとせば添附することを要すべき書類（即其の死亡した恩給權者の



請求の種類に随ひ(一乃至)四の何れかの書類)を添附し死亡した恩給権者が生存中に恩給を請求したとせば其の本屬廳(世を經由すべき場合には其の本屬廳を經由して裁定官廳(恩給法施行令第三條参照)に、本屬廳を經由するを要せざる場合には直接に裁定官廳に提出すればよろしい(規則第一七、一八條)。此の請求の場合に相續人が數人あるときは其の中一人を總代者としての相續人は連署して請求すべきである(規則第一九條)。裁定後に請求者が死亡したことを證書又は裁定通知書發送前に裁定廳が知つた場合には裁定廳が恩給局の場合には恩給法施行令第二條第二項に依り遺族又は相續人に支給を受けしめる爲遺族又は相續人に住所姓名の申出及遺族又は相續人たることを證する戸籍謄本の提出をなさしめ其の證書又は裁定通知書の代りに(本人は死亡したから其の證書又は裁定通知書は交付する譯に行かぬ)遺族又は相續人受取名義の裁定通知書を貯金局を通じ送付するの扱である。尙本問の未給與恩給金に付ては恩給が年金たる恩給にして次順位者たる遺族がある場合に於ては次順位者が扶助料を請求して扶助料證書を受けて扶助料の支給を受ける時に郵便局に死亡届及戸籍謄本を出して支給を受けることを得る。故に未受領金を證書が亡失其の他の事由で無くなつた爲に受取ることが出来ぬ場合には證書の再交付手續をするより此の方法に依り先に扶助料を請求してから一緒に受取る方が便利である。證書は亡失し次順位者もない場合には恩給局の場合には亡失に因る再交付請求書を提出せしめ理由ありと認むるときは、貯金局に通牒を發して未受領金の支拂をして貰ふことになつてゐる(本人は死亡したから證書は再交付せぬ)。

(三) 普通恩給(再任改定の場合)、扶助料等各種の恩給を請求する場合に添附すべき恩給證書が亡失其の他の事由に因り添附出来ぬ場合には如何すべきや

【答】 亡失、火災、盜難、詐取等の爲添附出来ぬ場合には其の事實、事後探つた處置等を詳細に記した願末書等を添へて添附出来ぬ旨を——擔保に入れた爲添附出来ぬ場合には債權債務關係の願末と債權者に内容證明郵便を以て債權者に返還を請求し

たるも之に應ぜざる事實(返書あらば之を添へ)を記載して添附出来ぬ旨を——裁定官廳に届出ればよろしい(規則第二〇條)。

(三) 【問】 未成年者や禁治産者たる請求権者が扶助料、一時扶助料、(三)の未給與恩給等の請求を爲す場合には如何すべきや

【答】 法定代理人(親権者、指定後見人、戸主、選定後見人等)が其の本籍、現住所を書いて連署した恩給請求書を提出せねばならぬ。

(三) 【問】 恩給請求書類を裁定官廳に提出する場合の經由廳が廢止せられた場合は如何すべきや

【答】 其の廢止せられた經由廳の事務を引繼いだ廳を經由すべきである(規則第二一條)。

(三) 【問】 恩給請求書提出後現住所が變つた場合は如何すべきか

【答】 速に現住所變更届を裁定廳に提出せぬと舊住所宛に證書等が發送せられ誤つて他人の手に受領せられる虞があるから出来ただけ速に提出すべきである、届書には新舊住所を併記し新現住所轉警署の現住證明(奥書で宜し)を受け請求書に用ひた印章と同じ印章を捺さねばならぬ。同時に支給郵便局を變更するには新舊支給局を記載した支給郵便局變更届を速に提出すればよい。

(三) 【問】 恩給を請求するには權利發生後何時迄に請求すべきであるか

【答】 權利發生事由の生じた日(即退職又は死亡の日)から七年内に請求せぬと時効に因て其の權利が消滅する(恩給法第五條)而して右七年の期間内に適法に請求書を發送したことの郵便局の公認(日附印)あるときは七年内に權限ある官公署(裁定廳但し法令上經由すべき經由廳あるときは經由廳)に到達しなくても之を右の期間内に到達したものと看做される(恩給法



第七條第三項。

尙右七年の時効期間の算へ方に付ては左の例外がある。

イ、普通恩給、増加恩給又は傷病年金を受ける権利ある者が退職後一年内に再就職したときは再就職した官職を退職した日から七年内に請求すればよい（恩給法第六條）

ロ、七年の時効期間満了前二〇日以内に天災其の他避くべからざる事變の爲請求することが出来ぬときは其の妨碍の止んだ日から二〇日以内は時効が完成せぬ（恩給法第二七條一項）

ハ、時効期間満了前六ヶ月以内に前権利者の生死若は所在不明の爲又は未成年者若は禁治産者が法定代理人を有せぬ爲請求が出来ぬときは請求が出来るやうになつた日から六ヶ月以内は時効が完成せぬ（恩給法第七條第二項）

〔註一〕 大正一二年閣令第七號、國庫ノ支辨ニ屬スル恩給中内閣恩給局長ノ管掌ニ係ルモノノ給與細則

第一條 恩給請求書類ニシテ其ノ提出ニ付經由廳ノ定アルモノハ左ノ區分ニ從ヒ先ツ之ヲ經由廳ニ差出スヘシ

一 本廳屬ヲ經テ差出スヘキコトヲ定メタルモノハ高等文官、同待遇、高等官試補、軍人及準軍人ニ在リテハ所管大臣ニ、判任文官、同待遇ニ在リテハ其ノ身分進退ヲ取扱フ廳ノ長官ニ之ヲ差出スヘシ

二 陸軍大臣又ハ海軍大臣ヲ經テ差出スヘキコトヲ定メタルモノ及本廳長官カ陸軍大臣又ハ海軍大臣ナルトキハ聯隊區司令官又ハ所屬隊長ニ之ヲ差出スヘシ此ノ場合ニ於テ聯隊區司令官又ハ所屬隊長ハ順序ヲ經テ之ヲ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ進達スヘシ

三 在外指定學校職員ノ差出スヘキモノハ所管領事官ニ之ヲ差出スヘシ

第二條 裁定官廳ニ直接ニ差出スヘキコトヲ定メタル書類ハ之ヲ内閣恩給局長ニ差出スヘシ

〔註二〕 扶助料請求書を直接に裁定官廳に差出す場合に於て帝國外に居住する者は所管領事官の現住證明を受け書留郵便を以て之を

裁定官廳に差出せばよろしい（同上給與細則第四條）。

〔註三〕 恩給給與細則

第十二條ノ二 恩給法施行令第十四條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル加算ヲ爲スヘキ勤務ニ服シタルトキハ其ノ所屬長官ハ勤務日誌ヲ作リ恩給請求ニ際シ其ノ寫ヲ差出スヘシ

別記

書式一（細則第一號書式）

普通恩給請求書

年月日 (官職)ヲ退職致候ニ付普通恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

年月日

氏 名印

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

恩給請求手續問答——一二

書式二（細則第二號書式）

普通恩給請求書

增加恩給請求書

年月日 (官職)ヲ退職致候ニ付普通恩給及增加恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

年月日

氏 名印

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ



書式三 (細則第三號書式)

增加恩給請求書

(官職)ヲ退職致候處在職中ノ傷疾(疾病)爾後重症ニ赴キ候ニ付增加恩給ヲ改定相成度證據書類相添ヘ請求候也

年月日

退職當時ノ官職名  
本籍地  
現住所

氏 名印

内閣恩給局長氏名殿  
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

書式五 (細則第一五號書式)

事實證明書

公務員ノ官職名

右者 年月 日ヨリ(何)ニ從事中 年月 日(何)ノ狀況ニ於テ(何)ニ從事シ 月 日頃ヨリ(何)ノ症狀アルヲ訴ヘ爾後(何)ノ處置ヲ施シタリ

右證明ス

年月日

所屬長 氏 名印

備考 本證明書ニハ公務傷病ノ原因タル事實ヲ詳細ニ記載スヘシ

書式四 (細則第一四號書式)

現認證明書

公務員ノ官職名

右者 年月 日午前(後) 時 地ニ於テ(何)ニ從事中(何)ニ因リ(何)ノ事情ノ下ニ負傷(罹病)シタルコトヲ現認候也

住所又ハ官職名  
現認者 氏 名印

年月日

備考 本證明書ニハ傷病當時ノ狀況ヲ成ルヘク詳細ニ記載シ現認者多數アルトキハ二名以上連名スヘシ

書式六 (細則第一二號書式)

再審査請求書

年月 日退職ニ因リ普通恩給及增加恩給ヲ給セラレ候處未タ傷疾(疾病)回復セサルヲ以テ再審査相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名  
本籍地  
現住所

年月日

内閣恩給局長氏名殿  
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

書式七 (細則第二號書式ノ二)

傷病年金請求書

年月 日(官職)ヲ退職シ(年月 日 役ヲ免セラレ)候ニ付傷病年金ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名  
本籍地  
現住所

年月日

内閣恩給局長 氏 名殿  
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

書式八 (細則第三號書式ノ二)

傷病年金請求書

年月 日(官職)ヲ退職シ(年月 日 役ヲ免セラレ)候處傷疾(疾病)爾後重症ニ赴キ候ニ付傷病年金ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名  
本籍地  
現住所

年月日

内閣恩給局長 氏 名殿  
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

書式九 (細則第一二號書式ノ二)

再審査請求書

年月 日退職(シ)年月 日 役ヲ免セラレタル)ニ因リ傷病年金ヲ給セラレ候處未タ傷疾(疾病)回復セサルヲ以テ再審査相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名  
本籍地  
現住所

年月日

内閣恩給局長 氏 名殿  
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

書式一〇 (細則第六號書式)

一時恩給請求書

年月 日(官職)ヲ退職致候ニ付一時恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名  
本籍地  
現住所

年月日

内閣恩給局長氏名殿  
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ



書式一一 (細則第九號書式)

傷病賜金請求書

年月日(官職)ヲ退職(シ)年月日役ヲ免セラレ候ニ付傷病賜金ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名  
本籍地  
現住所

年月日

氏 名印

内閣恩給局長氏名殿  
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

書式一三 (細則第五號書式)

扶助料請求書

前扶助料権者 氏 名

右者 年月 日失權候ニ付扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員又ハ普通恩給権者トノ身分關係  
本籍地  
現住所

年月日

氏 名印

内閣恩給局長氏名殿  
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

書式一二 (細則第四號書式)

扶助料請求書

公務員又ハ普通恩給権者 氏 名

右者 年月 日死亡候ニ付扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員又ハ普通恩給権者トノ身分關係  
本籍地  
現住所

年月日

氏 名印

内閣恩給局長氏名殿  
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

書式一四 (細則第七號書式)

一時扶助料請求書

公務員又ハ普通恩給権者ノ退職當時ノ官職名 氏 名

右者 年月 日死亡候ニ付恩給法第八十一條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員又ハ普通恩給権者トノ身分關係  
本籍地  
現住所

年月日

氏 名印

内閣恩給局長氏名殿  
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

書式一五 (細則第八號書式)

一時扶助料請求書

公務員ノ官職名 氏 名

右者 年月 日在職中死亡候ニ付恩給法第八十二條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員トノ身分關係  
本籍地  
現住所

年月日

氏 名印

内閣恩給局長氏名殿  
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

書式一六 (細則第一一號書式)

扶助料停止請求書

停止セラルヘキ扶助料権者 氏 名

右者 年月 日以來所在不明ニ付扶助料ヲ停止相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員トノ身分關係

年月日

申請者 氏 名印

内閣恩給局長氏名殿

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

書式一七 (細則第一〇號書式)

扶助料轉給請求書

停止中ノ扶助料権者 氏 名

右者 犯罪ニ因ル扶助料停止期間中扶助料ヲ轉給相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員トノ身分關係  
本籍地  
現住所

年月日

氏 名印

内閣恩給局長氏名殿  
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ







恩給裁定官廳、經由廳、支給廳等の恩給關係手續

(△)は内閣恩給局長掌掌の恩給にのみ關する手續

(規則とあるは大年一二年勅令第三六九號恩給與規則) (規則とあるは大正一二年閣令第七號恩給給與規則)

恩給請求書類の進達

經由廳ニ於テ恩給請求書類ヲ受付ケタルトキハ之ヲ調査シ不備ノ點ナキコトヲ認メタルトキハ恩給金額計算書ヲ作り履歷書證明書其ノ他ノ添附書類ニ付テハ證明シ得ヘキモノハ證明シ速ニ裁定官廳ニ之ヲ送付スヘシ(規則二二條一項)

(△) 本屬廳其ノ他ノ經由廳ニ於テ恩給請求書類ヲ受付ケタルトキハ恩給金額計算書(第十六號乃至第二十一號書式)(本書別記恩給金額計算書様式一乃至八)ヲ作り證據書類ヲ添附シ内閣恩給局ニ送付スヘシ但シ數個ノ經由廳アルトキハ最終ノ經由廳ニ於テ計算書ヲ作成スヘシ(細則五)

(△) 恩給法施行令第十四條(註、航空加算)又ハ第十七條(註、不健康業務加算)ノ規定ニ依ル加算ヲ爲スヘキ勤務ニ服シタルトキハ其ノ所屬官長ハ勤務日誌ヲ作り恩給請求ニ際シ其ノ寫ヲ差出スヘシ(細則二二ノ二)

經由廳ニ於テ恩給請求書類ニ不備ノ點アルコトヲ認メタルトキハ相當ノ期間ヲ定メ其ノ不備ヲ追完セシムルコトヲ得(規則二二條二項)

請求者前項ノ期間内ニ不備ノ追完ヲ爲ササルトキ又ハ經由廳恩給請求理由ナシト認メタルトキハ經由廳ハ恩給金額計算書ノ作成ヲ省略シ意見ヲ具シ恩給請求書類ヲ裁定官廳ニ送付スヘシ(規則二二條三項)

裁定

裁定官廳ニ於テ恩給請求書類ヲ受付ケタルトキハ之ヲ審査シ恩給請求書類ニ不備ノ點ナク且恩給ヲ受クルノ權利アリト認メタルトキハ年金タル恩給ニ付テハ恩給證書ヲ、一時金タル恩給ニ付テハ裁定通知書ヲ請求者ニ交付スヘシ但第十七條ニ規定スル恩給ノ請求(即恩給法施行令第二條第一項ノ規定に依る請求)ニ對シテハ裁定通知書ヲ交付ス

裁定官廳ニ於テ恩給請求書類ニ不備ノ點アルコトヲ認メタルトキハ相當ノ期間ヲ定メ其ノ不備ヲ追完セシムルコトヲ得  
請求者前項ノ期間内ニ不備ノ追完ヲ爲ササルトキ又ハ裁定官廳恩給ヲ受クルノ權利ナシト認メタルトキハ裁定官廳ハ理由ヲ附シテ其ノ請求ヲ却下スヘシ(以上規則二三)

(△) 内閣恩給局ニ於テ給與ヲ爲シタルトキハ貯金局ニ其ノ旨ノ通知ヲ爲スト共ニ恩給證書又ハ裁定通知書ヲ作り請求者ニ之ヲ交付スヘシ(細則六)

(△) 恩給ノ請求ヲ却下シタル場合ニ於テハ内閣恩給局長ハ請求者ニ對シ直接其ノ旨ヲ通知スルト共ニ其ノ要旨ヲ關係廳ニ通知スヘシ(細則七)

裁定官廳ハ審査上必要アリト認ムルトキハ請求者又ハ申請者ニ出頭ヲ命シ又ハ必要ナル書類ノ提出ヲ命スルコトヲ得(規則二六)

恩給證書裁定通知書ノ誤謬訂正

權利者又ハ關係廳ニ於テ恩給證書又ハ裁定通知書ニ誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ證據書類ヲ添附シ其ノ旨ヲ裁定官廳ニ通知スヘシ(規則二四)

裁定官廳ニ於テ恩給證書又ハ裁定通知書ニ誤謬アルコトヲ認メタルトキハ訂正ノ爲必要ナル手續ヲ爲シ其ノ旨ヲ關係廳ヲ經テ權利者ニ通知スヘシ(規則二五)

(△) 内閣恩給局ニ於テ恩給給與規則第二十五條ノ規定ニ依リ誤謬ヲ訂正シ又ハ裁定ノ改訂ヲ爲シタル場合ニ於テハ貯金局ヲ經テ恩給裁定官廳、經由廳、支給廳等の恩給關係手續



















恩給裁定官廳、經由廳、支給廳等の恩給關係手續  
**恩給金額計算書様式八** (細則第二二號書式)

傷病賜金金額計算書		退職年月日	年月日
兵役免除年月日		年月日	年月日
退職(兵役免除)ノ事由		退職當時ノ官職名	
退職當時ノ階等		氏名	
傷病ニ罹リタル年月日		氏名	
公務傷病ノ原因		氏名	
症狀等差		氏名	
右取調候處相違無之ニ付給與相成度		氏名	
内閣恩給局長 氏名 職名		官職 氏名 印	
支給郵便局名		局	
傷病賜金金額		金額	
目		圓	

**處刑通知様式一** (細則第二二號書式)

年月日	裁判所
内閣恩給局宛 (貯金局經由)	
氏名	所
住	所
退職當時ノ官職名又ハ公務員トノ身分關係	第 號
恩給證書ノ記號番號	第 號
罪名	第 號
刑名	第 號
刑期	第 號
判決言渡年月日	年月日
判決確定年月日	年月日
刑期起算年月日	年月日
刑期滿了年月日	年月日

**處刑通知様式二** (細則第二三號書式)

年月日	裁判所
内閣恩給局宛 (貯金局經由)	
氏名	所
住	所
退職當時ノ官職名又ハ公務員トノ身分關係	第 號
恩給證書ノ記號番號	第 號
罪名	第 號
刑名	第 號
刑期	第 號
判決言渡年月日	年月日
判決確定年月日	年月日
刑期起算年月日	年月日
刑期滿了年月日	年月日
執行猶豫期間	年月日
執行猶豫言渡	年月日
取消年月日	年月日

恩給裁定官廳、經由廳、支給廳等の恩給關係手續



恩給の支給其の他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと

八四〇

### 恩給の支給其の他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと

こと

(\*)は國庫支辨のみならず一般に準用すべき共通の事項を示す

(規則とあるは大正一二年勅令第三六九號恩給給與規則  
支給規則とあるは大正一二年閣令第七號恩給給與規則  
支給規則とあるは大正一二年逓信省令第九二號年金恩給支給規則)

### 甲 年金たる恩給（普通恩給、扶助料、増加恩給、傷病年金）に關する心得

- (一) 裁定官廳に恩給を請求した者は裁定官廳で裁定が済むと別記（證書様式一乃至六）の様式の證書を裁定廳から直接に書留郵便で送付される（規則二六）から證書と同封で送られる恩給證書受領證（別記様式）になるべく請求書に捺した印章と同じ印章を捺して速に裁定廳に其の受領證を送付すべきである。但し恩給権者の生存中受くべかりし恩給を請求した者（恩給法施行令第二條第一項の場合）（恩給請求手續問答一五の場合）は證書の代りに裁定通知書を裁定廳から貯金局及郵便局を経て交付されるから其の支給受領方法は乙（一）に同じ（\*）（規則二三）（支給規則一六、一七）
- (二) 恩給證書を受取つたならば速に印鑑届（別記書式一）（用紙は郵便局にあり）を支給郵便局（恩給請求書に書いた局）に提出すること（支給規則七）。親権者後見人等の法定代理人から印鑑届を提出する場合には法定代理人たること

を證明する爲戸籍謄本を添附せねばならぬ。

- (三) 國庫の支辨に屬する恩給（恩給法一六條參照）の支給事務は逓信省、朝鮮總督府、臺灣總督府、關東局、樺太廳及南洋廳の所管に屬する郵便官署（貯金局、各郵便局）が取扱ふことになつてゐる（明治四三、勅令二五、郵便官署ヲシテ年金及恩給ノ支給事務ヲ取扱ハシムルノ件）。
- (四) 恩給證書を受取つた後最初の支給金（恩給權發生の月の翌月から最近の支給期月の前月迄の分）は貯金局から通知のあり次第支給郵便局で受取ること。
- (五) 第二回目以後の支給金は年額を毎年一月、四月、七月、一〇月の四つの支給期に分割して各支給期月の前月分迄を支給する。  
例へば年額一、二〇〇圓の恩給は四月には一、二、三の三ヶ月分として三〇〇圓を支給するが如し（\*）（規則二八）。各支給期月には其の月の一日から二〇日迄に爲替貯金の受拂時間と同じ時間内に拂ふことになつてゐる、但し恩給受給權が消滅した場合には別記書式四の届書を本人、遺族又は相続人から最寄郵便局又は直接に貯金局に提出すれば右の支給期月及支給期日に關係なく消滅の月迄の分を支給される（規則二八、支給規則三）。
- (六) 支給を受けるには給與金受領證書（別記書式二）（用紙は郵便局に在る、私製差支なし）と恩給證書（\*）（規則二七）とを支給郵便局に提出して現金を受け、恩給證書は直に返戻される（規則二七、支給規則八）。
- (七) 支給期月經過後に支給を受けるには支給請求書（別記書式三）を貯金局に直接又は最寄郵便局に提出し貯金局よりの支給の通知に依り恩給證書を呈示し給與金受領證書に依り受取る（規則二八、支給規則九）。

恩給の支給其の他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと

八四一



- (八) 事故の爲自ら支給を受けに郵便局に行かれぬ場合には各支給期毎に委任状（收入印紙貼付のこと）を以て代人をして代理受領を爲さしめることを得る、此の場合には支給の際提出すべき記名調印を要する書類には代人たる肩書を附して記名調印することを要する。尙委任状は給與金受領證書用紙裏面の委任欄を利用するも差支なし（支給規則六）。
- (九) 改印するには適宜の用紙（なるべく日本紙）に居所、氏名、恩給證書の種類及記號番號等を記入し新印章を押して支給郵便局に提出する（支給規則七）。
- (十) 支給郵便局を変更するには恩給證書の種類及記號番號、新舊支給郵便局名、新支給局にて支給を開始する支給期月等を記入した支給郵便局變更請求書を新舊何れかの支給郵便局に差出すこと（支給規則五）、手續がすめば局から通知がある。
- (十一) 居所を変更した場合には恩給證書の種類及記號番號等を記入した居所變更届を支給郵便局に提出する（支給規則四）。居所と支給郵便局とを同時に變更する場合には支給郵便局變更請求書の餘白に新舊居所及轉居の旨を附記するを以て足りる。
- (十二) 氏名を変更した場合には恩給證書及戸籍謄本を添へ其の旨裁定官廳に届出れば裁定官廳は恩給證書に改氏名の事實を記載し支給廳（貯金局）を経由して権利者に返付する（\*）（規則三八）。
- (十三) 未成年者、心神喪失の常況に在る者が支給を受けるには親権者、戸主、後見人等の法定代理人が戸籍謄本を以て自己が法定代理人たることを證し支給に關し提出する書類に法定代理人たる肩書を附し本籍、現住所を書いて

記名調印すること（\*）。

- (十四) 恩給権者が恩給の裁定を受けた後死亡し其の生存中に受くべかりし恩給の全部又は一部の支給を遺族又は相續人が受ける場合（即恩給法第一〇條及同法施行令第二條第二項の場合）には別記書式四の死亡届書（戸籍謄本添附）を最寄郵便局又は直接に貯金局に提出するのであるが（五参照）此の場合に同順位の遺産相續人、人数あるときは其の中の一人を總代者として（他の遺産相續人は連署して之を證明すること）支給を受けねばならぬ（\*）（規則一九）。
- (十五) 権利者が恩給證書に誤謬あることを發見したときは證據書類を添附して其の旨を裁定官廳に通知せねばならぬ（規則二四）。
- (十六) （振替預入） 受給者が支給期毎に恩給證書、印章を持参し給與金受領證書を提出して支給を受くるの煩を避くるには恩給の振替預入の方法がある、即振替預入請求書（別記書式五）と恩給證書とを支給郵便局に提出するときは郵便局は證書の受領證を、貯金局よりは保管證書（別記書式六）を送付すべく爾後の支給金は貯金局に於て支給期毎に受給者の郵便貯金（月掛貯金を除く）に組入るるを以て支給期毎に郵便貯金通帳を支給郵便局に差出すときは之に振替預入金の記入を受ける（支給規則一〇乃至一三）。保管證書を亡失した場合には其の事由を具し毀損した場合には保管證書を添へ貯金局に再交付を請求すべく再交付があつたときには従前の保管證書は效力を失ふ（支給規則一五）。振替預入を廢止するには振替預入廢止請求書（別記書式七）を支給郵便局又は貯金局に提出すれば保管してゐる恩給證書を書留郵便で受給者に還付する（支給規則一四）。
- (十七) （失權の届出） 恩給を受けた者左記に該當し權利を失ひ又は本籍を変更した場合には本人、遺族又は縁故者か



ら速に其の旨を支給廳を経て(註)裁定官廳に届出でねばならぬ(規則三二、三三、三四)。之を届出でずに給與を受けたりと後に受給權調査等に依り判明して過拂金の返還請求を受けることになる(届の書式は別記書式四)。

イ、死亡したとき(法九)

ロ、未成年者成年に達したとき(法七三)、養子が家督相續人たる又はたるべき身分を失つたとき(法七四條三項)

ハ、其の家を去つたとき、但し妻が夫の屬した家から分家し又は遺族たる子にして分家するものに伴ひ其の家に入ったとき及び子が父の家から分家し又は公務員若は之に準すべき者の妻若は子にして分家するものに伴ひ其の家に入ったときを除く(法八〇)

ニ、妻、子又は夫が婚姻したとき(法八〇)

ホ、死刑又は無期若は二年を超える懲役若は禁錮の刑に處せられたとき(法九)

ヘ、不具廢疾にして生活資料を得るの途なく且つ之を扶養する者なきに因り扶助料を受けた夫又は成年の子が右の事情の止んだとき(法八〇)

ト、國籍を失つたとき(法九)

チ、傷兵院に入院中の傷兵が死亡又は退院したとき(傷兵院法三)

以上の中イ、ホ、トは各恩給に共通の失權原因で他は扶助料のみの失權原因である。

(六) 扶助料權者たる遺族が婚姻を正式に戸籍吏に届出ですとも事實上婚姻關係と同様の事情に入つたものと裁定官廳に認められると恩給審査會の議を経て扶助料權を取上げられることがある(恩給法八〇)。

(五) 《證書の返還》 受給者死亡し又は失權した場合に恩給を受ける順位者が無いときは恩給證書の占有者は(五)の末段の手續に依り權利消滅の月迄の分の支給を受けた後、速に裁定官廳に其の證書を返還せねばならぬ。此の場合に亡失

其の他の事由に因り恩給證書を返還出来ぬときは速に其の旨裁定官廳に届出でねばならぬ(規則三五)。

(三) 《證書の再交付》 恩給證書を亡失し又は毀損した場合には恩給證書再交付申請書(内閣恩給局長の裁定した證書に付ては別記書式八)に亡失の場合には亡失の事由、搜索の方法亡失後執つた措置を詳記した顛末書、亡失の事實を證するに足る所轄警察官署等の公の證明書、所轄警察官署の現住證明書を添へ毀損の場合には其の顛末書及毀損した恩給證書を添へて裁定官廳に再交付を申請することが出来る、恩給證書の再交付があると従前の恩給證書は其の效力を失ふ、再交付後に従前の恩給證書を發見したときには速に其の發見した證書を裁定官廳に返還せねばならぬ(規則三六、三七、細則一〇)。

(二) 《普通恩給受給者の再任》 普通恩給受給者が公務員に再就職したり宮内省恩給令に依り宮内省恩給權の基礎となるべき宮内職員に再就職すると就職の月の翌月から退職の月迄恩給を停止され支給を受けることが出来ぬ(此の再就職の事實は就職當時の本屬廳が直に裁定官廳に通知することになつてゐるから受給者は恩給權者たることを本屬廳に採用された時に必ず履歴事項として書かねば不可ぬ)、但し例外の場合が三ある(恩給法五八)。

イ、准士官以下の軍人若は準軍人として普通恩給を受けた者が軍人以外の公務員に再就職した場合には停止せぬ。——尤も此の場合には明治三三年三月三十一日、勅令第一三二號(陸海軍准士官以下ノ受恩給者文官判任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル條給支給方)に依り其の受くべき俸給額から恩給額を控除した額を支給することになつてゐるから本人の受ける額は停止されたのと同様である、唯俸給經濟の負擔を軽くして採用に便ならしめる効果がある。

ロ、再就職の實在職期間が一ヶ月未満の場合。——故に事變等に召集されて出征して其の期間が加算年と合して一ヶ月を超える恩給の支給其他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと



恩給の支給其の他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと

やうな場合でも實在職期間が滿一ヶ月未滿の場合には停止されぬ。

ハ、軍人以外の公務員として普通恩給を受ける者が陸軍若しくは海軍の兵卒として再就職した場合。

(三) 普通恩給又は増加恩給又は傷病年金の犯罪に因る停止 普通恩給受給者又は増加恩給受給者が二年以下の懲役又は禁錮の刑に處せられると刑の確定の月の翌月から其の執行を終り又は執行を受くることなきに至つた月迄其の恩給を停止せられる、但し刑の執行猶豫の言渡を受けたときは停止せぬ、執行猶豫の言渡を取消されたときは取消の月の翌月から刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至つた月迄停止する(恩給法五八)。

(三) 普通恩給の所得の多いに因る停止 年額一千圓を超える普通恩給の受給者が恩給以外の所得年額五千圓を超えるやうな多額の所得を有する場合には普通恩給年額と其の所得年額との合計の六千圓を超える額の二割を停止される、尤も停止額は普通恩給年額の二割を超えず支給年額は一千圓より減してはならぬとの制限がある(恩給法五八條)、此の場合の所得の範圍は恩給法施行令第二四條の三乃至八に規定されてゐる。「尙普通恩給受給者傷兵院に入院すると増加恩給と共に停止される(傷兵院法三條)。

(二) 扶助料の停止 扶助料受給者が

イ、二年以下の懲役又は禁錮の刑に處せられたときは其の月の翌月から刑の執行を終り又は其の執行を受くることなきに至つた月迄扶助料を停止される——但し刑の執行猶豫の言渡を受けたときは停止せぬ、執行猶豫の言渡を取消されたときは取消の月の翌月から刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至つた月迄停止する(恩給法七七)

ロ、一年以上所在不明にして次順位者の申請に依り裁定官廳が停止を命じたときは所在不明中停止される(恩給法七八)

(三) 年金たる恩給を受くる者が證書の占有を他人に奪はれたり紛失したりして他人に不當に恩給金を受領される虞あるときは貯金局に其の事由を書いた支給見合(又は差止)願といふやうなものを差出せば貯金局の裁量に依り後に支給見合(又は差止)解除願を

出す迄一應支給を見合せて恩給金を保護して貰へるであらう。

(三) 外國に居住して恩給の支給を受けるには其の居住地を管轄する日本領事館に恩給證書を提示し其の恩給證書檢閲證明を添へ貯金局長宛に支給請求書(記號番號、恩給額、支給額、住所、氏名を記載し捺印す)を送付すれば同局長は日本銀行宛小切手を振出し同行は正金銀行を介し銀行爲替に依り本人宛送金する。

(参考) 外國人が日本政府給與の外國人年金恩給を外國で受給する方法は先づ貯金局より振出した小切手に依り外務省を通じ豫め任命せられある在外公館出納官吏宛送金し受給者は右出納官吏に恩給證書の檢閲を受けて支給される。

(三) 毎支給期の恩給支給金は受給者が支給應に五年間請求せぬと會計法第三二條の时效に罹る。支給應の過誤拂金は支給應が受給者に一〇年間返還請求をせぬと民法一六七條一項の时效に罹る(昭一〇大審院(オ)二〇五〇號判決)。

(三) 扶助料受給者失權の場合に付て、失權後の誤拂支給金は法律上の原因なくして得た不當利得(民法七〇三)とし貯金局(逓信局)が其の扶助料受給者の死亡後は一〇年の时效完成の部分を除き遺産相続人(數人あるときは數人)に返還を命じたのは正當な處分であるとした(而して法規上の當然失權の場合には失權の原因たる事實發生の時より时效は進行する)。

(三) 恩給法施行前分家失權した扶助料受給者後に分家無効の裁判に依り戸籍を訂正せられ舊戸籍に復し扶助料を請求すると次順位者以下の既に裁定せられた扶助料を取消し(取消に因る誤拂金返還請求の一〇年の时效は取消の時から進行すると昭一〇大審院(オ)二〇五〇號は判決した)分家失權の時に遡り扶助料を給する。

(三) (受給權調査) 年金たる恩給扶助料を受ける者は誰でも隔年に一回宛恩給受給權調査票に戸籍謄本(又は抄本)等を添附して裁定應に直接に提出し恩給を受ける權利が存続してゐるかどうかの調査を受ける義務がある、之を

恩給の支給其の他國庫支辨の恩給の受領者の心得置くべきこと



恩給の支給其他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと

八四八

怠ると恩給の支拂を差止められる結果になるから注意を要する、提出書類、提出の年月、調査票の形式等の詳細に付ては本書九條ノ二の説明参照のこと。

〔註一〕 恩給給與規則

第十一條 恩給給與規則ニ依リ支給應テ經テ内閣恩給局ニ差出スヘキ書類ハ支給郵便局ニ差出スヘシ

乙 一時金たる恩給（一時恩給、一時扶助料、傷病賜金）に關する心得

- (一) 裁定官廳に一時金たる恩給を請求した者は裁定官廳の裁定が済むと別記（裁定通知書様式）の様式の裁定通知書を裁定廳から貯金局及支給郵便局を経て送付され（規則二三、細則五）同時に貯金局から支給郵便局を経て支給通知書（別記支給通知書様式）を送付される（支給規則一六）から受給者は裁定通知書を支給郵便局に呈示して（規則二七）（支給期日等の定めは一時金の場合には存せぬ）（支給規則第三）權利者たることを證明した上支給通知書の受領證の部に記名調印し之を現金と引換に提出すればよろしい（支給規則一七）此の場合に必要に依り支給郵便局は受給者に市區町村長又は之に準すべき者の作成した印鑑證明書の提出を求めるともある（同上）（尙次頁參考参照）
- (二) 事故の爲受取名義人自ら支給を受けに郵便局に行かれぬ場合には委任狀（収入印紙貼付のこと）を以て代人をして代理受領を爲さしめることを得る、此の場合には支給を受ける際提出すべき支給通知書に代人たる肩書を附して記名調印すればよい（支給規則六）。

(三) 一時金たる恩給を受くるの權利ある者が裁定を受けた後死亡し其の生存中に受くべかりし恩給を遺族又は相続人が受ける場合（即恩給法第一〇條及同法施行令第二條第二項の場合）には別記書式四の死亡届書を最寄郵便局又は直接に貯金局に提出するのであるが此の場合に同順位の遺族相続人數人あるときは其の中の一人を總代者として（他の遺族相続人は連署して之を證明すること）支給を受けねばならぬ（規則一九條）。

(四) 權利者が裁定通知書に誤謬あることを發見した時は證據書類を添附し裁定官廳に通知せねばならぬ（規則二四）。

(五) 〔裁定通知書の再交付〕 裁定通知書を亡失し又は毀損した場合には裁定通知書再交付申請書（内閣恩給局長の裁定した裁定通知書に付ては別記書式八）に亡失の場合には亡失の事由、搜索の方法及亡失後執つた措置を詳記した願末書、所轄警察官署の現住證明書を添へ毀損の場合には其の願末書及毀損した裁定通知書を添へて裁定廳に再交付を申請することが出来る、裁定通知書の再交付があると従前の裁定通知書は其の效力を失ふ、再交付後に従前の裁定通知書を發見したときには速に其の發見した裁定通知書を裁定廳に返還せねばならぬ（規則三六、三七、細則一〇）。

〔參考〕 地方費支辨の府縣判任官等恩給法施行令第六條の文官や八五三頁裁定通知書様式（注意）記載の學校職員に付ては規定なきも恩給局より府縣等の支給廳を経て裁定通知書を本人に交付する扱で本人は支給廳の指定する金庫等より受給する。

恩給の支給其他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと

八四九



恩給の支給其他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと

(別記)

證書様式一 (普通恩給)

第 號	恩給證書
普通恩給年額金	月生
右恩給法ニ依リ給ス	
年月日	
内閣恩給局長	氏名 印

證書様式二 (増加恩給)

第 號	恩給證書
普通恩給年額金 増加恩給年額金	月生
右恩給法ニ依リ給ス	
年月日	
内閣恩給局長	氏名 印

(注意) 恩給法第五八條第一項第三號の年齢に因る停止額の記載方に付ては同條說明(9)参照

(注意) 恩給法第五〇條第一項の增加恩給の終期の記載方に付ては同條說明(1)参照

證書様式三 (傷病年金)

第 號	恩給證書
傷病年金年額金	月生
右恩給法ニ依リ給ス	
年月日	
内閣恩給局長	氏名 印

證書様式四 (扶助料)

第 號	扶助料證書
扶助料年額金	月生
右恩給法ニ依リ給ス	
年月日	
内閣恩給局長	氏名 印

(注意) 恩給法第五〇條第三項の有期の傷病年金の終期の記載方に付ては同條說明(1)参照

(注意) 恩給法第七五條第二項の加給扶助料額及其の給與期間の記載方に付ては同條說明(3)参照

恩給の支給其他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと











恩給の支給其他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと

書式三

支給請求書

給與金の種類  
證書記號番號  
給與金額  
支給期月

右給與金 郵便局ニ於テ御交付相成度此段及請  
求候也

年月日

居所  
肩書  
氏名 印

貯金局長殿

書式四

死亡(又ハ婚姻)届  
(去籍成年)届

一 給與金種類  
一 證書記號番號  
一 給與金額  
一 受給者肩書氏名 \*

右 年月 日死亡(又ハ婚姻、去籍成年到達)候一付別紙  
戸籍謄本相添へ此段及御届候也

年月日

現住所  
右遺族氏名 印

内閣恩給局  
御中

(注意)貯金局を經由して提出すること。  
\*普通恩給権者は氏名のみ書くこと、扶助料権者は公務員との關係と氏名とを書くこと。  
\*寡婦が届出づる場合には抄本でも差支ない、遺族は次順位者を書くこと。

書式五

振替預入請求書

貯金通帳  
記號番號  
證書種類  
證書記號番號

右給與金ハ 年月 月渡ヨリ支給ノ都度拙者所  
持ニ係ル前記番號ノ貯金ニ振替預入相成度此段請  
求候也

年月日

居所  
氏名 印

貯金局  
御中

書式六

保管證書

保管番號  
證書種類  
證書記號番號

一金 圓也

右給與金郵便貯金ニ振替預入ノ爲當該證書當局へ  
寄託ニ付正ニ保管候也

年月日

貯金局長  
殿

振替預入開始期月 年月 月渡

恩給の支給其他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと



恩給の支給其他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと

書式七

八五八

振替預入廢止請求書

貯金通帳  
記號番號

證書種類  
證書記號番號

右給與金振替預入ハ 年 月 日 渡分ヨリ廢止相成  
度此段請求候也

年月日

居所 氏名

貯金局 御中

書式八(細則第二四號書式)

恩給證書(裁定通知書)再交付申請書

一 恩給證書ノ記號番號(裁定通知書ノ番號)  
一 恩給證書ノ日附(裁定通知書ノ日附)  
一 恩給金額

右恩給證書(裁定通知書)ヲ亡失(毀損)致候ニ  
付再交付相成度申請候

年月日

退職當時ノ官職名又ハ  
公務員トノ身分關係  
本籍地  
現住所

氏名印

内閣恩給局長氏名殿  
支給郵便局 ○○郵便局

朝鮮總督、臺灣總督、州知事、廳長、關東長官の管掌する恩給の給與細則

以上「恩給請求手續問答」及「恩給の支給其他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと」にて述べた恩給給與規則は内閣恩給局長の管掌に係る恩給及内閣恩給局長以外の者の管掌に係る恩給に共通であるが恩給給與細則は國庫の支辨に屬する恩給中内閣恩給局長の管掌に係るものみに關するものであるから左に參考の爲各植民地長官の管掌に係る恩給給與細則を掲げることとする。

朝鮮總督ノ管掌ニ係ル恩給給與細則 (大正一二年一〇月一日 朝鮮總督府令第一二五號)

朝鮮總督ノ管掌ニ係ル恩給給與細則左ノ通定ム

第一條 警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給請求書類ニシテ其ノ提出ニ付經由廳ノ定アルモノハ左ノ區分ニ從ヒ先ツ之ヲ經由廳ニ差出スヘシ

一 警察職員及其ノ遺族ニ在リテハ警察官講習所長ニ之ヲ差出スヘシ

二 監獄職員及其ノ遺族ニ在リテハ監獄職員ノ退職當時ノ所屬刑務所長ニ之ヲ差出スヘシ

第二條 裁定官廳ニ直接ニ差出スヘキコトヲ定メタル書類ハ之ヲ朝鮮總督府ニ差出スヘシ

第三條 恩給請求書類ハ概テ別紙様式(第一號乃至第十五號書式)ニ準シ作成スヘシ

第四條 恩給給與規則第六條ノ規定ニ依リ扶助料請求書ヲ直接ニ裁定官廳ニ差出ス場合ニ於テ帝國外ニ居住スル者ハ所管領事官ノ現住

朝鮮總督、臺灣總督、州知事、廳長、關東長官の管掌する恩給の給與細則

八五九



證明ヲ受ケ書留郵便ヲ以テ之ヲ朝鮮總督府ニ差出スヘシ

第五條 恩給給與ノ裁定ヲ爲シタルトキハ貯金局ニ其ノ旨ノ通知ヲ爲スト共ニ恩給證書又ハ裁定通知書ヲ作り請求者ニ之ヲ交付ス

第六條 恩給ノ請求ヲ却下シタル場合ニ於テハ請求者ニ對シ直接其ノ旨ヲ通知スルト共ニ其ノ要旨ヲ關係廳ニ通知ス

第七條 恩給給與規則第二十五條ノ規定ニ依リ誤謬ヲ訂正シ又ハ裁定ノ改訂ヲ爲シタル場合ニ於テハ貯金局ヲ經テ權利者ニ通知シ又ハ新證書ヲ交付ス

第八條 恩給給與規則第三十一條ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ宣告又ハ取消ヲ爲シタル朝鮮總督府裁判所ハ別紙様式(第十六號又ハ第十七號書式)ニ準シ貯金局ヲ經テ朝鮮總督府ニ通知スヘシ

第九條 恩給給與規則第三十六條ノ規定ニ依リ恩給證書又ハ裁定通知書ノ再交付ヲ申請セムトスル者ハ概ネ別紙様式(第十八號書式)ニ準シ再交付申請書ヲ作り左ノ書類ヲ添附シ之ヲ朝鮮總督府ニ差出スヘシ

- 一 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ亡失シタルモノナルトキハ亡失ノ顛末及亡失後ニ於テ執リタル措置ヲ記載シタル書類並其ノ事實ヲ證スルニ足ルヘキ警察官署等ノ公ノ證明書但シ裁定通知書ヲ亡失シタル場合ニ於テハ警察官署等ノ公ノ證明ヲ要セス
- 二 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ毀損シタルモノナルトキハ其ノ顛末書及毀損シタル恩給證書又ハ裁定通知書

第十條 恩給給與規則ニ依リ支給應ラ經テ朝鮮總督府ニ差出スヘキ書類ハ支給郵便局又ハ支給郵便所ニ差出スヘシ

第十一條 恩給法施行令第十七條ノ規定ニ依リ加算ヲ爲スヘキ勤務ニ服シタルトキハ其ノ所屬長官ハ勤務日誌ヲ作り恩給請求ニ際シ其ノ寫ヲ差出スヘシ

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年朝鮮總督府令第七十一號及大正十一年法律第十八號施行手續ハ之ヲ廢止ス

(別紙様式略ス)

恩給給與細則 (大正二年一月二十六日)

臺灣總督府令第七十八號

臺灣總督、州知事又ハ廳長ノ管掌ニ係ル恩給給與細則左ノ通相定ム

恩給給與細則

第一條 恩給請求書類ニシテ其ノ提出ニ付本屬廳ヲ經テ差出スヘキコトノ定メアルモノハ臺灣總督府所屬ノ職員ニ在リテハ臺灣總督、州所屬ノ職員ニ在リテハ州知事、廳所屬ノ職員ニ在リテハ廳長、監獄職員ニ在リテハ監獄ノ長ニ差出スヘシ

第二條 裁定官廳ニ直接差出スヘキコトヲ定メタル書類ニシテ教育職員、準教育職員、警察職員及待遇職員並其ノ遺族ニ係ルモノハ所管ノ州又ハ廳ニ、監獄職員及其ノ遺族ニ係ルモノハ臺灣總督ニ之ヲ差出スヘシ

第三條 恩給請求書類ハ概ネ別紙様式(第一號乃至第十四號書式)ニ準シ作成スヘシ

第四條 恩給給與規則第六條ノ規定ニ依リ扶助料請求書ヲ直接ニ裁定官廳ニ差出ス場合ニ於テ帝國外ニ居住スル者ハ所管領事官ノ現住證明ヲ受ケ書留郵便ヲ以テ之ヲ臺灣總督、州知事又ハ廳長ニ差出スヘシ

第五條 本屬廳ニ於テ恩給請求書類ヲ受付ケタルトキハ恩給金額計算書(第十五號乃至第十九號書式)ヲ作り證據書類ヲ添附シ裁定官廳ニ送付スヘシ

第六條 裁定官廳ニ於テ給與ノ裁定ヲ爲シタルトキハ貯金局ニ其ノ旨ノ通知ヲ爲スト共ニ恩給證書又ハ裁定通知書ヲ作り請求者ニ之ヲ交付スヘシ

第七條 恩給ノ請求ヲ却下シタル場合ニ於テハ裁定官廳ハ請求者ニ對シ直接其ノ旨ヲ通知スルト共ニ其ノ要旨ヲ關係廳ニ通知スヘシ

第八條 裁定官廳ニ於テ恩給給與規則第二十五條ノ規定ニ依リ誤謬ヲ訂正シ又ハ裁定ノ改訂ヲ爲シタル場合ニ於テハ貯金局ヲ經テ權利者ニ通知シ又ハ新證書ヲ交付スヘシ

朝鮮總督、臺灣總督、州知事、廳長、關東長官の管掌する恩給の給與細則



第九條 恩給給與規則第三十一條ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ宣告又ハ取消ヲ爲シタル臺灣總督府法院ハ別紙様式(第二十號又ハ第二十一號ノ書式)ニ準シ貯金局ヲ經テ裁定官廳ニ通知スヘシ

第十條 恩給給與規則第三十六條ノ規定ニ依リ恩給證書又ハ裁定通知書ノ再交付ヲ申請セムトスル者ハ概テ別紙様式(第二十二號書式)ニ準シ再交付申請書ヲ作り左ノ書類ヲ添附シ之ヲ裁定官廳ニ差出スヘシ

一 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ亡失シタルモノナルトキハ亡失ノ顛末及亡失後ニ於テ執リタル措置ヲ記載シタル書類並其ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ警察官署等ノ公ノ證明書但シ裁定通知書ヲ亡失シタル場合ニ於テハ警察官署等ノ公ノ證明ヲ要セス

二 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ毀損シタルモノナルトキハ其ノ顛末書及毀損シタル恩給證書又ハ裁定通知書

第十一條 恩給給與規則ニ依リ支給應テ經テ裁定官廳ニ差出スヘキ書類ハ支給郵便局ニ差出スヘシ

第十二條 恩給法施行令第十四條又ハ第十七條ノ規定ニ依リ加算ヲ爲スヘキ勤務ニ服シタルトキハ其ノ所屬長官ハ勤務日誌ヲ作り恩給請求ニ際シ其ノ寫ヲ差出スヘシ

第十三條 國庫負擔ニ屬セサル恩給等ニ關シテハ第六條中ノ通知ニ關スル規定並第八條及第九條中ノ經由ニ關スル規定ハ之ヲ適用セス

附則  
本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ適用ス  
左ノ府令ハ之ヲ廢止ス  
明治三十四年府令第四十六號臺灣ニ在勤スル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退隱料及遺族扶助料支給規則

明治三十四年府令第六十一號巡查看守退隱料及遺族扶助料取扱規程  
大正十一年府令第六十號大正十一年法律第十八號施行手續

(別紙書式略)

恩給給與細則 (大正一二年一月一七日)

改正 昭和二年第二號

恩給給與細則左ノ通定ム

恩給給與細則

第一條 關東長官ノ管掌ニ係ル恩給給與ニ關シテハ別ニ定ムルモノヲ除ク外本令ニ依ル

第二條 恩給請求書類ハ別記第一號乃至第十四號書式ニ準シ之ヲ作成シ退官、退職又ハ公務員死亡當時ノ所屬廳ヲ經テ關東廳ニ差出スヘシ但關東州地方費ノ支辨ニ屬スル恩給請求ニ付テハ別記書式中支給郵便局ノ指定ヲ要セス

恩給給與規則第六條ノ規定ニ依リ扶助料請求書ヲ直接裁定官廳ニ差出ス場合ニ於テ帝國外ニ居住スル者ハ所管領事官ノ現住證明ヲ受ケ書留郵便ヲ以テ之ヲ關東廳ニ差出スヘシ

第三條 前條ノ所屬廳恩給請求書類ヲ受付ケタルトキハ恩給給與規則第二十二條ノ規定ニ依リ之ヲ調査シ不備ノ點ナキコトヲ認メタルトキハ履歷書、證明書等其ノ廳ニ於テ證明シ得ヘキモノハ之ヲ證明シ速ニ關東廳ニ送付スヘシ

前項ノ所屬廳ハ恩給法施行令第十四條又ハ第十七條ノ規定ニ依リ加算ヲ爲スヘキ勤務ニ服シタル者アルトキハ其ノ所屬長官ノ作りタル勤務日誌ヲ請ケ請求書類ニ添付スヘシ

恩給請求書類ニ不備ノ點アリ請求者指定ノ期間内ニ其ノ追完ヲ爲ササルトキハ其ノ事由ヲ具シ請求書類ヲ關東廳ニ送付スヘシ

第四條 關東廳ニ於テ恩給給與規則第二十三條ノ規定ニ依リ給與ノ裁定ヲ爲シタルトキハ恩給證書又ハ裁定通知書ヲ作り之ヲ請求者ニ交付シ其ノ給與國庫ノ支辨ニ屬スルモノニ付テハ其ノ旨ヲ貯金局ニ通知ス

朝鮮總督、臺灣總督、州知事、廳長、關東長官の管掌する恩給の給與細則



第五條 關東廳ニ於テ恩給給與規則第二十五條ノ規定ニ依ル誤謬ヲ訂正シ又ハ裁定ノ改定ヲ爲シタルトキハ之ヲ權利者ニ通知シ又ハ新證書ヲ交付シ其ノ給與國庫ノ支辨ニ屬スルモノニ付テハ其ノ旨ヲ貯金局ニ通知ス

第五條ノ二 關東州地方費ノ支辨ニ屬スル恩給ノ支給ニ關シテハ左ノ各號ニ依ル

- 一 本條ノ恩給金ヲ受ケムトスルトキハ別記第十六號又ハ第十七號書式ノ請求書ヲ支給期月ノ前月末日迄ハ關東廳ニ差出スヘシ其ノ恩給金ヲ受ケタルトキハ別記第十八號又ハ第十九號書式ノ領收書ヲ差出スヘシ
- 二 恩給證書又ハ裁定通知書ハ其ノ現金受領ノ爲之ヲ呈示スルコトヲ要セス但シ年金タル恩給ニ付テハ必要ニ依リ證書ヲ呈示セシムルコトアルヘシ

三年金タル恩給金ノ支給期日ノ十一日ヨリ二十日迄トス

四 一時限リノ恩給金ハ前號ノ期日ニ拘ラス之ヲ支給ス

五 代人ニ於テ第一號ノ手續ヲ爲サムトスルトキハ當該書類ニ本人ノ委任狀ヲ添付スヘシ

六 繼續支給セラルヘキ恩給ヲ受クル者ハ證書交付ノ際添送スル印鑑簿用紙ニ將來使用スヘキ印章ヲ捺捺シ之ヲ關東廳ニ返送シ印鑑届ニ代フヘシ改印ノ場合ニ於テハ右用紙ヲ請求シ新印ヲ捺捺シ改印ノ事由ヲ記載シタル書面ト共ニ之ヲ關東廳ニ送付シ改印届ニ代フヘシ

第六條 恩給給與規則第三十六條ノ規定ニ依リ再交付ヲ申請セムトスル者ハ別記様式(第十五號書式)ニ準シ再交付申請書ヲ作り左ノ書類ヲ添ヘ之ヲ關東廳ニ差出スヘシ

- 一 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ亡失シタルモノナルトキハ亡失ノ顛末及亡失後ニ於テ執リタル措置ヲ記載シタル書類並其ノ事實ヲ證スルニ足ル警察官署等ノ公ノ證明書
- 二 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ毀損シタルモノナルトキハ其ノ顛末書及毀損シタル恩給證書又ハ裁定通知書

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記様式略)



地方恩給裁定廳の恩給支給等の手續

小學校教員、巡查、待遇職員等の恩給を裁定する地方廳（府縣知事等）の恩給を支給する場合の手續は大體に於て大同小異である、仍て左に代表的に二三の縣の恩給給與規則を掲げる。

○群馬縣

恩給法ニ依ル恩給中群馬縣知事ノ管掌ニ係ルモノノ給與細則左ノ通定ム（大正十二年縣令第五二號）

第一條 恩給請求書類ハ大正十二年十月閣令第七號恩給給與細則第三條ニ恩給證書裁定通知書再交付申請書類ハ同第十條ニ準シ作成スヘシ

前項恩給請求書類ヲ提出スル場合ニ於テ帝國外ニ居住スル者ナルトキハ所管領事官ノ現住證明ヲ受ケ之ヲ添附スヘシ

第二條 年金タル恩給ノ支給ヲ受ケムトスル者ハ現住地市、區、町、村長若ハ領事官ニ就キ當該證書ノ檢閲ヲ受ケ其ノ證明ヲ得第

一號書式ノ請求書ヲ毎支給期月ノ十日迄ニ差出スヘシ

一時金タル恩給ノ支給ヲ受ケムトスル者ハ第二號書式ニ依リ請求スヘシ

第三條 年金タル恩給ヲ受クル權利ヲ有スル者其ノ權利消滅シ又ハ資格若ハ權利ヲ失ヒタル場合ニ於テ尙恩給ノ支給ヲ受クル分ア

ルトキハ第三號書式ニ依リ期月ニ拘ハラス之ヲ請求スヘシ恩給全額支給停止ノ場合亦同シ

第四條 教育職員ニシテ普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者恩給法第九十九條ニ依リ其ノ恩給ノ支給停止ヲ受クヘキ官職ニ就キタルトキハ當該官公署ノ證明ヲ得テ第四號書式ニ依リ遲滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ休職退職俸給増減ノ場合亦同シ

○長崎縣

恩給法ニ依ル恩給中知事ノ管掌ニ係ルモノノ給與細則左ノ通定ム（大正十三年縣令第三號）

第一條 恩給請求書類ハ別紙（第一號乃至第十四號）様式ニ據リ作製シ當廳ニ差出スヘシ但教育職員ニアリテハ在職最終地所轄ノ島廳又ハ郡市役所ヲ經由スルヲ要ス

第二條 恩給給與規則第三十六條ノ規定ニ依リ恩給證書又ハ裁定通知書ノ再交付ヲ申請セントスル者ハ別紙第十五號様式ニ據リ再交付申請書ヲ作り左ノ書類ヲ添附シ當廳ニ差出スヘシ

一 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ亡失シタルモノナルトキハ亡失ノ顛末及亡失後ニ於テ執リタル措置ヲ記載シタル書類並其ノ事實ヲ證スルニ足ルヘキ警察官署等ノ公ノ證明書

二 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ毀損シタルモノナルトキハ其ノ顛末書及毀損シタル恩給證書又ハ裁定通知書

第三條 年金タル恩給ノ支給ヲ受ケントスル者ハ別紙第十六號様式ニ據リ請求書ヲ當廳ニ差出スヘシ

前項ノ請求ヲナサントスル者ハ恩給證書ヲ現住地市町村長若ハ之ニ準スヘキモノニ提示シテ請求書ノ餘白ニ受領權存在ノ證明ヲ受クヘシ但直接本廳ニ證書ヲ持參スル場合ハ此ノ限ニアラス

第四條 年金タル恩給ヲ受クル者死亡シタル爲遺族ニ於テ其ノ生存中ニ係ル給額ヲ受領セムトスルトキハ恩給法第十條ニ定ムル相當順位者ニ於テ戸籍謄本ヲ添へ前條ノ手續ヲ爲スヘシ



普通恩給（増加恩給又ハ扶助料）金請求書

第 號 （證書番號）

年 額 金 何 圓

一金 圓 錢也

但何年何月渡分

右 請 求 候 也

	元 官 職	
	現 住 所	
又ハ元何官職何某寡婦（其他續柄）	氏 名	氏 名
氏 名	印	印

備 考

一、請求者未成年者ナルトキハ親權者又ハ後見人連署スヘシ

一、普通恩給又ハ増加恩給ヲ受クルモノニシテ有給ノ公務ニ就キタル者ハ就職年月日退職當時ノ俸給（加俸ヲ含ム）及現時ノ俸給額（加俸ヲ含ム）ヲ附記スヘシ

### 特別會計の恩給負擔

従前は恩給給與額を二以上の經濟で分擔するといふことはなかつたが恩給法施行と同時に同法第一七條の規定で國庫と地方經濟間及地方經濟相互間に分擔を認めることになつた、併し茲に國庫とは一般會計のことで國の分擔すべき恩給金は總て一般會計で負擔してゐたのであつて未だ國の分擔を細別して一般會計と特別會計との分擔に分つことはしなかつたのである、然るに其の後一般會計の歳出豫算膨大し種々豫算編成の都合もあり特別會計の自治性も強調されて特別會計に屬する官廳から俸給を得て在職した期間は特別會計で後始末をするがよいといふことになり昭和六年度から恩給法以外の法律即後述昭和六年法律第八號を以て一般會計の恩給負擔を特別會計で分擔することになつた。而も其の分擔する恩給の種類は特別會計分擔開始當時恩給法（第一七條）上の國庫地方經濟間及地方經濟相互間の分擔が普通恩給及扶助料に限られてゐた（恩給法施行令第四條第一項）のに對し一躍して總ゆる恩給即普通恩給、増加恩給、一時恩給、傷病賜金（傷病年金は創設と同時に之を加へた）、扶助料、一時扶助料の外外國人恩給にも及んだのである。先づ特別會計の種類を左に掲げる（人件費のない特別會計は負擔がないから掲げぬ）。

造 幣 局	明治二三、三、一七（法一七）明治三三年度ヨリ施行 技術員ノ俸給アリ 右法改正 明治三〇、三、一七（法八）明治三一年度ヨリ現行 人件費アリ
-------	---



印 刷 局	明治二三、三、一七(法一七)明治二三年度ヨリ施行 技術員ノ俸給アリ 右法改正 明治三〇、三、一七(法八)明治三一年度ヨリ現行 人件費アリ
海 軍 火 藥 廠	大正八、三、二四(法八)大正八年度ヨリ現行 人件費アリ
製 鐵 所	大正一五、三、三〇(法四六)昭和二年度ヨリ現行 人件費アリ 製鐵所、明治三二、二、七(法一一)明治三二年度ヨリ施行 人件費アリ
海 軍 燃 料 廠	大正一〇、三、二九(法八)大正一〇年度ヨリ現行 人件費アリ 廣島鑛山 明治二三、三、一七(法一七)明治二三年度ヨリ施行 技術員ノ俸給アリ 右法改正 明治三〇、三、一七(法八)明治三一年度ヨリ施行 人件費アリ 海軍探炭所 明治三九、三、二〇(法一一)明治四〇年度ヨリ施行 人件費アリ
專 賣 局	明治三二、三、一(法三〇)明治三三年度ヨリ現行 人件費アリ ▼禁煙專賣資金會計法 明治二九、四、一〇(法七九)明治三一、一、一ヨリ施行 人件費ナシ 右法律ハ明治三二年度限り廢止、明治三二、三、一(法三一)
陸 軍 造 兵 廠	▼東京砲兵工廠 明治二三、三、一七(法一八)明治二三年度ヨリ施行 人件費ナシ 右法改正 明治四五、三、二九(法一〇) ○右ハ大正二、三、二九、勅四一ヲ以テ大正二、四、一ヨリ現行 人件費アリ 陸軍造兵廠トナル(大正一二、三、二七、法七)大正一二年度ヨリ適用
十 住 製 絨 所	明治二三、三、一七(法一八)明治二三、四、一ヨリ現行 人件費アリ 官設鐵道會計法 明治二三、三、一七(法二〇)明治二三年度ヨリ施行 人件費アリ ▲官設鐵道用品資金會計法 明治二六、一、一七(法二)明治二七年度ヨリ施行 人件費ナシ

帝 國 鐵 道	右法改正 明治三九、四、一〇(法三八) 「官設鐵道ヲ帝國鐵道ト改ム」 帝國鐵道會計法 明治三九、四、一一(法三七) 帝國鐵道會計法 明治四二、三、二〇(法六) 明治四二年度ヨリ現行 人件費アリ 大正一二、三、三〇(法三六)大正一二年度ヨリ現行 人件費アリ
對 支 文 化 事 業	明治四〇、三、二三(法一九)明治四〇年度ヨリ施行 人件費アリ 帝國大學 明治二三、四、一ヨリ 人件費アリ 大學特別會計法 大正一〇、三、二九(法一一)大正一〇年度ヨリ施行 人件費アリ 右法中改正 大正一四、三、二八(法一七)大正一四年度ヨリ現行 人件費アリ
官 立 大 學	明治四〇、三、二六(法二三)明治四〇年度ヨリ現行 人件費アリ 官立學校及圖書館會計法 明治二三、三、二七(法二六)明治二三年度ヨリ施行 人件費アリ
學 校 及 圖 書 館	明治三〇、二、二四(法二)明治三〇年度ヨリ現行 人件費アリ
臺 灣 總 督 府	明治四〇、三、一九(法一七)明治四〇年度ヨリ現行 人件費アリ 關東州ニ關東廳ヲ置ク 大正八、四、一一、勅九四公布ノ日ヨリ施行(關東廳ヲ廢止シ關東局ヲ設 置ス 昭和九、一、二二、二六勅 令第三四八號同日ヨリ施行) 關東都督府官制ハ廢止
關 東 局	明治四〇、三、一九(法一七)明治四〇年度ヨリ現行 人件費アリ 關東州ニ關東廳ヲ置ク 大正八、四、一一、勅九四公布ノ日ヨリ施行(關東廳ヲ廢止シ關東局ヲ設 置ス 昭和九、一、二二、二六勅 令第三四八號同日ヨリ施行) 關東都督府官制ハ廢止



樺太廳	明治四〇、三、一九(法一八)明治四〇年度ヨリ現行 人件費アリ
朝鮮總督府	明治四三、九、二九(緊勅四〇六)明治四三、一〇、一ヨリ現行 人件費アリ 備考 朝鮮ニ朝鮮總督府ヲ置キタルハ明治四三、八、二九勅三一九ニ依ル本令ハ公布ノ日ヨリ施行 ▲帝國鐵道會計法及帝國鐵道用品資金會計法ハ韓國ニ於テ帝國ノ經營スル鐵道ニ之ヲ準用ス(明治三九、四、一一、法三九) 右ハ明治三九、六、六勅一三九、ヲ以テ明治三九、七、一ヨリ施行 人件費アリ
朝鮮鐵道用品資金	大正一四、三、二八(法一八)大正一四年度ヨリ現行 人件費アリ
郵便年金	大正一五、三、二九(法四〇)大正一五、八、九、勅二八〇ヲ以テ大正一五、一〇、一ヨリ現行 人件費アリ
健康保險	大正一五、三、二七(法二六)昭和二、一、一ヨリ現行 人件費アリ
簡易生命保險	大正五、七、八(法四三)大正五、八、一七、勅二〇五ヲ以テ大正五、八、二〇ヨリ現行 人件費アリ
賠償金	大正九、八、二(法二五)公布ノ日ヨリ現行 人件費アリ 昭和五年度限り廢止(昭和六、法七)本會計資金及權利義務ハ一般會計ニ歸屬ス
米穀需給調節	大正一〇、四、二(法三七)大正一〇年度ヨリ現行 人件費アリ
南洋廳	大正一一、三、三〇(法二五)大正一一年度ヨリ現行 人件費アリ
	大正一四、三、二八(法一三)大正一四年度ヨリ現行 人件費アリ

大藏省預金部

備考 明治二三、法二一 郵便貯金 郵便爲替金 郵便取立金 特別會計法ハ人件費ナシ

家畜再保險

明治四三、二、八(法一一)昭和四年度ヨリ施行 人件費アリ

通信事業

昭和八、四、一(法四一)(昭和九年度ヨリ施行)  
備考 逓信省ノ中電氣局航空局管船局及電氣試驗場ノ一部ノ事業ヲ除キタルモノニ相當ス  
右法四一、通信事業特別會計法ハ從來ノ通信事業ノ設備資本等ヲ包含スルヲ以テ恩給負擔ハ過去ノ逓信事業人件費ニ過ツテ之ヲ爲ス但シ負擔開始ハ昭和一一年度ヨリトス

勞働者災害扶助責任保險

昭和六、四、一(法五六)昭和六、九、一ヨリ施行 人件費アリ

朝鮮簡易生命保險

昭和四、五、三(法六五)昭和四、七、一ヨリ施行 人件費アリ(勅二二四ヲ以テ施行期日指定)

特別會計負擔總額は初年度たる昭和六年度(負擔額調査の基礎たる支給義務額は後述昭和六年度勅令第二〇三號第七條に依り昭和四年度末即昭和五年三月三十一日現在)に於て一一、八〇五、六八七圓四九錢(二五、五四四件)(内年金一一、〇一七、八八九圓二五錢)であつた。昭和八年度豫算に計上された負擔額(支給義務額は昭和六年度)を参考の爲左に表示する。

會計別	負擔額	會計別	負擔額
印刷局	三〇、二二一、四〇	圖書館	八、七二九、七二
海軍火藥廠	四、九七六、六九	臺灣總督府	二、七九二、九三一、二一
製鐵所	一七二、二〇〇、一二	關東廳	五〇〇、〇八三、四五
海軍燃料廠	一五、七六七、七五	樺太廳	一九三、三四四、三二



特別會計の恩給負擔

八七四

專賣局	九七一、九九八、〇三	朝鮮總督府	三、三七四、一一一、一六
陸軍造兵廠	二五四、三九〇、六〇	健康保險	五、八六七、六二
千住製絨所	二〇、六三〇、六五	簡易生命保險	三二、六八八、二五
帝國鐵道	三、八四三、七一六、一一	米穀需給調節	一、〇四六、四七
對支文化事業	二〇〇、〇〇	南洋廳	一九、四〇七、七一
帝國大學	六八七、九九〇、九七	大藏省預金部	六五八、三〇
官立大學	三三〇、三三六、五八	造幣局	二六、七四六、六五
直轄學校	五一一、三二一、一六		一三、七九九、三六四、九二錢(二九、四三四件)(內年金一二、七五七、一六九圓六六錢)

次に特別會計の恩給負擔に關する法律及施行勅令並に施行勅令の施行に關する閣令、大藏省令を掲げる。

特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律(昭六、三、二八法律第八號) (總理、大藏大臣副署)

各特別會計ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該會計ニ於テ俸給又ハ給料ヲ支辨シタル公務員若ハ之ニ準ズベキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給(外國人恩給ヲ含ム)支拂ニ充ツベキ金額ヲ一般會計ニ繰入ルルコトヲ得恩給法第十七條ノ規定ニ依リ國庫ノ分擔スル金額ニ付亦同ジ

附則

本法ハ昭和六年度ヨリ之ヲ施行ス

(1) 次に掲げる昭和六年勅令第二百三號のことである。

特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律ノ施行ニ關スル件(昭六、七、二八勅令第二〇三號) (總理、大藏大臣副署)

(傍線は昭和八年勅令第二四八號に依る改正、其の右側の文字は改正前の條文を示す)

第一條 昭和六年法律第八號ニ依リ特別會計ヨリ一般會計ニ繰入ルル金額ハ第二條乃至第七條ノ規定ニ依リ當該特別會計ノ負擔額トシテ算定シタル金額ノ合計トス

第二條 國庫ニ於テ恩給ヲ負擔スル場合ニ於テ其ノ基礎ト爲リタル公務員又ハ之ニ準ズベキ者ノ國庫ヨリ俸給又ハ給料ヲ受ケタル在職年ノ全部ニ付同一特別會計ヨリ俸給又ハ給料ヲ受ケタルトキハ其ノ恩給金額ヲ當該特別會計ノ負擔額トス

前項ノ場合ニ於テ恩給法第十七條第一項ノ規定ニ依リ國庫ガ國庫以外ノ經濟ニ恩給金額ノ分擔ヲ請求シ得ルトキハ當該公務員若ハ之ニ準ズベキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給額ヨリ恩給法施行令第四條第一項乃至第四項ノ規定ニ依リ算定シタル分擔請求額ヲ控除シタル殘額ヲ當該特別會計ノ負擔額トス

第三條 國庫ニ於テ普通恩給又ハ扶助料ヲ負擔スル場合ニ於テ其ノ基礎ト爲リタル公務員又ハ之ニ準ズベキ者ノ在職年中ニ二以上ノ會計ヨリ俸給又ハ給料ヲ受ケタル在職年ヲ含ムトキハ各會計ヨリ俸給又ハ給料ヲ受ケタル夫々ノ在職年ヲ其ノ會計ニ於テ支辨セラレタル退職又ハ死亡前一年内ノ俸給又ハ給料ノ年額(軍人及準軍人ノ俸給又ハ給料ノ年額ハ大正十二年九月三十日以前ニ在リテハ其ノ當時其ノ官職ノ者ニ付軍人恩給法第一號表又ハ第二號表ニ依リ服役十一年ノ者ニ給スベキ恩給金額ノ四倍)ニ相當スル金額、大正十二年十月一日以後昭和八年九月

特別會計の恩給負擔

八七五



ノ當時  
 三十日以前ニ在リテハ其ノ官職ノ者ニ付恩給法別表第一號表ニ依リ在職年十一年ノ者ニ給スベキ恩給金額ノ三倍ニ相當スル金額昭和八年十月一日以後ニ在リテハ其ノ官職ノ者ニ付定メタル恩給法別表第一號表ノ假定係給年額ニ依ル)ニ乗ジタル數ニ比例シ當該恩給ニ付各會計ノ負擔額ヲ定ム但シ公務員ノ恩給ノ負擔ヲ異ニスベキ在職ガ退職又ハ死亡ヲ以テ終ラザルモノナル場合ニ在リテハ其ノ最終ノ俸給又ハ給料ノ年額ニ乗ジタル數ニ比例シテ之ヲ定ム(4)

前項ニ規定スル退職又ハ死亡前一年内ノ俸給又ハ給料ノ年額ノ計算ニ付テハ恩給法第五十九條ノ二ノ規定ヲ準用ス(5)

前條第二項並ニ恩給法施行令第四條第三項(2)及第四項(3)ノ規定ハ前項ノ恩給負擔額ノ計算ニ付之ヲ準用ス但シ恩給法施行令第四條第三項中當該恩給ノ負擔者ニ歸スベキ在職年トアルハ第四條ノ規定ニ依リ增加恩給ノ負擔者ニ歸スベキ在職年トス(6)

第四條第二項ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ當該所定ノ年數ニ滿タザル年月數ハ負擔額計算上第四條ノ規定ニ依リ增加恩給ヲ負擔スル各會計ニ於ケル當該公務員ノ在職年ニ比例シテ之ヲ分テ各會計ノ負擔ニ歸スベキ在職年ヲ定ム

第四條 國庫ニ於テ增加恩給又ハ傷病年金ヲ負擔スル公務員又ハ之ニ準ズベキ者ノ在職年中ニ二以上ハ會計ヨリ俸給又ハ給料ヲ受ケタル在職年ヲ含ムトキハ當該增加恩給ハ之ヲ受ケタル原因タル傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル當時ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル會計ノ負擔トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ增加恩給又ハ傷病年金ガ恩給法第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ規定ニ依リ改定セラレタルモノニシテ其ノ改定恩給額從前ノ恩給額ヨリ多額ナルトキハ從前ノ恩給額及之ト改定恩給額トノ差額ニ分テ其ノ各金額毎ニ前項ノ規定ニ依リ負擔スベキ會計ヲ定ム但シ從前ノ恩給ヲ國庫以外ノ經濟ニ於テ負擔シタルモノナルトキハ其ノ恩給額ハ之ヲ改定スベキ原因ノ生ジタル當時ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル會計ニ於テ負擔ス

第五條 第二條第一項ノ規定ハ外國人恩給ノ、第三條第一項ノ規定ハ一時恩給、一時扶助料及外國人恩給ノ、第四條第一項ノ規定ハ傷病賜金ノ會計別恩給負擔額ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第六條 第二條第一項及第三條第一項ノ規定ハ恩給法第十六條ノ規定ニ依リ國庫以外ノ經濟ニ於テ負擔スル恩給ニ付國庫ガ恩給法第十七條第二項ノ規定ニ依リ恩給金額ヲ分擔スル場合ニ於ケル分擔額ニ付之ヲ準用ス

第七條 特別會計恩給負擔額ハ前々年度ニ於ケル支給義務額ニ依リ之ヲ算定ス但シ支給義務額ハ爾後ノ年度ニ於テ異動ヲ生ズルコトアルモノヲ訂正セザルモノトス(7)

第八條 内閣恩給局長ハ各特別會計恩給負擔額ヲ前々年度ニ於ケル恩給支給義務額ニ依リ調査シ各特別會計毎ニ仕書ニ通テ作成シ前年度七月三十一日迄ニ恩給負擔額ノ繰入ヲ爲スベキ當該特別會計ノ所管大臣ニ對シ仕譯書一通ヲ添附シタル特別會計恩給負擔額通知書ヲ發シ同時ニ仕譯書一通ヲ大藏大臣ニ送付スベシ

第九條 本令施行ニ關シ必要ナル規定ハ其ノ收入支出ニ關スルモノニ付テハ大藏大臣其ノ他ノ事項ニ關スルモノニ付テハ内閣總理大臣之ヲ定ム(8)



本令ハ昭和六年度ヨリ之ヲ適用ス但シ内閣恩給局長以外ノ者ノ裁定ニ係ル恩給(大正十二年九月三十日以前ニ於ケル内閣總理大臣ノ裁定ニ係ル恩給ヲ含マズ)ニ付テハ昭和八年度迄之ヲ適用セズ

本令中増加恩給、傷病賜金及外國人恩給ニ關スル規定並ニ第八條ノ特別會計恩給負擔額通知書及仕譯書ニ關スル規定ハ昭和六年度分ニ在リテハ之ヲ適用セズ

大正十二年九月三十日以前ニ於ケル内閣總理大臣以外ノ者ノ裁定ニ係ル恩給ニシテ國庫ノ負擔スルモノニ付テハ之ガ裁定官廳ハ當該公務員ノ履歷書ノ謄本ヲ内閣恩給局長ニ送付スベシ

附則(昭和八年勅令第二四八號)

本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四條ノ改正規定ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス<sup>(10)</sup>

昭和八年九月三十日以前ニ給與事由ノ生ジタル恩給及昭和八年法律第五十號附則第十五條ノ規定ニ依リ改定スル恩給ノ負擔ニ付テハ第三條ノ改正ニ拘ラス仍從前ノ例ニ依ル<sup>(11)</sup>

(1) 昭和八年勅令第二三六號恩給法施行令中改正勅令を以て同令第四條第一項の次に新に一項を追加した爲項數が増したから昭和八年九月二二日勅令第二四八號昭和六年勅令第二三三號中改正ノ件を以て第二條第二項の「第三項」を「第四項」に改め第三條第二項の「第二項」を「第三項」に「第三項」を「第四項」に改めた。

(2) 昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律は同法施行(同年十月一日)以後は退職前一年内の俸給の總額を以て恩給の基礎とすることに改正した(第五九條ノ二、第八二條第三項)のに伴つて昭和八年勅令第二四八號を以て分擔

の基礎俸給も退職又は死亡前一年内の俸給に改め而して其の算出方法を恩給法第五九條ノ二の方法を準用することにしたのである。

(3) 軍人、準軍人には昭和八年一〇月の改正恩給法施行前は假定俸給を基礎とした表に依て恩給を給したのであるから其の假定俸給を基礎とするを要し而して大正一二年一〇月一日の恩給法施行の前後に依り文官等他種公務員は俸給の四分の一(施行前)、三分の一(施行後)を恩給の最低額とした區別があつたから軍人、準軍人も之に應じて進に在職年十一年の最低額の四倍(施行前)又は三倍(施行後)を假定俸給の年額とした次第であり、昭和八年一〇月の改正後は假定俸給額を恩給法中に別表第一號表として規定し舊恩給額表を削除したから本令も昭和八年勅令第二四八號を以て新第一號表の假定俸給年額を基礎とすることに改めたのである。

(4) 但書も昭和八年勅令第二四八號を以て追加されたもので之は退職又は死亡を以て終らぬ負擔別在職に付てまで一々其の在職最終一年間の俸給の總額を算出しては非常な手数を要することであり又退職死亡前には不當な昇給をさせることも稀であるから從來通り其の在職最終の俸給を基礎にしても弊なしと思はれるからである、此の場合にも軍人、準軍人の俸給は別表第一號表の假定俸給年額に依るべきこと勿論である。

又本條の改正は昭和八年一〇月一日から施行される(昭和八年勅令第二四八號附則第二條)ことも従前の規定に依り分擔する普通恩給が昭和八年一〇月一日以後に扶助料に轉化したり再任改定された場合にも従前の規定で扶助料の分擔又は同日前の普通恩給基礎在職年に對する分擔を律するものと解することも恩給法施行令第四條の場合(一七條一四頁)と同様に考へる。

(5) 國庫と地方經濟、地方經濟相互間の分擔に關する恩給法施行令第四條第二項は増加恩給と併給の普通恩給の所定年數未滿の年數に對する分は普通恩給の負擔者(恩給法第一六條)に負擔せしめる主義であるが國庫間に關する本勅令では増加恩給の負擔分擔に



つき第四條に詳細な規定を爲したことであり而して所定年數未滿の普通恩給は増加恩給あつての普通恩給であるとして第四條の増加恩給の負擔者に負擔せしめることにしたのである。

(6) 支給義務額に依るといふのは實際の支給額に依らず(但し實際の支給額と一致する場合が大多数であらう)或る年度に支給すべきことが政府の義務として豫定されてゐる其の額に依るといふことである、換言すれば恩給證書又は裁定通知書の額面に依るといふことになる、故に或る期間の恩給支給金が受給者が支拂の請求を怠つた爲五年の會計時效に罹つたり或る年度に請求すべき恩給支給金を翌年に一緒に請求した場合でも矢張り毎年度一定の支給義務額はあつたといふことになる、以上は國庫と地方經濟間及地方經濟相互間の分擔の場合に關する恩給法施行令第五條が「恩給ノ分擔ハ支給義務額ニ依リ之ヲ爲スモノトス」といふのと全然同義である。但書は後の年度に至つて裁定額に誤のあつたこと前の年度に死亡してゐたこと等を知つても遡つて訂正せず知つた年度以後だけの支給義務額を變更するといふ意味である、此の點は國庫と地方經濟及地方經濟相互間の分擔を規定する恩給法施行令には規定がない。それは國庫内の分擔は國庫以外の經濟の場合程嚴密にする必要なしと認められるからであらう。

(7) 括弧内は大正一二年九月三〇日以前即恩給法施行前は内閣總理大臣が同法施行後の内閣恩給局長の裁定權に相當する權限を有してゐたから之を内閣恩給局長以外の者の裁定と看做さぬことにしたのである。

第一項を換言すれば大正一二年九月三〇日以前の内閣總理大臣の裁定に係る恩給及大正一二年一月一日以後の内閣恩給局長の裁定に係る恩給に付ては昭和六年度より適用するも大正一二年九月三〇日以前の内閣總理大臣以外の者の裁定した恩給及大正一二年一月一日以後の内閣恩給局長以外の者の裁定した恩給にして國庫の負擔するものは裁定原書は勿論裁定要項及履歷書の寫も恩給局に存しない爲内閣恩給局長は第八條に依る恩給負擔額の調査が不可能であるから之に付ては昭和九年度から適用することとし其の間に右恩給局に存しない裁定原書中の履歷書の寫を裁定廳から恩給局に送付せしめて恩給局で恩給負擔額の調査をさせようといふ意である。而して

(イ) 大正一二年一月一日以後に内閣恩給局長以外の者の裁定した恩給にして國庫の負擔するもの裁定要項及履歷書は大正一二年勅令第四三九號恩給年額分擔及國庫納金收入等取扱規則第八條に依り普通恩給及扶助料に付ては現に送付せられつつあるのであつて唯増加恩給、一時恩給、一時扶助料及傷病賜金に付ては恩給法施行令第四條第一項に依る國庫地方經濟間及地方經濟相互間では未だ分擔が行はれてゐなかつたので從て送付せられてゐないから之を送付せしむる爲昭和七年勅令第三七五號が公布せられた、即勅令第三七五號、恩給金額分擔國庫納金收入等取扱規則中改正ノ件(昭七、一二、一七公布)

恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則中左ノ通改正ス

第八條第一項中「普通恩給又は扶助料」ヲ「恩給」ニ改ム

第九條第二項中「普通恩給權又ハ扶助料權」ヲ「年金タル恩給ヲ受クルノ權利」ニ改ム

## 附 則

本令ハ昭和七年四月一日以後ノ裁定ニ係ル恩給ニ付之ヲ適用ス(但シ昭和七年四月一日以後昭和八年一月三十一日迄ノ裁定ニ係ル増加恩給及一時金タル恩給ニ付履歷書ヲ添附スヘキ場合ニ於テハ其ノ原本ヲ添附スルヲ以テ足ル)

(a) 第九條第二項は權利消滅通知の規定であるが一時金たる恩給の負擔は一時的にして消滅の通知を要せぬから「恩給ヲ受クルノ權利」とせず「年金タル恩給ヲ受クルノ權利」としたのである。

(b) 昭和九年度から適用する爲には昭和六年勅令第二〇三號第七條に依り昭和七年度以降各年度の恩給支給義務額に依り負擔額を算定せねばならぬが普通恩給及扶助料に付ては前述の如く既に送付済であるから之には觸れず是等の恩給以外の恩給即増加恩給及一時金たる恩給に付履歷書及裁定要項を送付せしめんとするのである。實は増加恩給に付ては昭和七年四月前のもも要する管であるが増加恩給は併給の普通恩給と共に送付済であるから昭和七年四月一日以後云々としたのであつて實際は一時金恩給のみの送付に關する規定であると謂つても差支ない。

(c) 一時金恩給等に付ては恩給負擔分擔の豫想せず請求當時履歷書一通を提出したに止まり二通以上を提出しなかつたものも



特別會計の恩給負擔

あるべく斯の如き者に今更履歴書の提出を命ずること困難であるから裁定官廳に其の謄本を作らしめ之を裁定要項に添附送付するを以て足ることとしたのであつて而して昭和八年二月一日以降裁定する恩給に付ては本令公布の日より相當の日數を経過するが故に添附送付せしむべき履歴書を恩給請求の際恩給請求者に提出せしむること可能なりと認められたので前述謄本を添附送付するを以て足れりとするものは昭和七年四月一日以後同八年一月三十一日の期間に裁定したものに限つたのである。

(ロ) 大正一二年九月三〇日以前に内閣總理大臣以外の者の裁定した恩給にして國庫の負擔するものの履歴書に付ては前述大正一二年勅令第四三九號施行前の事と同勅令の適用なく其の以前に於ては之を送付せしむる規定が存しなかつたから新に大正一二年九月三〇日以前に於て全部を當時の裁定官廳に送付せしめる事にするの外ないのであつて附則第三項に之を規定したのである。謄本としたのは(イ)同様可成手数を省く爲である。又裁定要項に相當するもの及送付の時期に關しては第九條に依る閣令を發して定められた。即昭和六年閣令第二號、昭和六年勅令第二三三號附則第三項施行細則(昭和七年一月一七日公布)

昭和六年勅令第二三三號(昭和六年法律第八號特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルコトニ關スル法律ノ施行ニ關スル件)附則第三項ニ規定スル履歴書ノ謄本ハ昭和七年四月一日現在ニ於テ(イ)恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者ニ付作成シ昭和八年二月二十八日迄ニ内閣恩給局長ニ送付スヘシ  
前項ノ履歴書ノ謄本ヲ送付スル場合ニハ其ノ公務員ノ現ニ受クル恩給年額、其ノ算出ノ基礎ト爲リタル在職年數及俸給年額並ニ證書記號番號ヲ記載シタル書類ヲ添付スベシ

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
(a) 昭和六年勅令第二〇三號第七條に依り昭和九年度の適用の前々年度即昭和七年四月一日以降迄權利の存續するものに付支給義務額を定める爲である。

(b) 右第七條に依り前年度即昭和八年七月三十一日迄に負擔額を決定するの要あり之に間に合はず爲には大體二月末日迄に履歴書の謄本の送付を爲さしむるを適當としたものである。

(備考) 内閣恩給局長以外の者に於て裁定し國庫に於て負擔する恩給の一覽表

南洋廳長官	關東廳長官	樺太廳長官	樺太廳長官 (刑務所ニ屬スルモノヲ除ク)	臺灣州知事又ハ廳長	臺灣總督 (州、廳所屬ノモノハ道知事知事又ハ廳長)	朝鮮道知事	朝鮮總督 (道所屬ノモノハ道知事)	公務員ノ種類	恩給ノ種類	恩給給與(負擔)主體	恩給給與主體	恩給待遇
警察監獄職員	警察監獄職員 (地方費支辨ノ消防手ヲ除ク)	教育職員 (公立小學校)	警察監獄職員	實業立小學校 幼稚學校 實業立小學校 幼稚學校	警察監獄職員 (大正一〇年三月以前ニ退職シタルモノヲ除ク)	實業立小學校 幼稚學校	教育職員 (公立小學校)	警察監獄職員 (地方費支辨ノ消防手ヲ除ク)	警察監獄職員 警察監獄職員 警察監獄職員	國庫	國庫	判任待遇
一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	國庫	國庫	判任待遇
時金扶助恩給	時金扶助恩給	時金扶助恩給	時金扶助恩給	時金扶助恩給	時金扶助恩給	時金扶助恩給	時金扶助恩給	時金扶助恩給	時金扶助恩給	國庫	國庫	判任待遇
給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	國庫	國庫	判任待遇
國庫	國庫	國庫	國庫	地方	國庫	地方	國庫	國庫	國庫	國庫	國庫	判任待遇
判任待遇	判任待遇	判任待遇	判任待遇	判任待遇	判任待遇	判任待遇	判任待遇	判任待遇	判任待遇	國庫	國庫	判任待遇

(8) 増加恩給、傷病賜金及外國人恩給は最初負擔の對象とすべきや否や不完であつた爲事實上間に合はなかつたからである。  
特別會計の恩給負擔



特別會計の恩給負擔

(9) 前述(5)の(ロ)を参照のこと。

(10) 傷病年金は昭和九年四月から新設されるから當然のことである。

(11) 第二項前段規定の趣旨は昭和八年勅令第三三六號恩給法施行令中改正勅令附則第二條(第一七條—四頁)と同様である。

附則第一五條も同様に「本法施行前ノ規定ニ依リ」とあるから分擔も從前の規定に依らしめるのである。

昭和六年大藏省令第二十七號、特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル

法律施行事務取扱規則(昭和六年七月二八日、前送昭和六年勅令第二〇三號第九條に基くもの)(改正昭和九年第六號)

第一條 特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律施行規則第八條ニ規定スル特別會計恩給負擔額通知書ハ第一號書式ニ依リ仕譯書ハ第二號書式ニ依リ之ヲ調製スベシ

第二條 特別會計ニ於テ俸給又ハ給料ヲ支辨スル公務員ニ關ル恩給令額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十條ノ規定ニ依ル收入金ハ當該特別會計ノ歳入トシテ之ガ整理ヲ爲スベシ

第三條 特別會計ヨリ一般會計ニ繰入ルル恩給負擔金ハ之ヲ當該年度三月三十一日迄ニ一般會計大藏省所管歳入トシテ拂込ムベシ

附則 本令ハ昭和六年度ヨリ之ヲ適用ス

第一號書式

特別會計恩給負擔額通知書

一金

右昭和何年度分貴省所管何特別會計恩給負擔額ニ有之候條別紙仕譯書添附及通知候也

年 月 日

所管大臣宛

内閣恩給局長

何特別會計		何年度分恩給負擔額仕譯書		額	
恩給負擔額計	件	數	金	備	考
區分	國庫負擔恩給ノ分	國庫以外經濟負擔恩給ノ分	給分	額	額
	件	數	金		
年					
文					
官					
普通恩給					
增加恩給					
傷病年金					
扶助料					
軍人					
普通恩給					
增加恩給					
傷病年金					
扶助料					
教育職員					
普通恩給					
增加恩給					
傷病年金					
扶助料					
警察監獄職員					
普通恩給					
增加恩給					
傷病年金					
扶助料					
待遇職員					
普通恩給					
增加恩給					
傷病年金					
扶助料					
一時金					
(年金ニ準ジ區分スルモノトス)					
外國人恩給					
合計					

特別會計の恩給負擔



減俸前後俸給額對照表

減俸前後俸給額對照表 (黒太数字は減俸額、其の左) (過渡的俸給) (又は下括弧内は減俸前の額) (額は略す)

(1) 高等官官等俸給令 (年功加俸六〇〇以内)

親任	勤 任 官				奏 任 官											
	一級	二級	三級	四級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
九,六〇〇	九,〇〇〇	八,四〇〇	七,八〇〇	七,二〇〇	六,六〇〇	六,〇〇〇	五,四〇〇	四,八〇〇	四,二〇〇	三,六〇〇	三,〇〇〇	二,四〇〇	一,八〇〇	一,二〇〇	六〇〇	二〇〇
九,六〇〇	九,〇〇〇	八,四〇〇	七,八〇〇	七,二〇〇	六,六〇〇	六,〇〇〇	五,四〇〇	四,八〇〇	四,二〇〇	三,六〇〇	三,〇〇〇	二,四〇〇	一,八〇〇	一,二〇〇	六〇〇	二〇〇
九,〇〇〇	八,四〇〇	七,八〇〇	七,二〇〇	六,六〇〇	六,〇〇〇	五,四〇〇	四,八〇〇	四,二〇〇	三,六〇〇	三,〇〇〇	二,四〇〇	一,八〇〇	一,二〇〇	六〇〇	二〇〇	
八,四〇〇	七,八〇〇	七,二〇〇	六,六〇〇	六,〇〇〇	五,四〇〇	四,八〇〇	四,二〇〇	三,六〇〇	三,〇〇〇	二,四〇〇	一,八〇〇	一,二〇〇	六〇〇	二〇〇		
七,八〇〇	七,二〇〇	六,六〇〇	六,〇〇〇	五,四〇〇	四,八〇〇	四,二〇〇	三,六〇〇	三,〇〇〇	二,四〇〇	一,八〇〇	一,二〇〇	六〇〇	二〇〇			
七,二〇〇	六,六〇〇	六,〇〇〇	五,四〇〇	四,八〇〇	四,二〇〇	三,六〇〇	三,〇〇〇	二,四〇〇	一,八〇〇	一,二〇〇	六〇〇	二〇〇				
六,六〇〇	六,〇〇〇	五,四〇〇	四,八〇〇	四,二〇〇	三,六〇〇	三,〇〇〇	二,四〇〇	一,八〇〇	一,二〇〇	六〇〇	二〇〇					
六,〇〇〇	五,四〇〇	四,八〇〇	四,二〇〇	三,六〇〇	三,〇〇〇	二,四〇〇	一,八〇〇	一,二〇〇	六〇〇	二〇〇						
五,四〇〇	四,八〇〇	四,二〇〇	三,六〇〇	三,〇〇〇	二,四〇〇	一,八〇〇	一,二〇〇	六〇〇	二〇〇							
四,八〇〇	四,二〇〇	三,六〇〇	三,〇〇〇	二,四〇〇	一,八〇〇	一,二〇〇	六〇〇	二〇〇								
四,二〇〇	三,六〇〇	三,〇〇〇	二,四〇〇	一,八〇〇	一,二〇〇	六〇〇	二〇〇									
三,六〇〇	三,〇〇〇	二,四〇〇	一,八〇〇	一,二〇〇	六〇〇	二〇〇										
三,〇〇〇	二,四〇〇	一,八〇〇	一,二〇〇	六〇〇	二〇〇											
二,四〇〇	一,八〇〇	一,二〇〇	六〇〇	二〇〇												
一,八〇〇	一,二〇〇	六〇〇	二〇〇													
一,二〇〇	六〇〇	二〇〇														
六〇〇	二〇〇															
二〇〇																

(2) 高等官官準本俸

帝國大學高等官、官立大學教官の準本俸に付第四四條一三、四頁を見よ。

京城帝國大學高等官準本俸

學部長、醫院長職務俸一、〇五〇(一、二〇〇)以内。

講座職務俸五〇〇(六〇〇)以上一、六〇〇(一、八〇〇)以下、但本俸と合し五、一〇〇(五、七〇〇)を不可超。

助教職務俸二五〇(三〇〇)以上八〇〇(九〇〇)以下。

教授、助教職務俸は合計一、九五〇(二、二〇〇)を、本俸と合し五、三五〇(六、〇〇〇)を、本俸及年功加俸と合し五、九五〇(六、七〇〇)を不可超。

臺北帝國大學高等官準本俸

學部長職務俸一、〇五〇(一、二〇〇)以内、植物園長、農場長、圖書館長職務俸五三〇(六〇〇)以内。

講座職務俸五〇〇(六〇〇)以上一、六〇〇(一、八〇〇)以下、但本俸と合し五、一〇〇(五、七〇〇)を不可超。

助教職務俸二五〇(三〇〇)以上八〇〇(九〇〇)以下。

教授、助教職務俸は合計一、九五〇(二、二〇〇)を、本俸と合し五、三五〇(六、〇〇〇)を、本俸及年功加俸と合し五、九五〇(六、七〇〇)を不可超。

旅順工科大学教官職務俸

教授職務俸一、九五〇(二、二〇〇)以下、助教同、二、五〇〇(一、四〇〇)以下、但何れも本俸と合し五、三五〇(六、〇〇〇)を、本俸及年功加俸と合し五、九五〇(六、七〇〇)を不可超。

(3) 府縣知事指定地加俸

年額七〇〇(八〇〇)、五〇〇(六〇〇)、但本俸と合し五、八〇〇(六、五〇〇)を不可超。

(4) 判任官俸給令 (特別俸一八〇迄)

減俸前後俸給額對照表



減俸前後俸額對照表

職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級
大學總長	4,100 3,000	3,400 2,400	2,700 1,700								

(7) 公立大學職員俸給(高等官待遇者)(年功加俸六〇〇〇以內)

官名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級
官	1,100 1,000	1,100 1,000	1,000 900	900 800	800 700	700 600	600 500	500 400	400 300	300 200	200 100
權	1,100 1,000	1,100 1,000	1,000 900	900 800	800 700	700 600	600 500	500 400	400 300	300 200	200 100
官	700 600	600 500	500 400	400 300	300 200	200 100	100 0	0 0	0 0	0 0	0 0
衛	1,100 1,000	1,100 1,000	1,000 900	900 800	800 700	700 600	600 500	500 400	400 300	300 200	200 100
士	1,100 1,000	1,100 1,000	1,000 900	900 800	800 700	700 600	600 500	500 400	400 300	300 200	200 100
副	1,100 1,000	1,100 1,000	1,000 900	900 800	800 700	700 600	600 500	500 400	400 300	300 200	200 100
長	1,100 1,000	1,100 1,000	1,000 900	900 800	800 700	700 600	600 500	500 400	400 300	300 200	200 100
技	1,100 1,000	1,100 1,000	1,000 900	900 800	800 700	700 600	600 500	500 400	400 300	300 200	200 100
手	1,100 1,000	1,100 1,000	1,000 900	900 800	800 700	700 600	600 500	500 400	400 300	300 200	200 100
人	1,100 1,000	1,100 1,000	1,000 900	900 800	800 700	700 600	600 500	500 400	400 300	300 200	200 100

(6) 神宮司廳判任官俸給(加給月額三五以內)(四〇以內)

官名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級
官	1,100 1,000	1,100 1,000	1,000 900	900 800	800 700	700 600	600 500	500 400	400 300	300 200	200 100
祭	1,100 1,000	1,100 1,000	1,000 900	900 800	800 700	700 600	600 500	500 400	400 300	300 200	200 100
大	1,100 1,000	1,100 1,000	1,000 900	900 800	800 700	700 600	600 500	500 400	400 300	300 200	200 100
官	1,100 1,000	1,100 1,000	1,000 900	900 800	800 700	700 600	600 500	500 400	400 300	300 200	200 100
少	1,100 1,000	1,100 1,000	1,000 900	900 800	800 700	700 600	600 500	500 400	400 300	300 200	200 100
官	1,100 1,000	1,100 1,000	1,000 900	900 800	800 700	700 600	600 500	500 400	400 300	300 200	200 100
司	1,100 1,000	1,100 1,000	1,000 900	900 800	800 700	700 600	600 500	500 400	400 300	300 200	200 100
衛	1,100 1,000	1,100 1,000	1,000 900	900 800	800 700	700 600	600 500	500 400	400 300	300 200	200 100
士	1,100 1,000	1,100 1,000	1,000 900	900 800	800 700	700 600	600 500	500 400	400 300	300 200	200 100
長	1,100 1,000	1,100 1,000	1,000 900	900 800	800 700	700 600	600 500	500 400	400 300	300 200	200 100
宜	1,100 1,000	1,100 1,000	1,000 900	900 800	800 700	700 600	600 500	500 400	400 300	300 200	200 100
師	1,100 1,000	1,100 1,000	1,000 900	900 800	800 700	700 600	600 500	500 400	400 300	300 200	200 100

(5) 神宮司廳高等官俸給(年功加俸六〇〇以內)(七〇〇以內)

官名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級
官	1,100 1,000	1,100 1,000	1,000 900	900 800	800 700	700 600	600 500	500 400	400 300	300 200	200 100

減俸前後俸額對照表



減俸前後俸給額對照表

職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級
大學長	三,五〇〇	三,〇〇〇	二,五〇〇	二,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇
附醫院藥局長	四,〇〇〇	三,五〇〇	三,〇〇〇	二,五〇〇	二,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇
助教授	三,〇〇〇	二,五〇〇	二,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	〇
幹事	三,〇〇〇	二,五〇〇	二,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	〇
學生主事	三,〇〇〇	二,五〇〇	二,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	〇

教授職務俸年額一、九五〇(二、二〇〇)以下、助教同、一、三三〇(一、四〇〇)以下、但何れも本俸と合し五、三五〇(六、〇〇〇)を、本俸及年功加俸と合し五、九五〇(六、七〇〇)を不可超。

公立大學職員俸給(判任待遇者)(特別俸二八〇迄)

職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級
助手	一四〇	一三〇	一二〇	一一〇	一〇〇	九〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇
書記	一六〇	一五〇	一四〇	一三〇	一二〇	一一〇	一〇〇	九〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇

\*學生主事補、附屬醫院藥劑手、附屬醫院看護長も同じ。

(8) 公立學校職員俸給令(専門學校、實業専門學校、大學豫科、高等學校の高等官待遇者、公立大學を除く)(加俸七〇〇以内)

職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
學校長	四,〇〇〇	三,五〇〇	三,〇〇〇	二,五〇〇	二,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇
教授	三,〇〇〇	二,五〇〇	二,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇
生徒主事	三,〇〇〇	二,五〇〇	二,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇

公立學校職員俸給令(高等科を置く高等女學校の高等官待遇者)(加俸七〇〇以内)

職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
學校長	三,五〇〇	三,〇〇〇	二,五〇〇	二,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇
教授	二,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	〇	〇
教諭	二,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	〇	〇

減俸前後俸給額對照表







減俸前後俸給額対照表

勤続一五年以上	一五 乃至 二五	二六 乃至 三六	三〇 乃至 三六	三六 乃至 四六	四六 乃至 五五	五五 乃至 六五	六五 乃至 七五	七五 乃至 八五	八五 乃至 九五	九五 乃至 一〇五	一〇五 乃至 一三五	一三五 乃至 一四五	一四五 乃至 二〇五	二〇五 乃至 二五五	二五五 乃至 三〇五	三〇五 乃至 三五五	三五五 乃至 四〇五	四〇五 乃至 四五五	四五五 乃至 五〇五	五〇五 乃至 五五五	五五五 乃至 六〇五	六〇五 乃至 六五五	六五五 乃至 七〇五	七〇五 乃至 七五五	七五五 乃至 八〇五	八〇五 乃至 八五五	八五五 乃至 九〇五	九〇五 乃至 九五五	九五五 乃至 一〇〇五	一〇〇五 乃至 一〇五五	一〇五五 乃至 一一〇五	一一〇五 乃至 一一五五	一一五五 乃至 一二〇五	一二〇五 乃至 一二五五	一二五五 乃至 一三〇五	一三〇五 乃至 一三五五	一三五五 乃至 一四〇五	一四〇五 乃至 一四五五	一四五五 乃至 一五〇五	一五〇五 乃至 一五五五	一五五五 乃至 一六〇五	一六〇五 乃至 一六五五	一六五五 乃至 一七〇五	一七〇五 乃至 一七五五	一七五五 乃至 一八〇五	一八〇五 乃至 一八五五	一八五五 乃至 一九〇五	一九〇五 乃至 一九五五	一九五五 乃至 二〇〇五	二〇〇五 乃至 二〇五五	二〇五五 乃至 二一〇五	二一〇五 乃至 二一五五	二一五五 乃至 二二〇五	二二〇五 乃至 二二五五	二二五五 乃至 二三〇五	二三〇五 乃至 二三五五	二三五五 乃至 二四〇五	二四〇五 乃至 二四五五	二四五五 乃至 二五〇五	二五〇五 乃至 二五五五	二五五五 乃至 二六〇五	二六〇五 乃至 二六五五	二六五五 乃至 二七〇五	二七〇五 乃至 二七五五	二七五五 乃至 二八〇五	二八〇五 乃至 二八五五	二八五五 乃至 二九〇五	二九〇五 乃至 二九五五	二九五五 乃至 三〇〇五	三〇〇五 乃至 三〇五五	三〇五五 乃至 三一〇五	三一〇五 乃至 三一五五	三一五五 乃至 三二〇五	三二〇五 乃至 三二五五	三二五五 乃至 三三〇五	三三〇五 乃至 三三五五	三三五五 乃至 三四〇五	三四〇五 乃至 三四五五	三四五五 乃至 三五〇五	三五〇五 乃至 三五五五	三五五五 乃至 三六〇五	三六〇五 乃至 三六五五	三六五五 乃至 三七〇五	三七〇五 乃至 三七五五	三七五五 乃至 三八〇五	三八〇五 乃至 三八五五	三八五五 乃至 三九〇五	三九〇五 乃至 三九五五	三九五五 乃至 四〇〇五	四〇〇五 乃至 四〇五五	四〇五五 乃至 四一〇五	四一〇五 乃至 四一五五	四一五五 乃至 四二〇五	四二〇五 乃至 四二五五	四二五五 乃至 四三〇五	四三〇五 乃至 四三五五	四三五五 乃至 四四〇五	四四〇五 乃至 四四五五	四四五五 乃至 四五〇五	四五〇五 乃至 四五五五	四五五五 乃至 四六〇五	四六〇五 乃至 四六五五	四六五五 乃至 四七〇五	四七〇五 乃至 四七五五	四七五五 乃至 四八〇五	四八〇五 乃至 四八五五	四八五五 乃至 四九〇五	四九〇五 乃至 四九五五	四九五五 乃至 五〇〇五	五〇〇五 乃至 五〇五五	五〇五五 乃至 五一〇五	五一〇五 乃至 五一五五	五一五五 乃至 五二〇五	五二〇五 乃至 五二五五	五二五五 乃至 五三〇五	五三〇五 乃至 五三五五	五三五五 乃至 五四〇五	五四〇五 乃至 五四五五	五四五五 乃至 五五〇五	五五〇五 乃至 五五五五	五五五五 乃至 五六〇五	五六〇五 乃至 五六五五	五六五五 乃至 五七〇五	五七〇五 乃至 五七五五	五七五五 乃至 五八〇五	五八〇五 乃至 五八五五	五八五五 乃至 五九〇五	五九〇五 乃至 五九五五	五九五五 乃至 六〇〇五	六〇〇五 乃至 六〇五五	六〇五五 乃至 六一〇五	六一〇五 乃至 六一五五	六一五五 乃至 六二〇五	六二〇五 乃至 六二五五	六二五五 乃至 六三〇五	六三〇五 乃至 六三五五	六三五五 乃至 六四〇五	六四〇五 乃至 六四五五	六四五五 乃至 六五〇五	六五〇五 乃至 六五五五	六五五五 乃至 六六〇五	六六〇五 乃至 六六五五	六六五五 乃至 六七〇五	六七〇五 乃至 六七五五	六七五五 乃至 六八〇五	六八〇五 乃至 六八五五	六八五五 乃至 六九〇五	六九〇五 乃至 六九五五	六九五五 乃至 七〇〇五	七〇〇五 乃至 七〇五五	七〇五五 乃至 七一〇五	七一〇五 乃至 七一五五	七一五五 乃至 七二〇五	七二〇五 乃至 七二五五	七二五五 乃至 七三〇五	七三〇五 乃至 七三五五	七三五五 乃至 七四〇五	七四〇五 乃至 七四五五	七四五五 乃至 七五〇五	七五〇五 乃至 七五五五	七五五五 乃至 七六〇五	七六〇五 乃至 七六五五	七六五五 乃至 七七〇五	七七〇五 乃至 七七五五	七七五五 乃至 七八〇五	七八〇五 乃至 七八五五	七八五五 乃至 七九〇五	七九〇五 乃至 七九五五	七九五五 乃至 八〇〇五	八〇〇五 乃至 八〇五五	八〇五五 乃至 八一〇五	八一〇五 乃至 八一五五	八一五五 乃至 八二〇五	八二〇五 乃至 八二五五	八二五五 乃至 八三〇五	八三〇五 乃至 八三五五	八三五五 乃至 八四〇五	八四〇五 乃至 八四五五	八四五五 乃至 八五〇五	八五〇五 乃至 八五五五	八五五五 乃至 八六〇五	八六〇五 乃至 八六五五	八六五五 乃至 八七〇五	八七〇五 乃至 八七五五	八七五五 乃至 八八〇五	八八〇五 乃至 八八五五	八八五五 乃至 八九〇五	八九〇五 乃至 八九五五	八九五五 乃至 九〇〇五	九〇〇五 乃至 九〇五五	九〇五五 乃至 九一〇五	九一〇五 乃至 九一五五	九一五五 乃至 九二〇五	九二〇五 乃至 九二五五	九二五五 乃至 九三〇五	九三〇五 乃至 九三五五	九三五五 乃至 九四〇五	九四〇五 乃至 九四五五	九四五五 乃至 九五〇五	九五〇五 乃至 九五五五	九五五五 乃至 九六〇五	九六〇五 乃至 九六五五	九六五五 乃至 九七〇五	九七〇五 乃至 九七五五	九七五五 乃至 九八〇五	九八〇五 乃至 九八五五	九八五五 乃至 九九〇五	九九〇五 乃至 九九五五	九九五五 乃至 一〇〇〇五
---------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	-----------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	---------------------

(別表)  
(10) 師範學校長勤続加俸

勤続年数	勤続加俸年額
五年以上一〇年未満	九六 乃至 一〇〇
一〇年以上一五年未満	一〇八 乃至 一一二
一五年以上	一九二 乃至 二五二

(11) 公立圖書館職員俸給 (加俸年額六〇〇以内)

職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
俸	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200
遇	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200
任	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200
司	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200
書	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200
長	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200
官	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200
待	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200

職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
俸	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200
遇	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200
任	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200
司	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200
書	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200
長	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200
官	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200
待	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200

備考 括弧内ハ昭和七年法律第一三號第一條第二項ニ依ル還元額。

(12) 市町村立小學校教員俸給

(括弧内の黒太字は昭和八年一月一日の小学校令施行規則中改正(文部省令第一七號)前の額なり)

職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級
本 教 員	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200	2,300
上	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200	2,300
下	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200	2,300
專 教 員	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200	2,300
上	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200	2,300
上	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200	2,300

減俸前後俸給額対照表







減俸前後俸給額對照表

判任官待遇者月俸 (加給月額三五)

保 健 技 師	一級	一四	一三
作 業 技 師	一級	一四	一三
教 師	一級	一三	一二
教 師	二級	一三	一二
教 師	三級	一二	一一
教 師	四級	一一	一〇
教 師	五級	一〇	〇九
教 師	六級	〇九	〇八
教 師	七級	〇八	〇七
教 師	八級	〇七	〇六
教 師	九級	〇六	〇五
教 師	十級	〇五	〇四
教 師	十一級	〇四	〇三
教 師	十二級	〇三	〇二
教 師	十三級	〇二	〇一

八九八

(17) 道府縣立感化院職員俸給令 (奏任官待遇年俸)

教 諭	一級	三〇〇〇	二八〇〇
教 諭	二級	二八〇〇	二六〇〇
教 諭	三級	二六〇〇	二四〇〇
教 諭	四級	二四〇〇	二二〇〇
教 諭	五級	二二〇〇	二〇〇〇
教 諭	六級	二〇〇〇	一八〇〇
教 諭	七級	一八〇〇	一六〇〇
教 諭	八級	一六〇〇	一四〇〇
教 諭	九級	一四〇〇	一二〇〇
教 諭	十級	一二〇〇	一〇〇〇
教 諭	十一級	一〇〇〇	八〇〇
教 諭	十二級	八〇〇	六〇〇
教 諭	十三級	六〇〇	四〇〇

道府縣立感化院職員俸給令 (判任官待遇月俸)

教 諭	一級	一四	一三
教 諭	二級	一三	一二
教 諭	三級	一二	一一
教 諭	四級	一一	一〇
教 諭	五級	一〇	〇九
教 諭	六級	〇九	〇八
教 諭	七級	〇八	〇七
教 諭	八級	〇七	〇六
教 諭	九級	〇六	〇五
教 諭	十級	〇五	〇四
教 諭	十一級	〇四	〇三
教 諭	十二級	〇三	〇二
教 諭	十三級	〇二	〇一
院 醫	一級	一四	一三
院 醫	二級	一三	一二
院 醫	三級	一二	一一
院 醫	四級	一一	一〇
院 醫	五級	一〇	〇九
院 醫	六級	〇九	〇八
院 醫	七級	〇八	〇七
院 醫	八級	〇七	〇六
院 醫	九級	〇六	〇五
院 醫	十級	〇五	〇四
院 醫	十一級	〇四	〇三
院 醫	十二級	〇三	〇二
院 醫	十三級	〇二	〇一
院 醫	十四級	〇一	〇〇

(18) 朝鮮總督府鐵道局鐵道醫及鐵道藥劑師俸給

奏任官待遇者月俸 (加給年額六〇〇以內)

鐵 道 醫	一級	三〇〇〇	二八〇〇
鐵 道 醫	二級	二八〇〇	二六〇〇
鐵 道 醫	三級	二六〇〇	二四〇〇
鐵 道 醫	四級	二四〇〇	二二〇〇
鐵 道 醫	五級	二二〇〇	二〇〇〇
鐵 道 醫	六級	二〇〇〇	一八〇〇
鐵 道 醫	七級	一八〇〇	一六〇〇
鐵 道 醫	八級	一六〇〇	一四〇〇
鐵 道 醫	九級	一四〇〇	一二〇〇
鐵 道 醫	十級	一二〇〇	一〇〇〇
鐵 道 醫	十一級	一〇〇〇	八〇〇
鐵 道 醫	十二級	八〇〇	六〇〇
鐵 道 藥 劑 師	一級	二〇〇〇	一八〇〇
鐵 道 藥 劑 師	二級	一八〇〇	一六〇〇
鐵 道 藥 劑 師	三級	一六〇〇	一四〇〇
鐵 道 藥 劑 師	四級	一四〇〇	一二〇〇
鐵 道 藥 劑 師	五級	一二〇〇	一〇〇〇
鐵 道 藥 劑 師	六級	一〇〇〇	八〇〇
鐵 道 藥 劑 師	七級	八〇〇	六〇〇
鐵 道 藥 劑 師	八級	六〇〇	四〇〇
鐵 道 藥 劑 師	九級	四〇〇	二〇〇
鐵 道 藥 劑 師	十級	二〇〇	〇

前任官待遇者月俸 (加給月額三五以內)

鐵 道 醫	一級	一四	一三
鐵 道 醫	二級	一三	一二
鐵 道 醫	三級	一二	一一
鐵 道 醫	四級	一一	一〇
鐵 道 醫	五級	一〇	〇九
鐵 道 醫	六級	〇九	〇八
鐵 道 醫	七級	〇八	〇七
鐵 道 醫	八級	〇七	〇六
鐵 道 醫	九級	〇六	〇五
鐵 道 醫	十級	〇五	〇四
鐵 道 醫	十一級	〇四	〇三
鐵 道 醫	十二級	〇三	〇二
鐵 道 藥 劑 師	一級	一〇	〇九
鐵 道 藥 劑 師	二級	〇九	〇八
鐵 道 藥 劑 師	三級	〇八	〇七
鐵 道 藥 劑 師	四級	〇七	〇六
鐵 道 藥 劑 師	五級	〇六	〇五
鐵 道 藥 劑 師	六級	〇五	〇四
鐵 道 藥 劑 師	七級	〇四	〇三
鐵 道 藥 劑 師	八級	〇三	〇二
鐵 道 藥 劑 師	九級	〇二	〇一
鐵 道 藥 劑 師	十級	〇一	〇〇

(19) 臺灣總督府警察醫官等等級給與令

判任官待遇者年俸 (加給年額四五〇以內)

減俸前後俸給額對照表

八九九



補俸前後俸給額對照表

一級	三,〇〇〇	三,〇〇〇
二級	二,〇〇〇	二,〇〇〇
三級	一,〇〇〇	一,〇〇〇
四級	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
五級	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
六級	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
七級	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
八級	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
九級	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
十級	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇

九〇〇

判任官待遇者年俸 (加給月額三五以内)

一級	一,〇〇〇
二級	二,〇〇〇
三級	三,〇〇〇
四級	四,〇〇〇
五級	五,〇〇〇
六級	六,〇〇〇
七級	七,〇〇〇
八級	八,〇〇〇
九級	九,〇〇〇
十級	一〇,〇〇〇

(20) 臺灣總督府監獄待遇職員給與令

奏任官待遇者年俸

保健技師	一級	二,〇〇〇
保健技師	二級	一,〇〇〇
保健技師	三級	〇,〇〇〇
保健技師	四級	〇,〇〇〇
保健技師	五級	〇,〇〇〇
保健技師	六級	〇,〇〇〇
保健技師	七級	〇,〇〇〇
保健技師	八級	〇,〇〇〇
保健技師	九級	〇,〇〇〇
保健技師	十級	〇,〇〇〇
保健技師	十一級	〇,〇〇〇
作業技師	一級	一,〇〇〇
作業技師	二級	〇,〇〇〇
作業技師	三級	〇,〇〇〇
作業技師	四級	〇,〇〇〇
作業技師	五級	〇,〇〇〇
作業技師	六級	〇,〇〇〇
作業技師	七級	〇,〇〇〇
作業技師	八級	〇,〇〇〇
作業技師	九級	〇,〇〇〇
作業技師	十級	〇,〇〇〇
教師	一級	一,〇〇〇
教師	二級	〇,〇〇〇
教師	三級	〇,〇〇〇
教師	四級	〇,〇〇〇
教師	五級	〇,〇〇〇
教師	六級	〇,〇〇〇
教師	七級	〇,〇〇〇
教師	八級	〇,〇〇〇
教師	九級	〇,〇〇〇
教師	十級	〇,〇〇〇
教師	十一級	〇,〇〇〇

判任官待遇者年俸

保健技師	一級	二,〇〇〇
保健技師	二級	一,〇〇〇
保健技師	三級	〇,〇〇〇
保健技師	四級	〇,〇〇〇
保健技師	五級	〇,〇〇〇
保健技師	六級	〇,〇〇〇
保健技師	七級	〇,〇〇〇
保健技師	八級	〇,〇〇〇
保健技師	九級	〇,〇〇〇
保健技師	十級	〇,〇〇〇
作業技師	一級	一,〇〇〇
作業技師	二級	〇,〇〇〇
作業技師	三級	〇,〇〇〇
作業技師	四級	〇,〇〇〇
作業技師	五級	〇,〇〇〇
作業技師	六級	〇,〇〇〇
作業技師	七級	〇,〇〇〇
作業技師	八級	〇,〇〇〇
作業技師	九級	〇,〇〇〇
作業技師	十級	〇,〇〇〇
教師	一級	一,〇〇〇
教師	二級	〇,〇〇〇
教師	三級	〇,〇〇〇
教師	四級	〇,〇〇〇
教師	五級	〇,〇〇〇
教師	六級	〇,〇〇〇
教師	七級	〇,〇〇〇
教師	八級	〇,〇〇〇
教師	九級	〇,〇〇〇
教師	十級	〇,〇〇〇

◎附錄

年度末現在恩給國庫(貯金局)支給額及年末現在恩給支給義務(恩給局裁定)總額 (日本帝國統計年鑑ニ據ル)

年次	文官	陸軍軍人	海軍軍人	學校職員	警務所	刑務所	待遇職員	外國人恩給	特別年金	族親扶助	合計	一時金	總計
大正十二年度	七,八八,九六三	六,三三三	八,一六七	一,六六九	九七,〇一〇	二,三三九	二,三三九	二,三三九	一,〇一〇	一,〇一〇	一,〇一〇	三,三三九	一,〇一〇
同 年 末	七,八八,九六三	六,三三三	八,一六七	一,六六九	九七,〇一〇	二,三三九	二,三三九	二,三三九	一,〇一〇	一,〇一〇	一,〇一〇	三,三三九	一,〇一〇
大正十三年度	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九
同 年 末	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九
大正十四年度	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九
同 年 末	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九	二,三三九
昭和元年度	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇
同 年 末	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇

恩給總額累年比較表

九〇一



恩給總額累年比較表

年次	文官	陸軍軍人	海軍軍人	教育職員	警察監獄職員	待遇職員	備外國人	特別年金	傷兵院入院者	合計
昭和二年 末	七、六四四、三三三	一、〇七三、七三三	五、五八八、九四五	四、〇七三、三三三	八、九八八、八八八	七、一七三、三三三	〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、六三三、三三三
同 三 年 末	八、三三三、三三三	一、二二二、二二二	六、二二二、二二二	四、二二二、二二二	九、二二二、二二二	七、二二二、二二二	〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、七二二、二二二
同 四 年 末	九、〇〇〇、〇〇〇	一、三三三、三三三	六、三三三、三三三	四、三三三、三三三	九、三三三、三三三	七、三三三、三三三	〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、八三三、三三三
同 五 年 末	九、六六六、六六六	一、四四四、四四四	六、四四四、四四四	四、四四四、四四四	九、四四四、四四四	七、四四四、四四四	〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、九四四、四四四
同 六 年 末	一〇、三三三、三三三	一、五五五、五五五	六、五五五、五五五	四、五五五、五五五	九、五五五、五五五	七、五五五、五五五	〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	三、〇五五、五五五
同 七 年 末	一〇、九九九、九九九	一、六六六、六六六	六、六六六、六六六	四、六六六、六六六	九、六六六、六六六	七、六六六、六六六	〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	三、一六六、六六六
同 八 年 末	一一、六六六、六六六	一、七七七、七七七	六、七七七、七七七	四、七七七、七七七	九、七七七、七七七	七、七七七、七七七	〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	三、二七七、七七七
同 九 年 末	一二、三三三、三三三	一、八八八、八八八	六、八八八、八八八	四、八八八、八八八	九、八八八、八八八	七、八八八、八八八	〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	三、三八八、八八八
大正十二年 末	一三、〇〇〇、〇〇〇	一、九九九、九九九	六、九九九、九九九	四、九九九、九九九	一〇、九九九、九九九	七、九九九、九九九	〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	三、四九九、九九九

(備考) 貯金局ノ支給額ト恩給局ノ裁定額ト異ルハ年度末ト下年末トノ差異、義務額ト實際支給額トノ差異支給額ニハ植民地裁定國庫負擔ノ支給額ヲ包含セルコト等ニ因ルモノナリ。

恩給局恩給裁定額及權利消滅額 (日本帝國統計年鑑ニ據ル)

年次	新 規 裁 定				消 滅				合計
	文官	陸軍軍人	海軍軍人	教育職員	警察監獄職員	待遇職員	備外國人	特別年金	
大正十二年	二、四九三、三六六	二、八八八、七三三	一、七三三、三三三	一、七三三、三三三	七、六六六、六六六	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七、六六六、六六六
同 十三年	二、八八八、七三三	三、一七三、三三三	一、八八八、七三三	一、八八八、七三三	七、九九九、九九九	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七、九九九、九九九
同 十四年	三、一七三、三三三	三、四六六、六六六	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	八、三三三、三三三	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	八、三三三、三三三
同 十五年	三、四六六、六六六	三、七五九、九九九	二、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	八、六六六、六六六	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	八、六六六、六六六
昭和二年	一、七三三、三三三	一、七三三、三三三	一、七三三、三三三	一、七三三、三三三	六、六六六、六六六	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	六、六六六、六六六
同 三年	一、八八八、八八八	一、八八八、八八八	一、八八八、八八八	一、八八八、八八八	六、九九九、九九九	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	六、九九九、九九九
同 四年	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	七、三三三、三三三	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七、三三三、三三三
同 五年	二、一〇〇、一〇〇	二、一〇〇、一〇〇	二、一〇〇、一〇〇	二、一〇〇、一〇〇	七、六六六、六六六	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七、六六六、六六六
同 六年	二、二〇〇、二〇〇	二、二〇〇、二〇〇	二、二〇〇、二〇〇	二、二〇〇、二〇〇	七、九九九、九九九	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七、九九九、九九九
同 七年	二、三〇〇、三〇〇	二、三〇〇、三〇〇	二、三〇〇、三〇〇	二、三〇〇、三〇〇	八、三三三、三三三	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	八、三三三、三三三
同 八年	二、四〇〇、四〇〇	二、四〇〇、四〇〇	二、四〇〇、四〇〇	二、四〇〇、四〇〇	八、六六六、六六六	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	八、六六六、六六六
同 九年	二、五〇〇、五〇〇	二、五〇〇、五〇〇	二、五〇〇、五〇〇	二、五〇〇、五〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
大正十二年	二、六〇〇、六〇〇	二、六〇〇、六〇〇	二、六〇〇、六〇〇	二、六〇〇、六〇〇	九、三三三、三三三	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	九、三三三、三三三

恩給總額累年比較表



恩給總額累年比較表

年次	恩給總額	前年比	増減額
大正十三年	九六七、四〇五	三、三三三、三三三	四、五七、九五〇
同十四年	一、〇一〇、二二三	一、〇五七、七〇〇	四、〇〇、〇〇〇
同十五年	一、〇六六、六六一	一、〇七三、七七一	六、〇〇、〇〇〇
昭和二年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇、〇〇〇
同三年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇、〇〇〇
同四年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇、〇〇〇
同五年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇、〇〇〇
同六年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇、〇〇〇
同七年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇、〇〇〇
同八年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇、〇〇〇
同九年	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇、〇〇〇

地方廳裁定恩給の統計は第一六條—三頁に掲げておいた。

補遺

本文中の訂正増補後に書忘れに氣のついたことを此處に載せたのである、此の補遺を挿入すべき本文の上に○の印を附し又は本文中に補遺を見よと注意しておいた。

第三二條

(二三條—五頁在外指定學校一覽表(小學校ノ部)ニ左記ヲ追加ス)

學校名	設立者	指定年月日	備考
里馬日本人居留民會立日本小學校	財團法人秘露中央日本人會	昭和七、四、一九	文告第一一四號
山海關日本人居留民會立日本小學校	山海關日本人居留民會	昭和八、七、四	文告第二六二號
圖們尋常高等小學校	圖們內地人居留民會	昭和八、九、三〇	文告第三〇三號昭和九年五月十日ヨリ文告第一九二號ニテ圖們尋常小學校ヲ改稱ス
在留民會立海倫日本尋常小學校	海倫日本在留民會	昭和八、二、一八	文告第三三一號
鞍山大宮尋常小學校	南滿洲鐵道株式會社	昭和九、一、一〇	關東廳告示第五號
奉天平安尋常小學校	南滿洲鐵道株式會社	昭和九、一、一〇	關東廳告示第六號
教化尋常小學校	教化居留民會	昭和九、五、一	文告第一八四號
大虎山尋常小學校	大虎山民會	昭和九、七、五	文告第二一五號
海拉爾日本尋常小學校	海拉爾日本人居留民會	昭和九、八、二三	文告第二三九號
洮南日本小學校	洮南居留民會	昭和九、八、二三	文告第二四〇號
赤峰日本人居留民會立尋常高等小學校	赤峰日本人居留民會	昭和九、九、二六	文告第二五六號昭和一〇年四月ヨリ昭和九年文告第二八四號ニテ尋常小學校ヲ尋常高等小學校ト改稱ス

補遺



恩給總額累年比較表

年次	同九年	同八年	同七年	同六年	同五年	同四年	同三年	昭和二年	同十五年	同十四年	大正十三年
恩給總額	1,011,100	1,181,600	1,111,100	1,171,700	1,111,100	1,111,100	1,111,100	1,111,100	1,111,100	1,111,100	1,111,100
増減		170,500	-60,000	60,600	-60,400	0	0	0	0	0	0
増減率		16.8%	-5.4%	5.2%	-5.4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

地方廳裁定恩給の統計は第一六條—三頁に掲げておいた。

### 補遺

本文中の訂正増補後に書忘れに氣のついたことを此處に載せたのである、此の補遺を挿入すべき本文の上に○の印を附し又は本文中に補遺を見よと注意しておいた。

### 第三二條

(二二條—五頁在外指定學校一覽表(小學校ノ部)ニ左記ヲ追加ス)

學 校 名	設 立 者	指 定 年 月 日	備 考
里馬日本人小學校	財團法人秘露中央日本人會	昭和七、四、一九	文告第一一四號
山海關日本居留民會立日本小學校	山海關日本居留民會	昭和八、七、四	文告第二六二號
圖們尋常高等小學校	圖們內地人居留民會	昭和八、九、三〇	文告第三〇三號昭和九年五月十日ヨリ文告第一九二號ニテ圖們尋常小學校ヲ改稱
在留民會立海倫日本尋常小學校	海倫日本在留民會	昭和八、一、二八	文告第三三一號
鞍山大宮尋常小學校	南滿洲鐵道株式會社	昭和九、一、一〇	關東廳告示第五號
奉天平安尋常小學校	南滿洲鐵道株式會社	昭和九、一、一〇	關東廳告示第六號
教化尋常小學校	教化居留民會	昭和九、五、一	文告第一八四號
大虎山尋常小學校	大虎山民會	昭和九、七、五	文告第二一五號
海拉爾日本尋常小學校	海拉爾日本居留民會	昭和九、八、二三	文告第二三九號
洮南日本小學校	洮南居留民會	昭和九、八、二三	文告第二四〇號
赤峰日本人居留民會立尋常高等小學校	赤峰日本人居留民會	昭和九、九、二六	文告第二五六號昭和一〇年四月ヨリ昭和九年文告第二八四號ニテ尋常小學校ヲ尋常高等小學校ト改稱ス



通遼日本小學校	通遼日本居留民會	昭和九、九、二六	文告第二五七號
新京白菊尋常小學校	南滿洲鐵道株式會社	昭和九、一、二〇	文告第二八七號
北票日本人居留民會立尋常小學校	北票日本人居留民會	昭和九、一、二、四	文告第二九〇號
奉天高千穂尋常小學校	南滿洲鐵道株式會社	昭和九、一、一〇	關東局告示第一號
新京八鳥尋常小學校	"	昭和九、一、一〇	關東局告示第二號
鄭家屯尋常高等小學校	"	昭和九、一、一〇	文告第一七一號
范家屯尋常小學校	"	昭和九、一、一〇	關東局告示第三九號
撫順普通小學校	"	昭和九、一、一〇	關東局告示第五四號
鐵嶺普通小學校	"	昭和九、一、一〇	"
開原普通小學校	"	"	"
四平街普通小學校	"	"	"
新京普通小學校	"	"	"
朝陽川尋常小學校	朝陽川內地人民會	昭和九、一、一〇、五、三	文告第一八二號
承德日本人居留民會立承德日本尋常小學校	承德日本人居留民會	昭和九、一、一〇、五、三	文告第一八三號
平泉日本人居留民會立尋常小學校	平泉日本人居留民會	昭和九、一、一〇、五、三	"
凌源日本人居留民會立凌源日本尋常小學校	凌源日本人居留民會	昭和九、一、一〇、五、三	文告第一九〇號
一面坡尋常高等小學校	一面坡日本在留民會	昭和九、一、一〇、五、九	文告第二〇三號
財團法人光明學園小學部	財團法人光明學園	昭和九、一、一〇、五、二〇	"

天津、日本商業補習學校、昭和八年文告第二六一號ヲ以テ同年七月四日指定、昭和九、一、一〇、一月一日文告第三五二號ニテ廢止セラレテ天津日本青年學校トナル

明月溝尋常小學校	明月溝內地人民會	昭和九、一、一〇、六、一二	文告第二二三號
哈爾濱第二尋常小學校	南滿洲鐵道株式會社	昭和九、一、一〇、六、二〇	文告第二二七號
牡丹江日本尋常高等小學校	牡丹江日本居留民會	昭和九、一、一〇、七、二五	文告第二五九號
山城鎮日本小學校	山城鎮居留民會	昭和九、一、一〇、七、二五	文告第二六〇號
洮安日本小學校	洮安日本居留民會	昭和九、一、一〇、八、一六	文告第二七二號
天津日本青年學校	財團法人天津共益會	昭和九、一、一〇、一〇、一	文告第三五一號
綏芬河日本尋常高等小學校	綏芬河居留民會	昭和九、一、一〇、一〇、一六	文告第三九五號
三姓日本尋常高等小學校	三姓日本在留民會	昭和九、一、一〇、一〇、一六	文告第三九六號
寧古塔尋常高等小學校	寧古塔日本在留民會	昭和九、一、一〇、一〇、一〇	文告第四〇四號

〇二三條一〇頁在外指定學校一覽表(中等學校ノ部)ニ左記ヲ追加ス

學校名	設立者	指定年月日	備考
奉天商業學校	南滿洲鐵道株式會社	昭和九、三、一二	關東廳告示第三〇號
鞍山高等女學校	"	昭和九、四、一	關東廳告示第五五號
哈爾濱高等女學校	哈爾濱日本居留民會	昭和九、七、二六	文告第二三一號
財團法人光明學園中學部	財團法人光明學園	昭和九、一〇、一、三〇	文告第一三三號
財團法人光明學園高等女學部	"	昭和九、一〇、一、三〇	"



奉天朝日高等女學校	南滿洲鐵道株式會社	昭和一〇、四、一	關東局告示第三八號
哈爾濱日本中學校	哈爾濱日本居留民會	昭和一〇、七、二	文告第二三七號

(二二條—二六頁終ヨリ第二行ノ下ニ)

給料の意義は従前は退隱料の基礎たる本俸、年功加俸の外在勤加俸、手當等を包含せしめて解したが大正九年法律第一〇號施行の日即同年八月一日よりは同法第五條ノ二「本法ニ依リ退隱料ノ増額ヲ受クル者公務ニ就キ又ハ在外指定學校ノ職員ト爲リ退隱料ノ支給ヲ停止セラルル場合ニ於テハ其ノ増額ノ基礎ト爲リタル俸給額ヲ以テ退職當時ノ俸給額トス」の規定及其の趣旨に依リ同法の適用を受けた者も受けぬ者即俸給令改正後の退職者に付ても恩給の基礎となつた俸給のみを指すことになつた。逡巡看守退隱料及遺族扶助料法第一四條第二項に付ても同様で退隱料の基礎たる本俸、精勤加俸及功勞加俸以外の在勤加俸手當等を含ましめぬ。

第九條第二項

(九條—五頁終ニ)

刑法第四五條の併合罪に於て第四七條に依り處斷せられ又は第五四條第一項の想像的(觀念的)競合犯又は牽連犯に於て其の最も重きに從て處斷せられ又は軍刑法の罪と刑法等軍刑法以外の法に依る罪と併合し又は競合、牽連し刑法第四七條又は第五七條第一項に依り處斷せられたときは其の言渡刑の内容たる數罪の各罪毎に分離して刑を量定するものでないから恩給法第九條第二項の職務に關する犯罪と其の他の犯罪とが右の關係に於て併合又は牽連する場合に

於ても其の職務に關する犯罪の分子に對する刑を量定するを得ぬから苟も職務に關する犯罪の分子を認めらるる限りは刑法等軍刑法以外の法に依る禁錮以上の刑を言渡され又は軍刑法に依る一年の禁錮以上の刑を言渡されたときは第九條第二項に依り失權すると解せられる。

普通恩給の再任改定を受けた後第九條第二項但書に依り再任職に因る普通恩給權を失權した者再任職前の再任改定前の消滅せざる普通恩給權に對する恩給證書を受けるには其の恩給の裁定廳に普通恩給交付請求書を提出して受ける取扱である。此の場合に其の裁定廳が再任改定恩給の裁定廳と異るときは再任改定廳は裁判所よりの通知書及判決謄本を裁定廳に一時送付して前後の關係を明かにすることになつてゐる。

第一一條

(第一一條—九頁第三行ノ下ニ)

恩給法第一〇條に依り死亡した恩給權者の生存中の恩給の未受領金を遺族又は相続人に給與せられる場合の其の給與金は死亡した恩給權者の恩給のものであると解することが第一〇條を設けられた法意に合するから其の給與金に付ても又差押に關する第一一條第二項の制限に服すべきものと解するを正當と考へる(同旨判決大審院昭和一〇年(タ)第七七〇號、一〇、六、六言渡)。從て例へば普通恩給權者が區役所の税金滞納の爲第一一條第二項但書に依り國稅徵收の例に依り昭和一〇年二月分乃至九月分の恩給金を差押へられた場合に其の普通恩給權者が差押完了前たる同年九月に死亡し



遺産相続人が同年一〇月の支給期に第一〇條で恩給権者生前の未受領金を請求したとしても一〇月に支給せらるべき七、八、九月分迄の差押の效力の及んでゐる恩給金は（何月分の恩給金の差押といつても實は恩給原権自體の差押であることは第一條―九頁終より五行目以下に記す通りである）差押の效力の附著した儘相続人に給與せられることになるから一〇月の支給金は區に支拂ふべく相続人に支拂ふべきでない（九月分の恩給金の一部迄で差押金額に達して九月分に餘剰が生じるならば其の餘剰金額は相続人に支拂ふべきこと勿論である）。

第二四條

（二四條―七頁「監獄官制」ノ次「右改正」ノ項ノ次ニ）

右	改	正	昭 四、二二、二七	三六六公布ノ日	藥劑師	判待	（增）昭八法五〇 號二四條二號ニ ヨリ同年一〇月 一日ヨリ待遇職 員トナル
---	---	---	--------------	---------	-----	----	---

（二四條―一〇頁職名ノ欄第一一行産業組合主事補ノ次（「右改正」ノ項内）

（二四條―一一頁八ノ三地方體育運動職員制ノ次ニ）

八ノ四	地方學校營繕職員制	昭 九、一二、二七	三九八公布ノ日	學校營繕技師	奏待	判待	昭一〇、三、二 勅二四號ニテ指 定、同日ヨリ待 遇職員トナル
-----	-----------	--------------	---------	--------	----	----	---

検査所  
製造所  
技師  
技手  
書記  
同  
判待  
奏待  
（改）  
發物検査所等  
ヲ含ム

（二四條―一二頁「防疫職員制」ノ次「右改正」ノ項ノ次ニ）

右	改	正	昭 四、四、一八	七三三公布ノ日	防疫獸醫	判待	（增）
---	---	---	-------------	---------	------	----	-----

（二四條―一四頁「癩療養所職員制」ノ次「右改正」ノ項ノ次ニ）

右	改	正	大 一五、四、一	四二二公布ノ日	主事	奏待	（增）
---	---	---	-------------	---------	----	----	-----

（二四條―一五頁「臺灣地方待遇職員令」ノ項土木技手ト衛生技師ノ間ニ）

○建築書記  
同  
技師  
同  
技手  
同  
判待  
奏待  
（增）昭一〇、  
三、四號ニテ指  
定、同日ヨリ待  
遇職員トナル

（二四條―一五頁「右改正」ノ項ノ次ニ）

右	改	正	昭 九、六、三〇	二〇八公布ノ日	社會教育主事	奏待	（增）昭一〇、 三、四號ニテ指 定、同日ヨリ待 遇職員トナル
---	---	---	-------------	---------	--------	----	---

（二四條―一六頁「培國神社附屬遊就館ニ關スル件」ノ項館長ト書記ノ間ニ）

主事  
奏待  
昭一〇、三、  
三號ニテ指  
定、同日ヨリ  
追加



造幣藥劑師

判待

昭一〇、七、二〇  
勅二〇〇七號ニテ  
追加

第三三條

(三三條—三頁條白ニ)

昭和十年三月一九日內閣告示第二號

公務員ノ在職年ニ付恩給法第三十二條二項ノ規定ニ依リ加算ヲ爲スベキ戰爭ニ準ズベキ事變ノ期間、地域及職務ノ範圍竝ニ第三十三條第一項ノ規定ニ依リ加算ヲ爲スベキ擾亂ノ地域及期間左ノ趣勅裁ヲ經タリ

從軍加算及擾亂地勤務加算ニ關スル件

曩ニ勅裁ヲ經テ昭和八年十二月七日內閣告示第五號ヲ以テ告示シタル昭和六年九月十八日以後滿洲、東內蒙古及熱河竝ニ其ノ接壤地帯ニ在リテ戰鬥力構成ニ參加從軍シタル公務員ニ對シ恩給法第三十二條第一項第一號ヲ準用スル同條第二項ノ規定ニ依リテ爲ス加算ノ地域ハ昭和九年四月一日以後昭和十年十一月三十日迄ハ之ヲ環瑛、龍鎮、通北、海倫、望奎、綏化、呼蘭、阿城、雙城(哈爾濱新京間鐵道沿線以西ヲ除ク)、榆樹、舒蘭、永吉、磐石、伊通(滿鐵本線沿線以西ヲ除ク)、西安、東豐、清原、興京、桓仁、寬甸ノ各縣ヲ連スル地域以東ノ滿洲トス昭和十年十二月以後ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

昭和十年四月一日ヨリ同年十一月三十日ニ至ル期間熱河ニ在リテ戰鬥力構成ニ參加從軍シタル公務員ニ對シ恩給法第三十二條第一項第一號ヲ準用スル同條第二項ノ規定ニ依リ加算ヲ爲ス

昭和九年四月一日以後滿洲、其ノ沿海、東內蒙古及熱河(此ノ地域中前二項ニ依リテ恩給法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ加算ヲ爲サル部分ニ付テハ右加算ヲ爲サルル期間其ノ部分ヲ除ク)ニ在リテ危險ヲ顧ミズ其ノ職務ヲ以テ勤務シタル公務員ニ對シ恩給法第三十三條第一項ニ規定スル外國擾亂地勤務ノ加算ヲ爲ス

第四四條

(第四四條—二頁第三行ノ下ニ)

〔判例〕 昭和九年一月二日宣告行政裁判所昭和九年第三〇二號事件——明治三十二年二月九日無給の理事試補と爲り同年一〇月一日年俸三〇〇圓を給せられ明治三十二年十二月二六日理事に任官、大正十一年四月一日陸軍法務官と改稱、昭和七年四月二一日退職の原告が理事試補の無給期間をも二分の一を在職年に通算すべしと主張したに對し判決理由中に曰く「恩給法第六十條乃至第六十四條、第六十七條乃至第七十條及第八十二條等ヲ通覽スルニ恩給ハ俸給ヲ基礎トスルモノナルコトヲ觀取シ得ヘキノミナラス若シ無給ノ在職年ヲ算入スヘキモノトセンカ國庫其ノ他ノ經濟ハ全在職年ニ對スル恩給ヲ給スルニ拘ラス同法第十七條及同法施行令第四條ニ依リ分擔請求ヲ爲スコト能ハサルカ如キ不當ノ結果ヲ生スヘキコトヲ考量スルトキハ無給ノ在職年ハ恩給ノ基本タル在職年ニ算入スヘカヲサルモノト解スルヲ相當トス原告ハ恩給法第四十一條ノ除算規定中ニ無給ノ高等文官試補ノ在職年ヲ掲ケス又同法第四十二條第一項第三號ニ單ニ高等文官ノ試補ト記シ俸給ノ有無ヲ別タサルコトヲ舉ケテ無給ノ理事試補ノ在職年ト雖モ之ヲ恩給ノ基礎タル在職年ニ算入スヘキモノナル旨主張スルモ右ハ恩給ハ俸給ヲ基礎トスルモノナルコトノ原則ニ照シ特ニ之ヲ明規スルノ要ナキカ爲ニ外ナラサレハ之ヲ以テ原告ノ主張ヲ支持スルノ資料ト爲スニ足ラス」



(四四條—六頁第九行ノ下ニ)

(大正九年勅令第二六二號第二條に教官ニシテ他ノ職ノ教官ヲ兼ヌル者ノ俸給ハ之ヲ分割シテ各職ヨリ給スルコトヲ得とあるが文字は兼でも俸給が附著してゐると恩給法上は併有と解するのである。)

第四六條

(四六條—二頁終ヨリ四行目(五)職務の性質上其の傷病が一般に豫見し得べきものであることニ關シテ)

一般に豫見し得べきものであることとは之を健康状態に關して謂ふならば通常の健康人の場合に其の職務の爲或疾病に罹ることが不  
思議でないことであつて例へば通常人が一時的の感冒に罹つてゐるとき職務の爲、通常は許さるべき静養を許されずして酷寒中にて  
職務の執行を餘儀なくされ爲に重症に趨き死亡したときは、一時的の感冒に罹つてゐることは通常の健康人たるを妨げず又斯かる人が  
酷寒中にて職務するときには重症になることも豫見し得ることであるから之は公務の爲として扱つて差支なからうと思ふ、反之常に感  
冒に罹り易き者は體質的の者であつて通常人とみることが出来ぬから斯かる人が酷寒中の職務で斃れても必しも公務の爲といふを得  
ないであらう。

第五〇條

(五〇條—二頁終ヨリ六行目括弧内要件であるノ次ニ)

又有期増加恩給の期限が改正法施行後に切れた場合に症状が傷病年金を給すべき程度のものであるときにも本條第二項及同項と第三  
項との關係の趣旨に依り公務員の種類を問はずして又第四六條ノ二第一項の一年内云々の要件を要せずして傷病年金を給し得べきも  
のと解する。

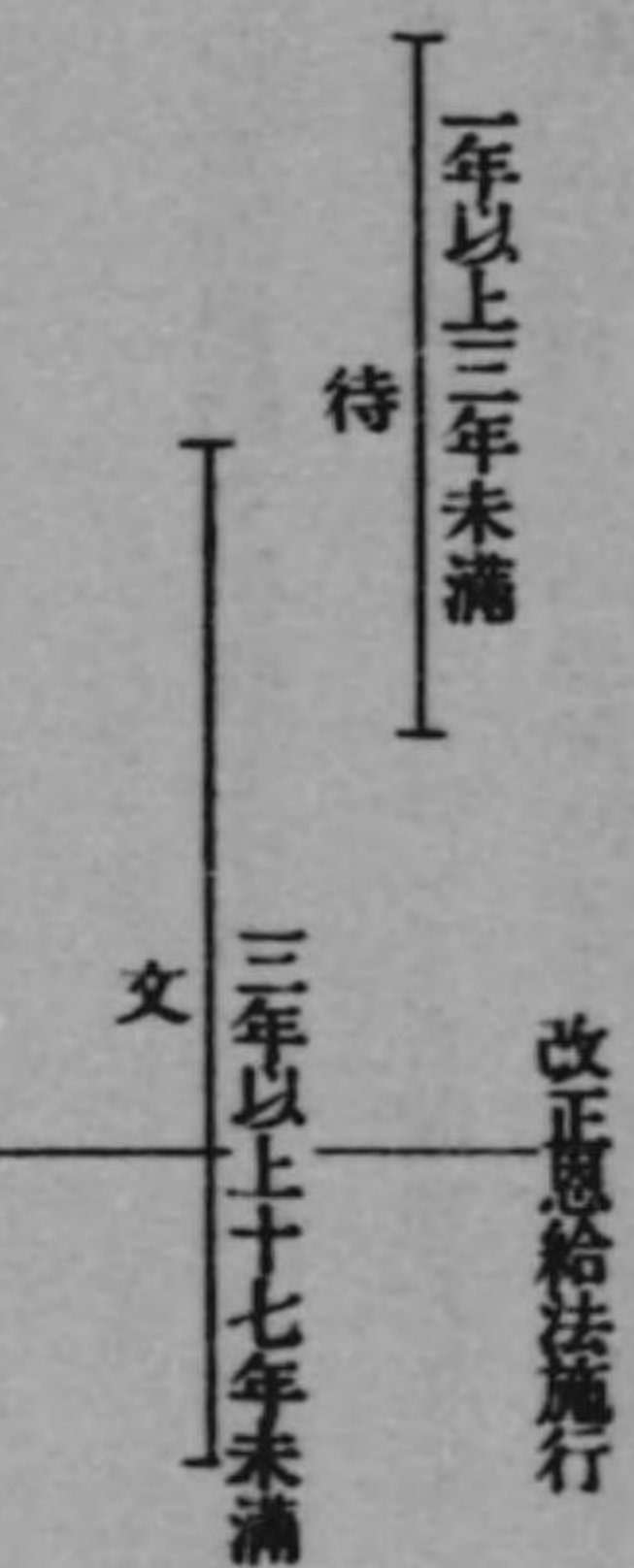
(五〇條—二頁終行ノ下ニ)

尙改正法施行前に有期増加恩給の期限が切れて第一款以下に降症し増加恩給請求を棄却せられた下士官以下の軍人には傷病賜金以上  
のものを受けてゐたのであるから「傷病賜金ヲ受クベキ事由」以上の事由を生じた者として附則第七條の趣旨に依り改正法施行後傷  
病年金の請求を認め得るのであるが此の場合にも前述括弧内と同理由に依り一年云々の條件を要せぬものと解する。

第五二條

(五二條—三頁(3)ノ前ニ)

〔例説〕



右の場合に文官を退職して待遇職員の恩給権が生じたときには既に昭和八年の恩給法の改正の結果一時恩給最短期間  
は三年になつてゐるので待遇職員の一時恩給権は認め得ないやうに思はれるが待遇職員退職當時の期待権を尊重し待  
遇職員退職當時の俸給を基礎とする三年未満の改正前の恩給法に依り一時恩給を認め之と改正恩給法に依る文官三年  
以上の一時恩給との選擇とする扱である(附則第十九條九、一〇頁の普通恩給の場合と同趣の扱である)。尙右に於  
て待遇職員退職前に教育職員に併任してゐたとすれば矢張り當時の期待権を尊重し改正前の恩給法に依る教育職員恩  
給及待遇職員一時恩給を併給するか又は教、待、文を通算した文官恩給を給するかの何れかの選擇となる。



第五四條

(五四條―四頁(4)ノ前ニ)

〔例説四〕



右の場合にaの普通恩給を選択せずbの一時恩給を選択したならば「普通恩給ヲ受クル者」でないから将来一年以上再在職せずとも前在職年月数と合して普通恩給年限に達すれば普通恩給を給せられる。(例へば文官待遇職員又は教育職員に再在職せば在職一ヶ月にしてbと通算して一七年の文官普通恩給を給せられ、警部補に再在職せば在職一ヶ月にして全在職を通算して普通恩給を給せられる、尤もaの普通恩給を選択すれば将来文官、待遇職員又は教育職員として一年以上在職するを要する代りに第一次巡査在職も通算される。)

第五八條

(五八條―七頁第一〇行ノ下ニ)

同範圍とすといふのは個人の第三種所得と同額とするといふことではない。施行令第二四條ノ五は恩給外の所得の

計算に關し所得税法第一四條を準用してゐるが勤勞所得の控除に關する同法第一五條第一六條は準用してゐないから此の點から謂つても必しも同額でないことがわかるのである。

(五八條―一頁第二行ノ下ニ)

普通恩給権者が再任して在職一年未滿にして退職した場合にも俸給生活を餘り急激に變改させぬ點に重きを置き第二項の適用ありと解する。

(五八條―一二頁終ヨリ四行目ノ下ニ)

註 減損とは所得額算出の基礎となつた前年中の所得そのものの減損にあらず、本年の収入額が右基礎となつた所得の額より減損したことを指す。

第五九條ノ二

(五九條ノ二―五頁(4)ノ前ニ)

恩給法第二六條第四號但書は警部補から警部に轉じたときは警部補を退職したものと看做す旨規定してゐるが之は普通恩給最短期限計算上警部補の利益を保護する爲の規定に外ならずして事實は本官から本官への轉任であり第五一條第二項は失格に關して右但書を適用せず又附則第九條の恩給納金に關しても之を退職と看做さず轉任として扱ふことになつてをり且つ第五九條ノ二第四項は稍名義上の俸給を基礎とする嫌ひがあつて改正法が基礎俸給を實際の俸給に改めた大眼目から成る可く其の適用を制限するのを妥當とするから警部補から警部に轉じ一年足らずで退職した場合



には基礎俸給計算上第二六條第四號但書を適用せずして警部退職前一年内の俸給總額を基礎とすべきである。

(五九條ノ二—二頁第一〇行ノ次ニ)

尤も二官職の俸給を合算すべき場合に同月内に例へば一官職の俸給を二五圓から一〇〇圓に昇すと同時に他官職の俸給を一〇〇圓から二五圓に下げた場合には其の月は二〇〇圓とせず一二五圓とすべきである、蓋し二俸給の合算は二俸給で一人前とみるが故であるから二〇〇圓とするのは合算の趣旨に合はぬのである。

### 第六五條

(六五條—二頁終ヨリ三行目ノ次ニ)

増加恩給及傷病年金は退職當時の階等に依り定めるのであるから例へば中尉時代に負傷しても退職當時の階等が少將であれば少將としての額を給する、其の當否は別として此の點は舊法たる軍人恩給法第六條(二一條—九頁)が事故の生じたときの現官階に依り増加恩給を給したのと趣を異にしてをる。

### 第七二條

(七二條—二頁第七行「例説」ヲ「例説一」トシ第九行ノ次ニ)

〔例説二〕 公務員甲某死、亡後に出生無効確認の判決に依り甲家への出生入籍を無効とし更めて乙家に出生の届を出して乙家に入籍した場合には司法省民事局長回答に依れば乙家への出生届出の日を以て乙家に入籍したものと解するを相當とする、從て乙家の公務員の父母等は第七二條の遺族と解せられる。

### 第八〇條

(八〇條—二頁第八行目差支ない。ノ下ニ)

恩給法施行前に分家した子の家に妻が施行後入籍した場合でも妻は失権しない。

(八〇條—二頁終ヨリ第二行ノ次ニ)

〔例説三〕 戸主たる公務員が生存中其の妻と共に廢家して他家に入り後に妻が扶助料權者となつてから右「他家」より離れて右廢家を再興した場合にも妻は本條第一項本文に依り失権する。

分家して失権した遺族甲が後に至つて分家無効の裁判に依り扶助料權を恢復した場合には裁定廳は其の遺族の次順位者たる遺族として扶助料を受けてゐた乙以下の扶助料權を取消し甲に扶助料證書を發行交付するのであつて支給廳たる選信局は乙以下に對し今迄受けた扶助料金を誤拂に依る不當利得として返還を請求するのであるが之に關し大審院判例(昭和一〇年(オ)一九七四號、(オ)二〇五〇號)に依れば甲の分家が無効になつても既に裁定廳が甲に扶助料を給する裁定をしてある以上は其の裁定は當然無効といふことは出來ず支給廳は右裁定の取消以前に不當利得の返還を請求し得ぬから誤拂金の時効は裁定廳の取消の時から進行するものであつて而して右誤拂に依る不當利得返還請求債權は民法第一六七條第一項の一〇年の時効期間の適用を受けるものとしてゐる。(八四七頁(二八)參照)

誤拂金の返還の請求を受けた者は民法第七〇三條「法律上ノ原因ナクシテ他人ノ財産又ハ勞務ニ因リ利益ヲ受ケ之カ爲メニ他人ニ損失ヲ及ホシタル者ハ其利益ノ存スル限度ニ於テ之ヲ返還スル義務ヲ負フ」の規定に依り利益の存する限度に於て返還せねばならぬが之に付て參考になると思ふから大審院昭和七年(オ)第一九一七號事件の判決理由中一部を左に掲記する。

〔判決理由〕 案スルニ原判決理由ノ記載ハ稍々周到ヲ缺クノ憾ナキニ非スト雖其ノ全趣旨ニ依レハ被上告人先代ハ其ノ實子半六ノ死



亡當時ヨリ一貫シテ無資産ニシテ本件扶助料誤拂金ヲ受ケタルモ總テ之ヲ一家ノ生活ノ爲ニ費消シ盡シタルノミナラス之ヲ以テ生活費ヲ支辨シタルコトニ因リテ喪失ヲ免レテ殘存スル財産ナク只僅ニ比較的少價額ノ畑及雜地ヲ有スルモ右ハ扶助料ヲ受ケタルト否トニ關係ナク換言スレハ扶助料ヲ受ケタルカ爲ニ其ノ喪失ヲ免レタル事實關係ナク之ヲ要スルニ本件ニ在リテハ扶助料ヲ受ケサリシトセハ他ノ財産ヲ費消スヘカリシ事情ノ毫モ存セサルコトヲ確定シタルモノナルヤ明白ナリトス然リ而シテ金錢ノ不當利得ノ場合ニハ反證ノ存セサル限一應其ノ利益ハ現ニ存スルモノト認ムヘク又必シモ其ノ金錢ノ現ニ存スルコトヲ要セス其ノ金錢ヲ得タルカ爲ニ喪失ヲ免レテ殘存スル他ノ財産アルトキハ之ヲ以テ民法第七百三條ノ現ニ存スル利益ナリト解スヘキモノナリト雖前示確定ニ係ル事實關係ニ於ケル如ク其ノ得タル金錢ハ現ニ存在セサルノミナラス之ヲ得タルニ因リテ喪失ヲ免レテ殘存スル財産モナク其ノ他之ヲ得サリシトセハ他ノ財産ヲ費消スヘカリシ事情ノ毫モ存セサルコト明ナル場合ニ於テハ前記法條ノ目スル現存利益ナキモノト云フヘキハ當然ナリトス從テ之ト同趣旨ニ出テタル原判決ハ正當ニシテ云々。

東京控訴院昭和八年(ネ)第一六六號事件判決に依れば扶助料權者から扶助料金受領の委任を受けるたる扶助料權者に対する債權者が扶助料權者死亡し受領の代理權がなくなつてゐたに拘らず扶助料金を請求し受領したこと判明し支給應が其の誤拂金の返還を請求する場合に民法第一七七條の無權代理に因る損害賠償請求の方法に依ることが出来ることになつてゐる、判決理由中参考になる點が多いから左に要點を摘記する。

〔判決理由〕(前略)民法第十七條が債務ノ辨濟ニ付適用アリヤ否ハ一概ニ論ズベカラズ辨濟トシテ爲サル給付ノ法律上ノ性質ノ如何ニヨリコノ給付ニ付或ハ適用セラレ或ハ適用セラレザルモノト云ハザルベカラズ。而シテ民法第十七條が債權契約ト物權契約トノ別ナク適用セラレベキコトハ殆ド言フ俟タザルトコロニシテ從テ無權代理人ニ對シテ爲サレタル辨濟トシテ無權代理人トノ間ニ所有權ノ他權利ヲ移轉スル物權契約ガ爲サレタル場合ニハソノ權別移轉ノ行爲ニ付民法第十七條ノ適用アルコト勿論ト云フベク唯物權契約ハ之ニヨリテ後ニ履行スベキ何等ノ義務ヲモ生ゼシムルモノニアラザルトコロ當然ノ結果トシテ同條ニヨリ相手方履行ヲ求ムルコトハアリ得ベカラズ常ニ必ズ損害賠償ヲ求ムルノ外ナキノミトス。而シテ茲ニ云フ損害ハ無權代理人トノ間ニ爲サレタル行爲ガ假ニ有效ナリトセバ生ジタルベキ法律關係ト現實ノ法律關係即チ代理人ノ無權限ナリシコトニヨリ生ジタル法律關係トヲ比較シ

タル場合ニ於テ現ハル相手方ノ不利益、更ニ言ヒ換フレバ無權代理人トノ間ノ行爲ガ有效ナリトセバ相手方ガ受ケタルベキ利益ノ喪失及受クベカラザリシ積極的損害ノ全部ヲ意味スルモノニシテコレ即チ通例履行ニ代ルベキ損害ト云ヒ之ガ賠償ヲ填補賠償ト云フトコロノモノノ意味ナリ。從テ本件ニ於ケル如ク無權代理人ニ對シ金錢債務ノ辨濟ノ爲メニ金錢ノ支拂ヲ爲シタル場合ニモ民法ノ前記法條ノ適用アリ。(中略)被控訴人(債權者)等ハ何レモ本件金員受領當時本人島田ヒサヲ(扶助料權者)ノ既ニ死亡セルコトヲ知ラズ、且知ラザルコトニ付過失ナキヲ以テ損害賠償ノ責ナキ旨主張スレドモ民法第十七條ハ無權代理人ノ過失ノ有無ニヨリ責任ノ有無ヲ別ツ趣旨ヲ有セザルヲ以テ因ヨリ理由ナシ。控訴人(國、東京逓信局長)ハ島田ヒサヲ死亡當時埋葬許可ヲ爲スニ當リ死亡届ヲ受理シ同人ノ死亡ヲ知リタルモノナレバ本件金員拂渡當時ハ被控訴人等ガ代理權ヲ有セザルコトヲ知リタルモノ、假ニ知ラズトセバ過失ニヨリ知ラザリシモノナル旨被控訴人等ハ主張スレドモ國ガ無權代理人ノ相手方トシテ行爲ヲ爲シタル場合民法第十七條第二項ノ適用ニ當リテ無權限ノ不知ハ該行爲ニ當リタル國家機關ノ不知ヲ以テ國ノ不知ヲ決スベク本件金員拂渡ニ當リタル官廳ニ於テ島田ヒサヲノ死亡ヲ知ラズ從テ被控訴人等ノ無權限ヲ知ラザリシコトハ本件當事者間ニ爭ナシ。而シテ死亡届ヲ受クルコトト恩給支拂ヲ爲スコトトハ異ル官廳ニ於テ掌ルトコロニシテ且國民中ノ一人ノ死亡ヲアラユル國家機關ニ知悉セシメ置クコトハ殆ト不能ノコトニ屬スルヲ以テ本件恩給支拂ヲ爲シタル官廳ガ被控訴人等ノ無權限ヲ知ラザリシコトハ控訴人ノ過失ニヨルモノトハ云ヒ難キヲ以テ被控訴人等ノ主張ハ理由ナシ。被控訴人ハ本件恩給金ヲ以テ訴外島田稔ニ對スル貸金ノ辨濟ニ充當シ何等利得セザルヲ以テ賠償責任ナキ旨主張スレドモ民法第十七條ニ基ク相手方ノ損害賠償請求權ハ無權代理人ガ利得シタルヤ否ニヨリ消長アルモノニ非ズ。又控訴人ハ島田稔(資力アリ)ニ對スル損害賠償請求ノ手段ヲ講ゼザルヲ以テ本件誤拂ニ付テノ關係人ニ對スル損害賠償請求權ヲ拋棄シタルモノト認ムベク從テ被控訴人等ニ對スル請求權モ既ニ存セザル旨主張スレドモ被控訴人等以外ノ者ニ損害賠償請求ノ手段ヲ講ゼザルノ事實ヨリ被控訴人等ニ對スル損害賠償請求權ヲ拋棄シタルモノトハ推斷シ難ク、他ニ控訴人ガ被控訴人ニ對スル權利ヲ拋棄シタルコトヲ認ムルニ足ル證據ナキヲ以テ被控訴人等ノ主張ハ理由ナシ。(中略)進ンデ損害ノ額ニ付考フルニ無權代理人トノ間ニ物權契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ代理人ガ無權限ナリシコトニヨリソノ行爲ニヨリ生ゼシメントシタル物權變動ハ全然發生セズ、例ヘバ無權代理人ニ對シテ物權讓渡ヲ爲スモ物權ハ移轉セズ相手方ノ物權ヲ有スルコト舊ノ如クナルベシ、從テ相手方ハ物權ヲ







國庫負擔の恩給額表..... 九〇

恩給給與規則(大一一、勅三六九)..... 九〇

第一條(年金恩給請求書提出経路)..... 八二、八三

第二條(年金恩給請求書添附書類)..... 八二、八三

第三條(五〇II、III再審査請求書)..... 八二

第四條(一時恩給請求方法)..... 八二

第五條(傷病賜金請求方法)..... 八二

第六條(扶助料請求書提出経路)..... 八三、八四

第七條(七三I第一次扶助料請求書添附書類)..... 八三

第八條(七三I第二次扶助料請求書添附書類)..... 八三

第九條(公務死亡の場合前二條外添附書類)..... 八三

第一〇條(七三I各號第二次以下扶助料請求書添附書類)..... 八四

第一一條(七四II扶助料請求書添附書類)..... 八四

第一二條(七八扶助料請求書添附書類)..... 八五

第一三條(七九扶助料請求書添附書類)..... 八五

第一四條(八一、八二、一時扶助料請求書提出経路)..... 八六

第一五條(八一、一時扶助料請求書添附書類)..... 八六

第一六條(八二、一時扶助料請求書添附書類)..... 八七

第一七條(恩給II恩給請求書提出経路)..... 八七

第一八條(同上請求書添附書類)..... 八七

第一九條(八一、一時扶助料恩給II、II、恩給請求者数人あるとき)..... 八八

第二〇條(恩給請求に證書を添附し得るとき)..... 八八

第二一條(經由廳廢止のとき事務引継廳經由)..... 八八

第二二條(經由廳の請求書受發)..... 八九

第二三條(裁定官廳の裁定)..... 八九

第二四條(争なき事實部分のみに依る裁定)..... 九〇

第二五條(権利者、關係者ノ證書、裁定通知書の誤謬發見通知)..... 九〇

第二五條(裁定官廳同上)..... 八二九

第二六條(裁定官廳の請求者出頭書類提出命令)..... 八二九

第二七條(支給には證書、通知書の呈示を要す)..... 八三〇

第二八條(年金恩給支給期月)..... 八三〇

第二九條(支給廳失權停止原因發見せば裁定廳へ通知)..... 八三〇

第三〇條(本屬廳の再任通知)..... 八三〇

第三一條(裁判所の處刑通知)..... 八三〇

第三二條(失權死亡の遺族よりの通知)..... 八三〇

第三三條(本籍、現住所變更届出)..... 八三〇

第三四條(前四條の通知届出は支給廳經由)..... 八三〇

第三五條(二(恩給IノIIノ謄本抄本作製月)..... 八三〇

第三六條(失權死亡のときは證書返還)..... 八三〇

第三七條(證書、裁定通知書再交付請求)..... 八三〇

第三八條(再交付により前證書、通知書失効、再交付後の發見)..... 八三〇

第三九條(氏名變更書換手續)..... 八三〇

第四〇條(具中は文書にて爲す)..... 八三〇

第四一條(具中書記載事項)..... 八三〇

第四二條(具中書は處分行政廳經由)..... 八三〇

第四三條(恩給局長の書類提出出頭命令權)..... 八三〇

第四四條(裁決書は理由を附す)..... 八三〇

附則(昭八勅二二七號附則)(本令は昭和八年十月一日より之を施行す)..... 八三〇

附則(昭八勅二二七號附則)(本令は昭和八年十月一日より之を施行す但し第一條乃至第三條の改正規定は昭和九年四月一日より之を施行す)(一三條に傷病年金を加へたが傷病年金は九年四月から創設に付此の規定をした)..... 八三〇

恩給給與規則(大一一二附七)..... 八三〇

第一條(恩給請求書經由廳)..... 八三〇

第二條(直接差出は恩給局宛)..... 八三〇

第三條(恩給請求書類様式)..... 八三〇

第四條(規則六條扶助料請求書海外より差出)..... 八三〇

第五條(經由廳の請求書受發)..... 八三〇

第六條(給與決定を貯金局に通知)..... 八三〇

第七條(請求却下の請求者關係廳への通知)..... 八三〇

第八條(規則二五の訂正は貯金局を経て通知)..... 八三〇

第九條(規則三一の通知様式、貯金局經由通知)..... 八三〇

第一〇條(再交付申請書式、添附書類)..... 八三〇

第一一條(支給廳經由書類は支給郵便局に差出せ)..... 八三〇

第一二條(恩給受給權調査票様式)..... 八三〇

第一三條(二(恩給I、一七ノ加算は勤務日誌の寫を差出)..... 八三〇

附則(大一一、一〇、一より施行、廢止附令)..... 八三〇

恩給給與規則(植民地長官の管掌する恩給の)..... 八三〇

朝鮮總督ノ管掌ニ係ル恩給給與規則(大一二附令一二五)..... 八三〇

臺灣總督、州知事又ハ廳長ノ管掌ニ係ル恩給給與規則(大一二附令七八)..... 八三〇

關東長官ノ管掌スル恩給給與規則(昭二附令五九)..... 八三〇

群馬縣恩給給與規則(大一二附令五二)..... 八三〇

長崎縣恩給給與規則(大一一三附令三)..... 八三〇

恩給基金(小學校教員の)..... 八三〇

恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則(大一一二勅四三九)..... 八三〇

恩給金額分擔及國庫納金收入等事務取扱規則(大一一二勅三〇)..... 八三〇

恩給權..... 八三〇

年金恩給權の一般消滅原因..... 八三〇

恩給權の讓渡..... 八三〇

恩給權の擔保(擔保を見よ)..... 二一五、八

恩給權の差押..... 二一五、八

恩給權の喪失(失權を見よ)..... 二一五、八

恩給資格(資格を見よ)..... 九〇、二一三

恩給受給權調査票..... 九〇、二一三

恩給審査會..... 九〇、二一三

恩給請求手續..... 八〇以下

恩給ニ關スル權利..... 二一三

恩給納金(公務員個人納金)..... 九一、附九一

準公務員及兵に納金なし..... 九一、二

恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律(昭七法一三)..... 九一、二

恩給扶助料等ノ増額ニ關スル法律(大九法一〇)..... 九一、二

恩給扶助料等及休職給ノ増額ニ關スル件(大九勅二七八)..... 九一、二

恩給法施行前の恩給の處置..... 八五、一

恩赦令一條..... 九一、二、五、一四

會計法(三三、三三條)..... 九一、八四七

會計検査官及行政裁判所高等官ノ休職ニ關スル法律(大二法一二)..... 九一、八四七

海軍下士官兵服役令(明四三勅二五〇)..... 九一、八四七

海軍警吏補..... 九一、八四七

海軍巡查..... 九一、八四七

戒嚴..... 九一、八四七

戒嚴加算..... 九一、八四七

(軍人恩給法二一條、陸戰合圍地境內服務)..... 九一、八四七















大三、一一、一〇陸海軍省告示……………二一六  
 大四、一、二七陸海軍省告示……………二一六  
 大五、九、一四陸海軍省告示……………二一六  
 大九、四、一三陸海軍省告示……………二一六  
 大一一内閣告示二號(國境警備及理蕃ノ加算ニ關スル件)……………二一六  
 昭一一内閣告示二號(事變及擾亂加算)……………補一六  
 昭四、内閣告示三號(事變及擾亂加算)……………三二六  
 昭三、内閣告示一號(擾亂加算)……………三二二  
 昭七内閣告示三號(理蕃加算ニ關スル件)……………三二二  
 昭八、内閣告示五號(事變及擾亂加算)……………三二七  
 大一一内閣告示二號(不健康業務指定)……………三二七  
 國務大臣の普通恩給……………三〇一  
 權任(恩給法施行前)……………三〇一、三〇二  
 權官司……………三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六

サ

在外指定學校  
 其の職員に俸給を給する者は地方經濟納金を爲すの要  
 なし……………二八一  
 指定權者……………三二四  
 指定に關する規程……………三二四、三二五、三二六、三二七  
 在外指定學校一覽表……………三二五  
 朝鮮に存在した在外指定學校……………三二二  
 其の職員に積民地在勤加算なし……………三二二  
 在外指定學校職員名稱待遇及任用解職ニ關スル件(明  
 三八勅二三〇)……………三二二  
 在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法(明三八  
 法六四)……………三二七、三二八  
 再交付……………三二七、三二八

(一)恩給證書の再交付  
 再交付する場合……………八四二  
 再交付請求手續……………八四二  
 擔保と再交付……………八四二  
 (二)裁定通知書の再交付  
 再交付する場合……………八四二  
 再交付請求手續……………八四二  
 再就職(再任)……………六八一、二八三、五四一  
 退職後一年内の再就職は時効を中斷す……………六八一  
 再就職後の退職に因る再任改定……………五四一  
 再任改定……………五四一  
 再任改定の方法……………五四一  
 普通恩給……………五四一  
 增加恩給……………五四一  
 傷病年金……………五四一  
 再任改定不可能の場合(在職年の空廻り)……………五四一  
 増額せざる再任再定……………五四一  
 宮内職員恩給を普通恩給に再任改定……………五四一  
 再任停止(停止を見よ)……………五四一  
 在職年……………五四一  
 其の意義……………二八一、二八二  
 在職年計算の原則……………二八一  
 在職年半減計算……………二八一  
 在職年月數……………二八一  
 各種公務員在職年通算の原則……………二八一  
 在職年の空廻り……………二八一、二八二、二八三  
 實在職年と加算年……………二八一、二八二  
 再審査(增加恩給、傷病年金の)……………二八一  
 裁定(恩給の裁定處分)……………二八一

意義……………二一五  
 内閣恩給局長以外の者の裁定表……………二一五  
 公務員別恩給裁定官廳表……………二一五  
 裁定の三種……………二一五  
 裁定要項……………二一五  
 裁定要項通知書書式(大一一内閣訓一)……………二一五  
 裁判所構成法(七四條ノ二、八〇條ノ二)……………二一五  
 差額停止(退隱料の)……………二一五  
 明二三法九〇、五條……………二一五  
 明二三法九二、七條……………二一五  
 明二九法九三、一條……………二一五  
 明三八法六四、二條(六)……………二一五  
 巡查看守退隱料及遺族扶助料法四條……………二一五  
 差押(恩給ヲ受クルノ權利の差押)……………二一五  
 差止(支給の差止)……………二一五  
 産業組合主事、主事補……………二一五  
 産業主事、主事補……………二一五  
 産業技術師、技術……………二一五  
 産業書記……………二一五  
 三等郵便局長……………二一五  
 (官吏恩給法註)……………二一五  
 三等電信局長……………二一五  
 (官吏恩給法註)……………二一五  
 作業技術師、技術……………二一五

衆議院書記技手……………二一五  
 從軍……………二一五  
 從軍加算……………二一五

索引

戰爭從軍加算……………三二一  
 事變從軍加算……………三二一  
 從軍加算方法……………三二一、三二二  
 舊法の從軍……………三二一  
 (官吏恩給法一〇條)……………三二一  
 官吏從軍の範圍……………三二一  
 (軍人恩給法二一條)……………三二一  
 (市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法四條  
 ノ三)……………三二一  
 (巡查看守退隱料及遺族扶助料法一八條)……………三二一  
 就職……………三二一  
 各公務員別就職の意義……………三二一  
 各準公務員別就職の意義……………三二一  
 就職の時期は辭令の日附に依る……………三二一  
 就職を轉任と看做す場合……………三二一  
 就職を勤続と看做す場合……………三二一  
 準教育職員……………三二一  
 就職、退職……………三二一  
 增加恩給、傷病年金給與要件、階等……………三二一  
 準教育職員勤続年月數の通算……………三二一  
 準教育職員の俸給……………三二一  
 準軍人……………三二一  
 就職、退職……………三二一  
 增加恩給、傷病年金給與要件、階等……………三二一  
 準軍人在職年月數の通算……………三二一  
 準軍人の俸給、普通恩給……………三二一  
 巡檢……………三二一  
 準公務員……………三二一  
 (準文官、準軍人、準教育職員の總稱なり、各項別に見よ)



準公務員在職年の通算 計算方法 四二一  
 同 準公務員に増加恩給又は傷病年金を給する要件 四二一  
 逕查看守退職料及遺族扶助料法 四二一  
 (明三四法三八) 三三一  
 右法施行令(明三四勅一四八) 三三一  
 右法ヲ臺灣ニ施行ノ件(明三四勅一五〇) 三三一  
 逕査分限令(昭八勅一三) 三、四、一〇條 三三一  
 逕査警戒令(昭八勅一五) 三、一〇條 三三一  
 逕査給與令(明三九勅二五九) 四條ノ二、三 三三一  
 準文官 三三一  
 就職、退職 三三一  
 増加恩給、傷病年金給與要件、階等 七、一、六、一、六、一、二、一 三三一  
 準文官の俸給、普通恩給 三三一  
 省令 三三一  
 明一九陸軍乙三三 三三一  
 明一九海軍二八 三三一  
 大一一、九、二六、外務文部省令(在外指定學校ノ指  
 定ニ關スル規程) 三三一、二  
 大一二内務一〇(傷兵院法施行規則) 三三一、二  
 大一二大藏三〇(恩給金額分擔及國庫納金收入等事務  
 取扱規則) 三三一、二  
 大一二逓信五七(恩給法附則ニ依ル増額恩給更正規則) 一〇一、一〇  
 昭六大藏二七(特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰  
 入ルルコトニ關スル法律施行事務取扱規則) 八八、八  
 昭八大藏二五(一時恩給受給者再就職ノ場合恩給法施  
 行令第三十條ノ二ノ規定ニ依ル一時恩給  
 返還等ニ關スル取扱規程) 六四ノ二、四  
 資格(恩給資格) 一一二

資格喪失 九二二  
 在職中の資格喪失原因 五一一  
 扶助料資格喪失原因 七六一  
 士官候補生 三二四  
 支給 三二四  
 時效 三二四  
 恩給請求權の時效 五一一  
 時效の中断 六一、七一  
 時效規定の適及適用 八六一  
 自己便宜退職 八六一  
 (官吏恩給法九條) 一〇一、五、一、一、一  
 (同 一三條) 三〇六  
 (退官賜金令) 三〇六  
 (市町村立小學校退及扶法八條) 三〇六  
 (明二五勅一八、三條) 三〇六  
 (府縣立師範學校校長俸給及公立學校職員退及扶法一〇  
 條) 三〇六  
 (公立學校職員退職料等ニ關スル法律四條ノ二) 三〇六  
 恩給法の失格原因にあらず 三〇六  
 自己便宜退職に關する行政判例 三〇六  
 自己便宜退職在職年は「繼續」せば除算せず 三〇六  
 市町村立小學校職員退職料及遺族扶助料法(明二三、  
 法九〇) 三〇六、一七  
 市町村立小學校教員退職料等ノ支給上ニ關スル在職年  
 數算定ノ件(明二五勅一八) 三〇六、一七  
 市町村立小學校校長及教員名稱及待遇ノ件(明二四勅二  
 一八) 三〇六、一七  
 市町村立幼稚園及保母待遇ニ關スル件(明四二勅三三  
 五) 三〇六、一七

市町村立小學校教員加俸令(明三三勅一三三) 三三條

同 七條 四四一  
 失官 三六一  
 (舊刑法三三條) 三六一  
 失權(權利消滅)(恩給權の喪失) 三六一  
 年金的恩給權の共通の失權原因 三六一  
 扶助料の失權原因 三六一  
 恩給令の復讐により權利回復せず(判例) 三六一  
 失格(資格喪失)原因 三六一  
 執行猶豫 三六一  
 失權に關係なし 三六一  
 失格に關係なし 三六一  
 除算に關係あり 三六一  
 犯罪に依る普通恩給、増加恩給、傷病年金の停止に  
 關係あり 三六一  
 犯罪に依る扶助料の停止に關係あり 三六一  
 失踪の宣告 九一、七二、三  
 執達吏 三六一  
 恩給更正 一〇一、八  
 執達吏恩給 七六  
 執達吏規則(抄)(明二三法五一) 七六  
 司法官試補 三〇一  
 朝鮮總督府司法官試補 三〇一  
 社會教育主事、主事補 二四一、二五  
 社會教育書記 二四一、二五  
 社會事業主事、主事補 二四一、二五  
 社會事業主事、書記 二四一、二五  
 社司(府縣社、郷社の)  
 社掌(同) 二四一、二五

小學校令施行規則一二六一—二八條

小學校教員恩給基金 八九一  
 給與の要件 六六一  
 金額(第四號表) 六六一  
 普通恩給、一時恩給と併給不妨 六六一  
 請求手續 六六一  
 傷病年金 六六一  
 給與の要件 六六一  
 退職後増進に依る傷病年金 六六一  
 傷病年金の程度 六六一  
 程度一覽表 六六一  
 傷病年金の年額 六六一  
 有期の傷病年金 六六一  
 普通恩給、一時恩給と併給不妨 六六一  
 準公務員に給する要件 六六一  
 請求手續 六六一  
 販恤金、傷病賜金の傷病年金編入 六六一  
 受給權(恩給ヲ受クルノ權利をも見よ) 九一、二一以下  
 年金恩給受給權調査 九一、二一以下  
 恩給受給權調査票 九一、二一以下  
 準教育職員 三三、三五  
 引續き教育職員となれば二分ノ一通算 三三、三五  
 職務俸 三三、三五  
 帝國大學高等官等俸給令(明三〇勅二二) 三三、三五  
 官立大學教官ノ職務俸ニ關スル件(大一二勅三九二) 三三、三五  
 除算(在職年の) 三三、三五  
 死亡前の俸給年額 三三、三五







退官賜金令(明二三勅九八).....三〇三

退職

各公務員別退職の意義.....三〇一

各學公務員別退職の意義.....三〇一

退職の時期は辭令の日附に依る.....三〇一

陸海軍人退職の時期一覽表.....三〇一

休職除隊は退職にあらず.....三〇一

退職前の俸給年額.....三〇一

退職前の俸給月額.....三〇一

退職恩給(軍人恩給法).....三〇一

待命中の在職は半減計算.....三〇一

待命中の俸給は退職前の俸給計算上本來給せらるべき  
俸給額に依る.....三〇一

臺灣樟太在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル件(明三  
三法七五).....三〇一

臺灣總督府在外研究員の在勤.....三〇一

臺灣公立學校官制(六一勅一五八)の職員.....三〇一

臺灣公立盲啞學校官制(六一勅二二四)の職員.....三〇一

臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上  
ノ學校職員退隱料及遺族扶助料ニ關スル  
法律(明三三法七七).....三〇一

臺灣の警部補は文官でもある.....三〇一

臺灣總督府警察官及司獄官練習所の練習生たる巡查看守  
臺灣ニ在勤スル巡查看守陸軍監獄看守陸軍警査及女監取  
締ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律(明三五法二九).....三〇一

臺灣在勤巡查看守等ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル規定  
ヲ朝鮮在勤陸軍監獄看守及陸軍警査ニ準用  
スルノ法律(明四四法六一).....三〇一

臺灣公立小學校准調等及臺灣公立學校准調等退職失職ニ  
關スル件(教育文官の種類).....三〇一

臺灣公立幼稚園保母ノ退職失職ニ關スル件(六一二府令  
三八).....三〇一

臺灣總督府條例施行前同府所屬雇員ニ官吏恩給法及遺  
族扶助法ヲ適用スルノ法律(明二九法七八).....三〇一

臺灣總督府巡查補  
代理受領(恩給の).....三〇一

明一七太政官達三.....三〇一

明一四陸軍甲一三(陸軍武官結婚條例).....三〇一

明一〇太政官達六六.....三〇一

短期現役兵.....三〇一

擔保(恩給ヲ受クルノ權利の擔保).....三〇一

擔保の實狀.....三〇一

擔保に關する司法判例.....三〇一

擔保と恩給證書再交付.....三〇一

手

地方警察技師、技手、書記.....三〇一

地方商工主事、主事補、技師、技手.....三〇一

地方書記.....三〇一

地方測候所技師、技手、書記.....三〇一

地方統計主事、主事補.....三〇一

地方農林主事、主事補、技師、技手.....三〇一

中學校と同等以下の程度の學校(恩施第三〇條)  
中樞院副議長、顧問、參議.....三〇一

朝鮮軍人.....三〇一

朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令(六七勅二九九)  
朝鮮公立學校官制(六一勅一五二)の職員.....三〇一

朝鮮人官吏ノ恩給退隱料及遺族扶助料等ニ關スル法律  
(六七法三〇).....三〇一

朝鮮總督府、關東都督府及樟太在勤巡查看守及女監取締  
ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律(明四  
五法四九).....三〇一

朝鮮總督府巡查補の在職.....三〇一

朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ支給ヲ受ケ  
サル文官判任以上ノ者ノ退隱料及遺族扶助  
料ニ關スル法律(明四五法六一).....三〇一

徵兵令、八條.....三〇一

勅令

大一一關東廳令五二(關東州及南滿洲鐵道附屬地在外  
指定學校規則).....三〇一

大一二關東廳令五三(關東州及南滿洲鐵道附屬地在外  
指定學校職員職務服務及俸給規則).....三〇一

大一三關東廳令五四(恩給更正手續).....三〇一

昭和二關東廳令五九(恩給給與細則).....三〇一

大一二樺太廳令四八(恩給更正手續).....三〇一

大一二南洋廳令二二(恩給更正手續).....三〇一

勅令

明二三勅九八(文官判任以上ノ者退官賜金ノ件).....三〇一

明二三勅二八六(技術官ノ休職ニ關スル件).....三〇一

明二四勅二一八(市町村立小學校校長及教員名稱及待遇  
ノ件).....三〇一

明二五勅一八(市町村立小學校教員退隱料等ノ支給上  
ニ關スル在職年數算定ノ件).....三〇一

明二六勅一九八(官吏ノ勤續ニ關スル件).....三〇一

明三〇勅二二二(帝國大學高等官官等俸給令)三、五條.....三〇一

明三二勅二〇一(明治二十九年法律第十三號ノ施行ニ  
關スル件).....三〇一

關スル件(教育文官の種類).....三〇一

明三二勅六二(文官分限令).....三〇一

明三二勅一九六(府縣立師範學校校長俸給並公立學校職  
員退隱料及遺族扶助料法ニ於ケル學校職員  
ノ資格及在職年數算定ノ件).....三〇一

明三二勅四五六(官公立學校又ハ圖書館職員ト教官  
其ノ他教育事務ニ從事スル文官ノ間ノ轉任  
ニ關スル件).....三〇一

明三三勅一三二(陸海軍准士官以下ノ受恩給者文官判  
任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル俸給支  
給方).....三〇一

明三三勅一三三(市町村立小學校教員加俸令)三條.....三〇一

同.....三〇一

明三三勅一七三(明治三十三年法律第七十五號及同年  
法律第七十六號ニ依ル風土病及流行病ノ種  
類指定ノ件).....三〇一

明三四勅一五〇(巡查看守退隱料及遺族扶助料法ヲ臺  
灣ニ施行ノ件).....三〇一

明三六勅一五六(文官分限令改正).....三〇一

明三七勅四五(陸軍現役軍人婚姻條例).....三〇一

明三八勅二二九(在外指定學校職員退隱料及遺族扶助  
料法ニ於ケル學校職員ノ資格及在職年數算  
定方等ニ關スル件).....三〇一

明三八勅二三〇(在外指定學校職員名稱待遇及任用解  
職ニ關スル件).....三〇一

明三九勅二五九(巡查給與令)四條ノ二、四條ノ三.....三〇一

明四〇勅一八八(明治四十年法律第四十八號ヲ適用セ  
サル官吏ニ關スル件).....三〇一

明四一勅一三七(在外指定學校職員退隱料及扶助料法  
ニ關スル件).....三〇一



中主務大臣及領事ノ管掌ニ屬スル事項  
 二關スル件).....三三六  
 明四二勅六八(朝鮮軍人の恩給に關スル).....三三六  
 明四二勅三三五(市町村立幼稚園及保母待遇ニ關スル件).....三三六  
 明四三勅一七(警部補ノ俸給及給與ニ關スル件).....三三六  
 明四三勅二五〇(海軍下士官兵服役令)一、二、二ノ二條.....三四一  
 明四三勅二七五(文官試補及見習ニ關スル件).....三四一  
 明四三勅三一〇(朝鮮總督府設置ニ關スル件).....三四一  
 明四四勅二八五(陸軍軍人服役令).....三四一  
 同 一、二、一三條.....三四一  
 明四五勅七〇(明治四十五年法律第十一號施行ニ關スル件).....三四一  
 大四勅二〇六.....三四一  
 大五勅一八二.....三四一  
 大六勅五(公立學校職員制).....三四一  
 大七勅二九九(朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令).....三四一  
 大八勅三七八(公立大學職員俸給令)四條.....三四一  
 大九勅一〇〇(海軍武官階級改正ノ件).....三四一  
 大九勅二六三(府縣知事加俸ニ關スル件).....三四一  
 大九勅二七八(恩給扶助料等及休職給ノ増額ニ關スル件).....三四一  
 大正九勅三六七(聘用セラレタル官吏及官吏待遇者ニ關スル件).....三四一  
 大九勅五一九(公立學校職員年功加俸令)一、二條.....三四一  
 大九勅五二〇(師範學校長勤続加俸令)一、二條.....三四一  
 大九勅五六九(司法官試補及朝鮮總督府司法官試補ニ關スル件).....三四一  
 大一一〇勅四三.....三四一

大一一〇勅三三六(公立圖書館職員令).....三四一  
 大一一〇勅四八一(現役軍人ノ婚姻ニ關スル件).....三四一  
 大一一〇勅一五二(朝鮮公立學校官制).....三四一  
 大一一〇勅一五八(臺灣公立學校官制).....三四一  
 大一一〇勅二二四(臺灣公立盲啞學校官制).....三四一  
 大一一〇勅二二三(明治二十九年法律第十三號ニ於テ通算スルコトヲ得ヘキ文官ニ關スル件).....三四一  
 大一一〇勅三七五(盲學校及聾啞學校令).....三四一  
 大一一〇勅三九二(官立大學教官ノ職務俸ニ關スル件).....三四一  
 大一一〇勅四三九(恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則).....三四一  
 大一一〇勅六六六(樺太公立高等女學校官制).....三四一  
 大一一〇勅二八.....三四一  
 大一一〇勅七四(幼稚園令).....三四一  
 大一一〇勅二七一(復權令).....三四一  
 大一一〇勅二〇三(特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律ノ施行ニ關スル件).....三四一  
 昭六勅二七〇(陸軍武官等表中改正ノ件).....三四一  
 昭六勅二七一(陸軍兵等級表).....三四一  
 昭七勅二〇四(昭和七年法律第一三號施行令).....三四一  
 昭八勅一六(植民地地巡查消防手ノ分限懲戒).....三四一  
 鎮戍  
 鎮戍加算.....三四一  
 加算方法.....三四一  
 通信手.....三四一  
 通算.....三四一  
 合算との關係.....三四一

宮内職員在職年の通算

宮内職員在職年の通算.....三四一  
 準公務員在職年の通算.....三四一  
 テ  
 帝國學士院會員.....三四一  
 帝國大學高等官等俸給令(明三〇勅二一一)三、五條.....三四一  
 帝國美術院、院長、會員.....三四一  
 停止(恩給の).....三四一  
 普通恩給の停止.....三四一  
 再任停止.....三四一  
 準公務員に再任するも停止なし.....三四一  
 再任實在職一月未満のとき停止せず.....三四一  
 兵に再就職の場合の不停止.....三四一  
 准士官以下の恩給不停止の場合.....三四一  
 處刑停止.....三四一  
 執行猶豫.....三四一  
 裁判所の處刑通知.....三四一  
 刑の執行停止は恩給停止を延引せしむ.....三四一  
 年齢停止.....三四一  
 増加恩給、傷病年金と併給の普通恩給を停止せず.....三四一  
 多額所得停止.....三四一  
 恩給外の所得.....三四一  
 増加恩給傷病年金の停止.....三四一  
 處刑停止あるのみ.....三四一  
 扶助料の停止.....三四一  
 停職期間は在職半減計算.....三四一  
 停職中の俸給は退職前の俸給計算上本來給せらるべき俸給額に依る.....三四一  
 定年ニ因ル退職事務検査ノ恩給ニ關スル件(大一一〇法一)

〇(一).....三四一  
 適宜給の一般昇給.....三四一  
 鐵道醫.....三四一  
 鐵道藥劑師.....三四一  
 鐵道手.....三四一  
 轉官職に依る俸給の増額は昇給と看做す.....三四一  
 轉官職に依る昇給の場合の一般上位.....三四一  
 傳染病研究所無給技手.....三四一  
 轉任.....三四一  
 意義.....三四一  
 轉任と看做す場合(恩二五條四號).....三四一  
 轉任を退職と看做す場合.....三四一  
 ト  
 統監府巡查補.....三四一  
 當分給の一般昇給.....三四一  
 道路技手、技師.....三四一  
 道路書記、主事.....三四一  
 特別會計.....三四一  
 其の種類.....三四一  
 其の恩給負擔額.....三四一  
 特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律(昭六法八).....三四一  
 特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律ノ施行ニ關スル件(昭六勅二〇三).....三四一  
 特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律施行事務取扱規則(昭六大藏省令二七).....三四一  
 特別志願士官(昭和八、勅一二に依る).....三四一  
 特別俸は裁停の定なき俸給.....三四一



屠畜検査技師、技手 ..... 三〇一—三〇三  
 土木技師、技師 ..... 二四一—二四三  
 土木書記 ..... 二四一—二四三  
 土木主事 ..... 二四一—二四三  
 屯田兵 ..... 二〇一—二〇三  
 屯田兵制の沿革 ..... 一〇三—一〇五

ナ  
 内閣印刷局醫 ..... 二四一—二四三  
 同 藥劑師 ..... 二四一—二四三  
 内閣 ..... 二四一—二四三  
 關東州、南洋群島は内閣 ..... 三〇一—三〇三  
 南洋廳巡查 ..... 三〇一—三〇三

ニ  
 二十歳未満者の在官在職  
 (官吏恩給法九條) ..... 二〇一—二〇三  
 (朝鮮人官吏) ..... 二〇一—二〇三

ホ  
 補宜 ..... 二〇一—二〇三

ノ  
 納金  
 地方経済(團體)納金 ..... 一八一—一八三  
 其の手續 ..... 一八一—一八三  
 個人納金 ..... 一八一—一八三  
 其の手續 ..... 一八一—一八三  
 農事試験場長、技師、技手、書記 ..... 一八一—一八三  
 農事講習所長、技師、技手、教師、書記 ..... 一八一—一八三

農事巡回教師 ..... 三〇一—三〇三  
 農業技師、技手 ..... 二四一—二四三  
 農林主事、主事補 ..... 二四一—二四三

ハ  
 癡兵 ..... 七〇一—七〇三  
 罰停中の停給は退職前の停給計算上本来給せらるべき俸給額に依る ..... 五九〇—五九二  
 判事及検事ノ休職並判事ノ轉所ニ關スル法律(大二法七) ..... 九六—九八  
 判任官見習 ..... 二〇一—二〇三  
 (官吏恩給法九條は除算す) ..... 二〇一—二〇三

行政判例  
 昭七第一號事件(復権に依り恩給權回復せず) ..... 九一—九三  
 昭六第三〇七號事件(同上) ..... 九一—九三  
 大一四第七三號事件(併任は繼續に非ず) ..... 九〇—九二  
 大一四第一三二號事件(恩給停止は請求を停止せず) ..... 九一—九三  
 昭二第七五號事件(停止) ..... 八五—八七  
 大元第一六七號事件(自己便宜退職) ..... 八五—八七  
 大四第五二號事件(同右) ..... 八五—八七  
 大一四第九七號事件(更正) ..... 一〇一—一〇三  
 大一四第一五六號事件(更正) ..... 一〇一—一〇三  
 大一四第三四號事件(更正) ..... 一〇一—一〇三  
 大一四第六三號事件(更正) ..... 一〇一—一〇三

司法判例  
 大五、二、三、大審院第二民事部判決 ..... 一一一—一一三  
 大六、一、二、一、二、大審院第三民事部判決 ..... 一一一—一一三  
 大七、四、一、二、大審院第一民事部判決 ..... 一一一—一一三  
 大八、五、三、一、五、東京控訴院民事第一部判決 ..... 一一一—一一三

引續キ

昭六東京地方裁判所(ワ)第五四六號判決 ..... 二一七  
 昭七大審院(オ)第一九一七號(現存利益) ..... 補〇條  
 昭一〇大審院(オ)第一九七四號、二〇五〇號(誤拂金時効) ..... 補〇條

ヒ  
 引續キ  
 第三八條(引續キ在職) ..... 三八一—三八三  
 第四一條(引續キタル在職年月數) ..... 四一—四三  
 第四二條(引續キ公務員ト爲ル) ..... 四一—四三  
 (引續キ教育職員ト爲ル) ..... 四一—四三  
 第五一條(引續キタル在職) ..... 四一—四三  
 附則第一五條(引續キ文官ニ任ジ) ..... 附五—一  
 非職(恩給法施行前) ..... 二〇一—二〇三  
 非職期間の變遷 ..... 二〇一—二〇三  
 非職滿期に依る恩給額の基礎 ..... 二〇一—二〇三

フ  
 復権令に因り恩給權回復せず ..... 九一—九三  
 不具發疾 ..... 九一—九三  
 其の程度 ..... 九一—九三  
 不具發疾程度一覽表 ..... 九一—九三  
 不健康地加算 ..... 九一—九三  
 不健康業務 ..... 九一—九三  
 不健康業務加算 ..... 九一—九三  
 府縣知事ノ指定地加俸ニ關スル件(大九勅二六三) ..... 四一—四三  
 府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法(明二三法九一) ..... 三二—三四

索引

右法ニ於ケル學校職員ノ資格及在職年數算定ノ件  
 (明三勅一九六) ..... 三三—三五

布告  
 明一三太政官布告三六號(舊刑法) ..... 三三—三五  
 明一五太政官布告三六號(戒嚴令) ..... 三三—三五

扶助料  
 扶助料順位 ..... 三三—三五  
 未成年の子、夫、成年の子、養子の扶助料資格 ..... 三三—三五  
 扶助料年額 ..... 三三—三五  
 加給扶助料 ..... 三三—三五  
 扶助料の失格原因 ..... 三三—三五  
 扶助料の處刑停止 ..... 三三—三五  
 一年以上所在不明の場合の停止 ..... 三三—三五  
 扶助料停止期間中の轉給 ..... 三三—三五  
 扶助料失權原因 ..... 三三—三五  
 請求手續 ..... 三三—三五

負擔  
 各種公務員の恩給の負擔者 ..... 三三—三五  
 負擔の分擔 ..... 三三—三五  
 地方費負擔恩給額表 ..... 三三—三五  
 特別會計の恩給負擔 ..... 三三—三五  
 普通恩給  
 各種公務員の普通恩給 ..... 三三—三五  
 普通恩給の停止 ..... 三三—三五  
 普通恩給の再任改定 ..... 三三—三五  
 普通恩給額の一時的恩給受給に因る控除 ..... 三三—三五  
 其の請求手續 ..... 三三—三五  
 物産検査員 ..... 三三—三五



府令(臺灣總督府令)

明三十九年第九號(恩給給與細則).....二七一

大一二第七八號(恩給給與細則).....二七一

大一二第三八號(恩給給與細則).....二七一

府令(朝鮮總督府)

明四三年第一六號.....二七一

大八年一三四號(朝鮮總督府道巡查採用及給與令).....二七一

大一二第一〇號(恩給更正手續).....二七一

大一二第一一號.....二七一

大一二第一二五(恩給給與細則).....二七一

文官

定義.....二七一

國庫より俸給を給せざる文官.....二七一

文官の普通恩給.....二七一

最短期限.....二七一

恩給額算出率.....二七一

基礎俸給.....二七一

外國實績續加給.....二七一

停止.....二七一

消滅原因.....二七一

改定.....二七一

國務大臣の普通恩給.....二七一

増加恩給と併給の普通恩給.....二七一

請求手續.....二七一

文官の増加恩給.....二七一

請求手續.....二七一

文官の傷病年金.....二七一

其の程度.....二七一

請求手續.....二七一

文官の一時恩給.....二七一

請求手續.....二七一

文官の扶助料.....二七一

請求手續.....二七一

文官の一時扶助料.....二七一

請求手續.....二七一

文官の個人納金.....二七一

文官年金恩給の受給權調査.....二七一

恩給法施行前の文官の恩給規定.....二七一

恩給法施行前の文官遺族扶助料規定.....二七一

文官分限令(明三二勅六)(一一三、一五一、一七條).....二七一

同(三一五條).....二七一

文官從軍の範圍.....二七一

分擔(恩給の負擔の分擔).....二七一

各種公務員恩給の分擔方法.....二七一

分擔する恩給の種類.....二七一

分擔額算出方法.....二七一

分擔關係圖解.....二七一

分擔の各種の場合圖示.....二七一

分擔取扱規則(六一二勅四三九).....二七一

分擔事務取扱規則(六一二大省三〇).....二七一

兵

兵卒を兵に改正した理由.....二七一

(昭六勅二七一、陸軍兵等級表ニ關スル件).....二七一

兵に恩給納金なし.....二七一

邊陲地加算.....二七一

邊陲不健康地加算.....二七一

加算方法.....二七一

邊陲不健康地加算.....二七一

聘用セラレタル官吏及官吏待遇者ニ關スル件(大九勅三六七).....二七一

併給

恩給の併給を許す場合.....二七一

併有(官職の)(併任).....二七一

併有官職は利益なる一在職に依り計算す.....二七一

併有官職を同時退職せば併給を合算す.....二七一

兼官兼職と異なる.....二七一

併給

定義.....二七一

種類.....二七一

併給額の合算.....二七一

併給なき勤務期間は在職年にあらず.....二七一

退職前又は死亡前の併給.....二七一

併給の月計算主義.....二七一

法定傳染病.....二七一

法律

明二三法四三(官吏恩給法).....二七一

明二三法四四(官吏遺族扶助法).....二七一

明二三法四五(軍人恩給法).....二七一

明二三法五一(執達吏規則).....二七一

明二三法九〇(市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法)(明二三一九〇).....二七一

明二三法九一(府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法).....二七一

明二九法一三(公立學校職員退職料等ニ關スル法律)三二六

明二九法七八(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇三

明三三法三〇.....三三八

明三三法三五(臺灣樺太在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル件).....三三八

明三三法七六(臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官列任以上ノ學校職員退職料及遺族扶助料ニ關スル法律).....三三八

明三四法三八(巡查看守退職料及遺族扶助料法).....三三八

明三五法二九(臺灣ニ在勤スル巡查看守陸軍監獄看守陸軍警査及女監取締ノ退職料及遺族扶助料ニ關スル法律).....三三八

明三五法三〇(警部補退職料及遺族扶助料等ニ關スル法律).....三三八

明三八法六四(在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法).....三三八

明三九法二二.....三三八

明四〇法四八.....三三八

明四〇法四九(朝鮮總督府關東都督府及樺太在勤巡查看守及女監取締ノ退職料及遺族扶助料ニ關スル法律).....三三八

明四一法三五(樺太廳立小學校教員、樺太公立小學校教員退職料及遺族扶助料ニ關スル法律).....三三八

明四三法六一.....三三八

明四四法六一(臺灣在勤巡查看守等ノ退職料及遺族扶助料ニ關スル加算規定ヲ朝鮮在勤陸軍監獄看守及陸軍警査ニ準用スルノ法律)三三三、三三一、二七



明四四法六〇.....二一三  
 明四四法六七(貴族院及衆議院速記技手在官年月數ニ  
 關スル法律).....九〇—三  
 明四五法一(朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ  
 俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退隱料  
 及遺族扶助料ニ關スル法律).....三一七、四〇  
 大二法七(判事及檢察ノ休職並判事ノ轉所ニ關スル法  
 律).....九六—二  
 大二法一二(會計検査官及行政裁判所高等官ノ休職ニ  
 關スル法律).....九六—二  
 大七法三〇(朝鮮人官吏ノ恩給、退隱料及遺族扶助料  
 等ニ關スル法律).....三〇—三  
 大九法一〇(恩給扶助料等ノ増額ニ關スル法律).....一〇一—九  
 大一〇法三三(憲兵補ノ恩給ニ關スル法律).....二一—四  
 大一一法二〇(定年ニ因ル退職判事檢察ノ恩給ニ關  
 スル件).....二〇—五  
 昭六法八(特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ル  
 ルコトニ關スル法律).....八七—七  
 防疫事務官.....八七—七  
 防疫書記.....八七—七  
 防疫員.....八七—七  
 防疫監吏.....八七—七  
 防疫監吏の檢査事務従事.....八七—七  
 防疫醫.....八七—七  
 補間計算.....八七—七  
 北海道廳事業手.....七九—八  
 保健技手、技師.....三四—七、八  
 補充兵役.....三二—三  
 補導(矯正院).....三四—八

本俸.....四四—一  
 本俸に準ずべきもの.....四四—一、二以下  
 加俸 年功加俸.....四四—二  
 精勤加俸、功勞加俸、特別加俸.....四四—五  
 指定地加俸.....四四—五  
 職務俸.....四四—五  
 未給與恩給.....四四—一  
 遺族への支給.....四四—一、四七—一  
 見習士官(陸軍).....三二—一、四七—一  
 (軍人恩給法一八條).....三二—一  
 民事訴訟法.....三二—一  
 第六一條.....二一—九  
 第五七〇條、六一八條.....三二—一  
 民法.....三二—一  
 第八三六條.....七三—四  
 第九六九條.....三三—〇  
 第九七〇條.....七三—五  
 第七〇三條.....八七—七、補〇條

明治二十九年法律第十三號ノ施行ニ關スル件(教育文  
 官の種別).....三三—五  
 明治二十九年法律第十三號ニ於テ通算スルコトヲ得ヘ  
 キ文官ニ關スル件(大一二勅二三).....三三—五  
 明治四十五年法律第十一號施行ニ關スル件(明四五勅  
 七〇).....三三—五  
 免除恩給(軍人恩給法).....三三—八

面長.....三四—八

七 盲啞學校(盲學校、雙啞學校となる).....一六—二

盲學校.....一六—二  
 其の職員の恩給扶助料の負擔者.....一六—二  
 其の職員の恩給納金.....五九—一  
 沿革.....三三—二  
 盲學校及雙啞學校令(大一二勅三七五).....三三—二

ヤ 藥劑師(監獄の).....三四—七、一六

同(内閣印刷局).....三四—七、一六  
 同(專賣局).....三四—七、一六  
 同(朝鮮總督府鐵道局).....三四—七、一六  
 培國神社附屬遊就館、館長、書記.....三四—七、一六

ユ 有害感動.....二〇—四、四六—四

輸出羽二重検査所技師、技手、書記.....二〇—四、四六—四  
 豫備役.....三四—一〇

ミ 養子の扶助料資格要件.....七四—一

豫備役.....三三—三、三  
 療養所、所長、醫長、醫員、調劑員、書記、看護婦長、  
 看護長.....三三—四、三六—二

ラ 看護婦長.....三三—四、三六—二

看護婦長.....三三—四、三六—二

索引

索引

索引

索引

索引

索引

索引

流行病.....四八—一

其の種別.....四八—一、三  
 流行病の地域.....四八—一  
 陸海軍將校分限令.....二一—三  
 陸海軍准士官以下ノ受恩給者.....二一—三  
 文官判任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル俸給  
 支給方(明三三勅一三二).....五八—四  
 陸軍軍人服役令一五、一三條.....四一—三  
 陸軍現役軍人婚姻條例(明三七勅四五).....二一—三  
 陸軍通譯.....二一—三  
 理蕃加算.....二一—三  
 之ニ關する大一二内閣告示二號.....九三—二  
 同昭七内閣告示三號.....九三—二  
 林業巡回教師.....九三—二  
 林業技師、技手.....九三—二  
 臨時海港檢疫醫員、檢疫醫、檢疫員.....二四—三  
 臨時海港檢疫獸醫.....二四—三  
 俗人.....三四—五、六

流行病.....四八—一

流行病の地域.....四八—一

陸海軍將校分限令.....二一—三

陸海軍准士官以下ノ受恩給者.....二一—三

文官判任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル俸給  
 支給方(明三三勅一三二).....五八—四

陸軍軍人服役令一五、一三條.....四一—三

陸軍現役軍人婚姻條例(明三七勅四五).....二一—三

陸軍通譯.....二一—三

理蕃加算.....二一—三

之ニ關する大一二内閣告示二號.....九三—二

同昭七内閣告示三號.....九三—二

林業巡回教師.....九三—二

林業技師、技手.....九三—二

臨時海港檢疫醫員、檢疫醫、檢疫員.....二四—三

臨時海港檢疫獸醫.....二四—三

俗人.....三四—五、六







對照文 恩給法 恩給種類別一覽表

馬太字の數字は條文を示す例へば附五は附則第五條。  
三、九四、九六、一〇一、一〇二、一〇四、附一、三各條。

受給資格者(公務員一九)	受給要件	恩給額算出方法等	失格原因	失權原因	恩給停止	經過規定
文官(二〇) 教育職員(二二) 待遇職員(二四) 軍人(二一) 准士官以上(二二) 下士官兵(二三)	十七年以上在職シ退 職シタリ給スル 職シタリ給スル 職シタリ給スル 職シタリ給スル 職シタリ給スル	六〇 六二 六四 六一 六一 六一 六三	五 五 五 五 五 五 五	九時六分(五、 七)	五八	八五、九〇(恩給法施行前後 在職年通算)、附二、附五、附 六、附一六 一、文官恩給ニ改定(附一五)
文官(二〇) 教育職員(二二) 待遇職員(二四) 軍人(二一) 准士官以上(二二) 下士官兵(二三)	三年以上十七年未満 在職シ退職シタリ給 スル 三年以上十七年未満 在職シ退職シタリ給 スル 三年以上十七年未満 在職シ退職シタリ給 スル 三年以上十七年未満 在職シ退職シタリ給 スル	六七 六七 六八 六八 六八 六八 七〇	五 五 五 五 五 五 五	九時七分(五、 七)	五八	八五、九八(四八)、 九七、九八(四八)、 九七、九八(四八)
文官(二〇) 教育職員(二二) 待遇職員(二四) 軍人(二一) 准士官以上(二二) 下士官兵(二三)	重大ナル過失ヲ受ケ テ公職ニシテハ 職務ノ履行ニ 支障ヲ及ボシ 且ハ公職ノ 信譽ニ損傷ヲ 及ボスル者 重大ナル過失ヲ 受ケテ公職ニシ テハ職務ノ履行 ニ支障ヲ及ボシ 且ハ公職ノ信譽 ニ損傷ヲ及ボス ル者	四九 四八 四七 四六 四六 四六 四六	五 五 五 五 五 五 五	九時六分(五、 七)	五八	附一、附二 附一、附七(下士以下ノ軍人)











對照文 恩給法 恩給種類別一覽表

重要なる数字は該文を示す例へば附五は附則第五條、三、九四、九六、一〇一、一〇二、一〇四、附一、八三、八四、八八、八九、九

受給資格者(公務員一九)	受給要件	恩給額算出方法等	失格原因	失権原因	恩給停止	経過規定
文官(二〇) 教育職員(三三) 待遇職員(三四) 軍人(三二) 准士官以上(三二) 警察監獄職員(三三)	十七年以上在職シ退 職シタハ給スル 六〇 六二 六四 六六 六八 七〇	五九ノ二、六四ノ 二、改定ハ五七、五 五、再任後ノ 五、再任後ノ 五、再任後ノ 五、再任後ノ 五、再任後ノ 五、再任後ノ	五	九時 六時 七時	五八	八五、九〇(恩給法施行前後 在職年通算)、附二、附五、附 六、附一六
文官ノ遺族 教育職員ノ遺族 待遇職員ノ遺族 軍人ノ遺族 准士官以上ノ遺族 警察監獄職員ノ遺族 (ク除ヲ妹姉弟兄)	八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八	八二、四 三、九一、九三、俸給ノ意 五九ノ二	七	七時 七時 七時	七	附一六
文官、教育職員、待遇職員、軍人、警察監獄職員、准文官、准軍人、准教育職員ノ遺族タル兄弟姉妹	八 九 一〇	八 九 一〇	八	七時 七時 七時	八	附一、附二
文官ノ遺族 教育職員ノ遺族 待遇職員ノ遺族 軍人ノ遺族 准士官以上ノ遺族 警察監獄職員ノ遺族 (ク除ヲ妹姉弟兄)	七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九	七三、四 給與ノ始時期(三)	七	七時 七時 七時	七	八五、一〇〇、附一四(三割 加給)
文官ノ遺族 教育職員ノ遺族 待遇職員ノ遺族 軍人ノ遺族 准士官以上ノ遺族 警察監獄職員ノ遺族 (ク除ヲ妹姉弟兄)	六六 六七 六八 六九 七〇	六六 六七 六八 六九 七〇	六	六時 六時 六時	六	附一、附二
文官ノ遺族 教育職員ノ遺族 待遇職員ノ遺族 軍人ノ遺族 准士官以上ノ遺族 警察監獄職員ノ遺族 (ク除ヲ妹姉弟兄)	四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三	四九、二 再任後ノ恩給改定ハ五五ノ 給與ノ始時期(三)	四	四時 四時 四時	四	附一、附二
文官ノ遺族 教育職員ノ遺族 待遇職員ノ遺族 軍人ノ遺族 准士官以上ノ遺族 警察監獄職員ノ遺族 (ク除ヲ妹姉弟兄)	四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八	四四、五〇 再任後ノ恩給改定ハ五四、 給與ノ始時期(三)	四	四時 四時 四時	四	九八、九八(四八)、 九七、九八(四八)、
文官ノ遺族 教育職員ノ遺族 待遇職員ノ遺族 軍人ノ遺族 准士官以上ノ遺族 警察監獄職員ノ遺族 (ク除ヲ妹姉弟兄)	四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八	四四、五〇 再任後ノ恩給改定ハ五四、 給與ノ始時期(三)	四	四時 四時 四時	四	九八、九八(四八)、 九七、九八(四八)、
文官ノ遺族 教育職員ノ遺族 待遇職員ノ遺族 軍人ノ遺族 准士官以上ノ遺族 警察監獄職員ノ遺族 (ク除ヲ妹姉弟兄)	四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八	四四、五〇 再任後ノ恩給改定ハ五四、 給與ノ始時期(三)	四	四時 四時 四時	四	九八、九八(四八)、 九七、九八(四八)、

一般事項  
 恩給權ノ裁定(二二)、恩給裁定給與等ニ對スル不服申立(二三、一四、一五)  
 未給與恩給ノ遺族(一〇)給與(一〇)  
 公務員ノ恩給納金(五九、附九)、地方經濟納金及國庫交付金(一八、附四)

受給權調査(九ノ二)  
 恩給權ノ處分禁止(一一)  
 恩給ノ負擔分擔(二六、二七)



昭和八年十二月二十五日印  
 昭和八年十二月三十日第一刷發行  
 昭和十一年七月十五日增訂第二刷發行

思給法精解  
 定價 五圓

有所權版

著者	上原 秋三
發行者	東京市神田區一ツ橋二丁目三番地 岩波 茂雄
印刷者	東京市牛込區市谷加賀町二丁目十二番地 菊地 眞次郎

刷印社會式株刷印本日大

(寺島製本)

發行所 東京市神田區一ツ橋二丁目三番地 岩波書店

電話(33) 〇八八七番  
 〇八八八番  
 〇八八九番  
 〇八九〇番  
 〇八九一番  
 〇八九二番  
 〇八九三番  
 〇八九四番  
 〇八九五番  
 〇八九六番  
 〇八九七番  
 〇八九八番  
 〇八九九番  
 〇九〇〇番



130  
\* 17



~~M7~~  
~~634~~

31734  
U 36

31734  
U 36



